

北中城村地域防災計画
(平成 31 年 3 月修正)

北中城村

【 目 次 】

第1編 基本編	1-1
第1章 総則	1-1
第1節 目的	1-1
第2節 用語	1-2
第3節 北中城村の概況	1-2
第4節 災害の想定	1-4
第5節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1-17
第2章 基本方針	1-23
第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方	1-23
第2節 防災対策の基本方針	1-26
第3節 村防災計画の修正（見直し）	1-27
第2編 地震・津波編	2-1
第1章 災害予防計画	2-1
第1節 災害予防計画の基本方針等	2-1
第1款 災害予防計画の基本的な考え方	2-1
第2款 災害予防計画の推進	2-2
第2節 地震・津波に強いまちづくり	2-4
第1款 地盤・土木施設等の対策（実施主体：関係各課、県）	2-4
第2款 都市基盤の整備（実施主体：関係各課）	2-11
第3款 建築物の対策	2-13
第4款 危険物等の対策	2-14
第3節 地震・津波に強い人づくり	2-17
第1款 防災訓練計画	2-17
第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画	2-19
第3款 自主防災組織育成計画（実施主体：総務課）	2-21
第4款 消防職員等の確保（実施主体：総務課）	2-22
第5款 企業防災の促進（実施主体：企画振興課）	2-23
第6款 地区防災計画の普及等（実施主体：総務課）	2-23
第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備	2-24
第1款 初動体制の強化（実施主体：総務課）	2-24

第2款	活動体制の確立（実施主体：総務課）	2-26
第3款	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 （実施主体：関係各課）	2-31
第4款	消防防災ヘリコプターの整備の検討（実施主体：総務課）	2-34
第5款	災害ボランティアの活動環境の整備 （実施主体：福祉課、村社会福祉協議会）	2-35
第6款	要配慮者の安全確保計画（実施主体：福祉課）	2-36
第7款	観光客・旅行者・外国人等の安全確保 （実施主体：企画振興課）	2-38
第5節	津波避難体制等の整備	2-41
第2章	災害応急対策計画	2-45
第1節	組織計画	2-45
第2節	地震情報・津波警報等の伝達計画	2-55
第1款	緊急地震速報の活用	2-55
第2款	地震情報等の種類及び発表基準	2-56
第3款	津波警報等の種類及び発表基準	2-58
第4款	津波警報等の伝達	2-64
第5款	近隣地震津波に対する自衛措置	2-65
第3節	災害通信計画	2-66
第4節	災害状況等の収集・伝達計画	2-71
第5節	災害広報計画（実施主体：総務対策班）	2-94
第6節	自衛隊災害派遣要請計画（実施主体：総務対策班）	2-96
第7節	広域応援要請計画（実施主体：総務対策班）	2-103
第8節	避難計画	2-105
第1款	避難の原則	2-105
第2款	津波避難計画	2-114
第3款	広域一時滞在	2-115
第9節	観光客等対策計画	2-122
第10節	要配慮者対策計画	2-124
第11節	消防計画	2-125
第12節	救出計画	2-126
第13節	医療救護計画	2-127
第14節	感染症対策計画	2-129
第15節	交通輸送計画（実施主体：総務対策班、土木対策班）	2-132
第16節	治安警備計画	2-142
第17節	災害救助法適用計画	2-142

第 18 節	給水計画（実施主体：総務対策班、上下水道対策班）	2-145
第 19 節	食料供給計画（実施主体：福祉対策班）	2-147
第 20 節	生活必需品供給計画（実施主体：福祉対策班）	2-149
第 21 節	し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	2-151
第 22 節	行方不明者の捜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬計画	2-155
第 23 節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画（実施主体：土木対策班）	2-163
第 24 節	住宅応急対策計画（実施主体：土木対策班）	2-164
第 25 節	二次災害の防止計画（実施主体：土木対策班）	2-166
第 26 節	教育対策計画（実施主体：教育対策班）	2-168
第 27 節	危険物等災害応急対策計画（実施主体：総務対策班）	2-170
第 28 節	在港船舶対策計画	2-171
第 29 節	労務供給計画（実施主体：総務対策班）	2-172
第 30 節	民間団体の活用計画（実施主体：総務対策班）	2-177
第 31 節	ボランティア受入計画（実施主体：福祉対策班）	2-178
第 32 節	公共土木施設応急対策計画（実施主体：土木対策班）	2-180
第 33 節	ライフライン等施設応急対策計画	2-182
第 34 節	交通機関応急対策計画	2-184
第 35 節	農林水産物応急対策計画（実施主体：農業対策班）	2-184
第 3 章	災害復旧・復興計画	2-186
第 1 節	公共施設災害復旧計画	2-186
第 2 節	被災者生活への支援計画	2-187
第 3 節	中小企業者等への支援計画	2-195
第 4 節	復興の基本方針等	2-196
第 3 編	風水害等編	3-1
第 1 章	災害予防計画	3-1
第 1 節	治山治水計画	3-1
第 1 款	治山事業	3-1
第 2 節	土砂災害予防計画	3-3
第 3 節	高潮対策計画	3-6
第 4 節	建築物等災害予防計画	3-7
第 5 節	火災予防計画	3-8
第 6 節	林野火災予防計画	3-10
第 7 節	危険物等災害予防計画	3-11
第 8 節	上・下水道施設災害予防計画	3-12
第 1 款	上水道施設災害予防計画	3-12

第2款	下水道施設災害予防計画	3-12
第9節	ガス、電力施設災害予防計画	3-13
第1款	高圧ガス災害予防計画	3-13
第2款	電力施設災害予防計画（実施主体:沖縄電力(株)）	3-13
第10節	食料等備蓄計画	3-14
第11節	災害通信施設整備計画	3-15
第1款	通信施設災害予防計画	3-15
第2款	通信・放送設備の優先利用等	3-15
第12節	不発弾等災害予防計画	3-16
第13節	文化財災害予防計画	3-19
第14節	農業災害予防計画	3-20
第15節	食料等供給計画	3-21
第16節	気象観測体制の整備計画	3-21
第17節	水防、消防及び救助施設等整備計画	3-22
第18節	避難誘導等計画	3-23
第19節	交通確保・緊急輸送計画	3-24
第20節	要配慮者安全確保体制整備計画	3-24
第21節	台風・大雨等の防災知識普及計画	3-25
第22節	防災訓練計画	3-27
第1款	防災知識の普及計画	3-27
第2款	防災訓練実施計画	3-28
第23節	自主防災組織育成計画	3-30
第24節	災害ボランティア計画	3-33
第25節	道路事故災害予防計画	3-34
第26節	海上災害予防計画	3-34
第2章	災害応急対策計画	3-36
第1節	組織計画	3-36
第2節	動員計画	3-38
第3節	気象警報等の伝達計画	3-39
第4節	災害通信計画	3-49
第5節	災害状況等の収集・伝達計画	3-49
第6節	災害広報計画	3-49
第7節	自衛隊災害派遣要請計画	3-50
第8節	広域応援要請計画	3-50
第9節	避難計画	3-50
第1款	避難の原則	3-50

第2款	風水害避難計画	3-50
第3款	広域一時滞在	3-53
第10節	観光客等対策計画	3-54
第11節	要配慮者対策計画	3-54
第12節	水防計画	3-54
第13節	消防計画	3-54
第14節	救出計画	3-54
第15節	医療救護計画	3-54
第16節	交通輸送計画	3-54
第17節	治安警備計画	3-55
第18節	災害救助法適用計画	3-55
第19節	給水計画	3-55
第20節	食料供給計画	3-55
第21節	生活必需品供給計画	3-55
第22節	感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	3-55
第23節	行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画	3-56
第24節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	3-56
第25節	住宅応急対策計画	3-56
第26節	二次災害の防止計画	3-56
第27節	教育対策計画	3-56
第28節	危険物等災害応急対策計画	3-56
第29節	海上災害応急対策計画	3-57
第30節	在港船舶対策計画	3-59
第31節	労務供給計画	3-59
第32節	民間団体の活用計画	3-59
第33節	ボランティア受入計画	3-59
第34節	公共土木施設応急対策計画	3-59
第35節	ライフライン等施設応急対策計画	3-59
第36節	農林水産物応急対策計画	3-60
第37節	道路事故災害応急対策計画	3-60
第38節	林野火災対策計画	3-61
第3章	災害復旧・復興計画	3-63
第1節	公共施設災害復旧計画	3-63
第2節	被災者生活への支援計画	3-63
第3節	中小企業者等への支援計画	3-63
第4節	応急金融対策	3-63

第5節 復興の基本方針等 3-63

資料編

(1) 北中城村防災会議条例 資-1
(2) 北中城村防災会議委員一覧 資-3
(3) 指定避難所一覧 資-4
(4) 指定緊急避難場所一覧 資-5
(5) 重要水防区域及び災害危険区域 資-6
(6) 民間団体等との協定等一覧 資-9
(7) 村有車両の状況 資-10

第1編 基本編

第1編 基本編

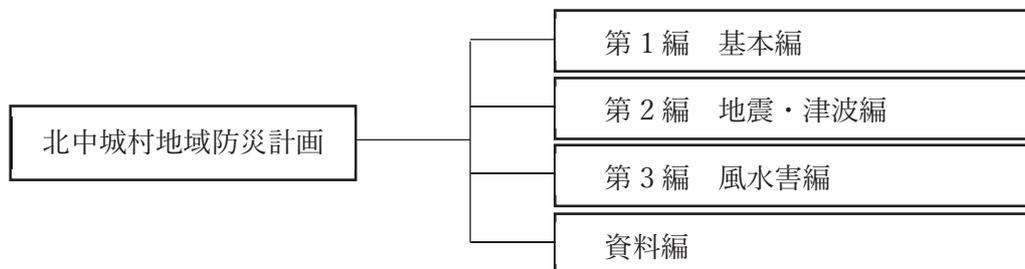
第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、北中城村の地域に係る災害対策に関する事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期することを目的とする。

- 1 北中城村の防災対策に関する指定地方行政機関、県、村、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに村民等の責務
- 2 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
- 3 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧・復興に関する計画
- 5 その他の必要な事項

なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。



(1) 基本編

本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項

(2) 地震・津波編

地震・津波に対する予防計画、応急対策計画、災害復旧・復興計画

(3) 風水害等編

台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、海上災害に関する予防計画、応急対策計画及び復旧・復興計画

(4) 資料編

各編に係る資料・様式

第2節 用語

この計画において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 災害対策基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 災害救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 県防災計画 沖縄県地域防災計画をいう。
- 4 村防災計画 北中城村地域防災計画をいう。
- 5 県本部 沖縄県災害対策本部をいう。
- 6 現地本部 沖縄県現地災害対策本部をいう。
- 7 地方本部 沖縄県災害対策地方本部をいう。
- 8 村本部 北中城村災害対策本部をいう。
- 9 現地本部長 沖縄県現地災害対策本部長をいう。
- 10 地方本部長 沖縄県災害対策地方本部長をいう。
- 11 村本部長 北中城村災害対策本部長をいう。

第3節 北中城村の概況

1 自然条件

(1) 位置

北中城村は、沖縄本島の中部地区に位置し、那覇から北東へ16km離れた、東経127.47度であり、東は中城湾に面し、南側は中城村、宜野湾市に、西側は北谷町、北側は沖縄市に面して、二市二町村に隣り合っている。

(2) 面積

面積は11.54k㎡であるが、西側の一部には北谷町にまたがって米軍基地が広がっており、村内の基地面積は1.641k㎡で全面積の約14.2%にあたる。

(3) 地形地質

地形は、一部東海岸平地部を除く大部分が丘陵台地で、この台地を更に2つ稜線が東西に走り、それぞれ南北への緩斜面を形成し起伏が多くまとまった平地はない。

地質は、シルト質粘土層（ジャーガル）が大部分を占め、那覇石灰岩層（マージ）、海浜堆積層（イーブ）等多種多様な地質形態をなしている。

河川は、中城村を起点とする普天間川が、本村から宜野湾市を経て、北谷町の海岸から海にそそいでいる。その他に佐阿良川、渡口川がある。

(4) 気候

本村の気候は、高温多湿・多雨で、気温の年・日較差が小さい亜熱帯海洋性であり、年平均気温は23℃前後、年降水量は2,000mm程度である。

自然災害をもたらす主な大気現象は、台風、大雨及び干ばつである。本村を含む沖縄地方は最盛期の台風の通り道にあたっており、平均的に毎年7個強の台風が襲来し、暴風雨、高波などを伴って大きな被害を与えている。また、梅雨期を中心にした大雨によ

る浸水、がけ崩れなどの災害、冬期の低気圧や季節風による海難がある。

2 社会的条件

(1) 人口

本村の人口は、住民基本台帳における平成30年4月1日現在で男8,303人、女8,859人、総人口17,162人、世帯数は6,999世帯となっている。

(2) 建物の状態

平成24年1月1日現在による本村の構造別家屋の状況は、木造528棟(9.9%)、木造以外が4,828棟(90.1%)、総棟数5,356棟(資料：H25年 沖縄県地震被害調査)となっている。

(3) 交通事情

北中城村の南北の方向に、西側を国道330号、ほぼ中央部に沖縄自動車道、東側を国道329号が縦断している。東西方向には北側に県道22号線、ほぼ中央部に県道宜野湾北中城線、南側に県道146号線が横断し、主要な幹線道路が格子状に村の骨格的な道路網を形成している。また、交通は村内の主要道路が中部圏域から各地域への通過地点となっていることから、朝夕の通勤時間帯には慢性的な交通渋滞を繰り返している。

第4節 災害の想定

北中城村における気象、地勢、地質等の地域特性によって起こりうる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本とした。

ただし、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771年の八重山地震津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、村内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

1 風水害

沖縄県が大規模な被害を受けた台風を事例に、本村においても同規模の災害を想定するものとする。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

(1) 台風第14号 フェイ

襲来年月日	昭和32年9月25日、26日
最大風速	47.0m/s
最大瞬間風速	61.4m/s
降水量	70.7mm
死傷者・行方不明者	193名（うち死者及び行方不明者131名）
住宅全半壊	16,091戸

(2) 第2宮古島台風

襲来年月日	昭和41年9月5日
最大風速	60.8m/s
最大瞬間風速	85.3m/s
降水量	297.4mm
傷者	41名
住宅全半壊	7,765戸

(3) 平成15年台風第14号 マエミー

襲来年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4m/s
最大瞬間風速	74.1m/s
降水量	470.0mm
死傷者	94名（うち死者1名）
住宅全半壊	102棟（うち全壊19棟）

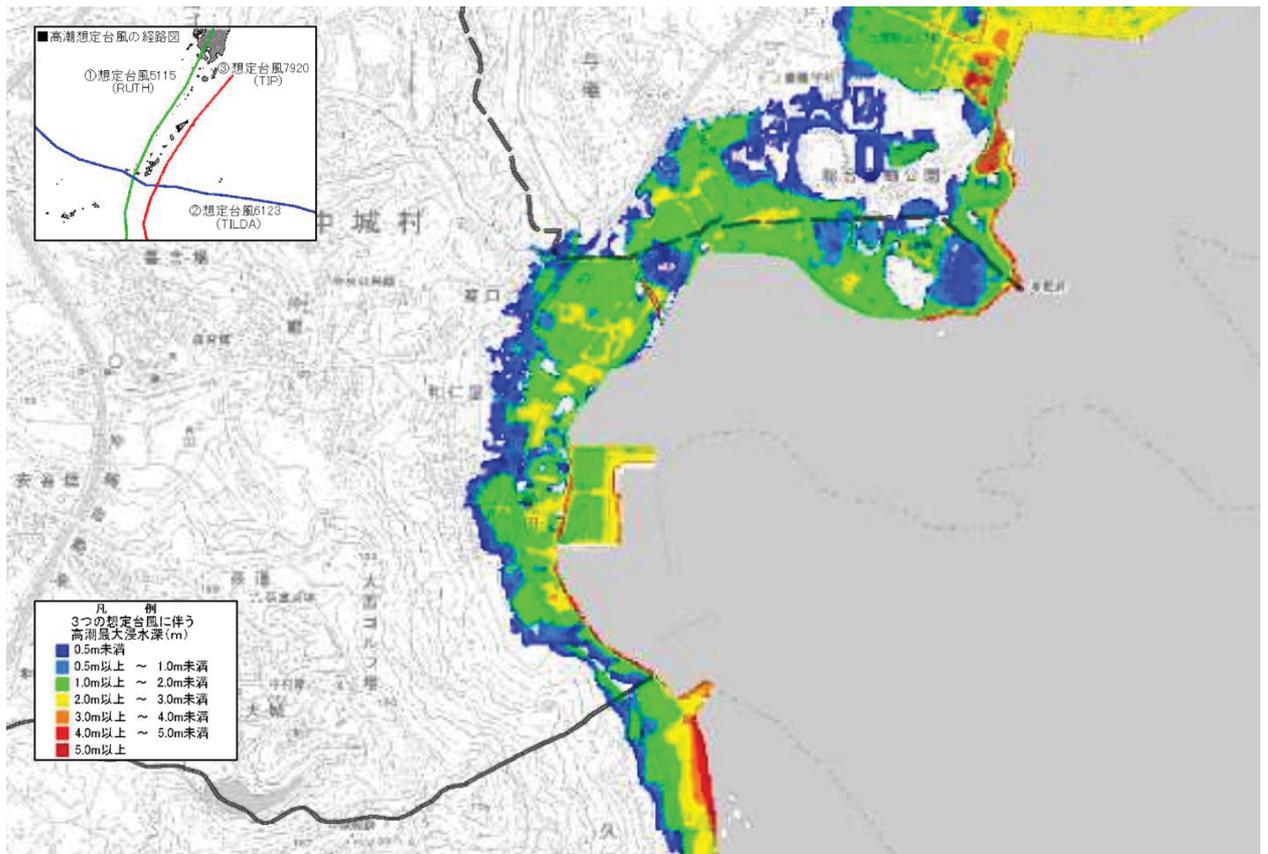
(4) 高潮（浸水想定）

県は、本県に來襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測した。調査は平成 18 年度に本島沿岸域、平成 19 年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は次のとおりである。

■高潮浸水想定概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖繩本島西側を北上 ②沖繩本島南側を西進 ③沖繩本島東側を北上	本島南部では、海岸沿いに広がる低地、本島北部では、海岸や河川に沿って点在する低地が浸水する。

■村内の高潮浸水予想図



資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査

(5) 土砂災害（危険箇所・区域等）

本村の地形は、一部東海岸平地部を除く大部分が丘陵台地で、この台地を更に2つ稜線が東西に走り、それぞれ南北への緩斜面を形成しているという特徴のため、土砂災害警戒区域が指定されている。

■土砂災害警戒区域等指定状況

区分		指定箇所・地区数	
土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所	I	8
		II	5
		III	—
		合計	13
	地すべり危険箇所		5
	土石流危険溪流	I	1
		II	—
		III	1
		合計	2
			20

資料：平成30年度沖縄県水防計画

なお、「急傾斜地崩壊危険箇所」「土石流危険溪流」の概要は以下のとおり。

急傾斜地崩壊危険箇所	
急傾斜地崩壊危険箇所 I	被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公庁、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。）ある箇所。
急傾斜地崩壊危険箇所 II	被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。
急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面 III	被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

土石流危険溪流	
土石流危険溪流 I	土石流危険区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する溪流。
土石流危険溪流 II	土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流。
土石流危険区域に準ずる溪流 III	土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流。

また、本村において、「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律（土砂災害防止法）に基づく指定区域は、現在 22 箇所が指定されている。

■土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域指定箇所数

(平成 29 年 7 月 7 日現在)

	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)				土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)			
	急傾斜地の 崩壊	土石流	地すべり	計	急傾斜地の 崩壊 (未指定)	土石流 (未指定)	地す べり (未指定)	計
指定 箇所数	15	2	5	22	0 (15)	0 (1)	0 (5)	0 (21)

資料：平成 30 年度沖縄県水防計画より作成

■土砂災害警戒区域・特別警戒区域の概要

名 称	概 要	講じられる施策
土砂災害警 戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域として、県知事が指定した区域。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の恐れのある土地を公示 区域ごとの情報伝達体制や避難に関する事項等を市町村地域防災計画に記載 土砂災害情報等の伝達方法、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップの作成・配布 警戒区域内の宅地又は建物の売買にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことを義務づける。
土砂災害特 別警戒区域 (レッドゾ ーン)	土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として、県知事が指定した区域	<ul style="list-style-type: none"> 住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可 建築物の構造規制（居室を有する建築物は、土砂の崩壊に対して安全な構造を確保） 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告 宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地または建物の売買等にあたり、特定の開発行為の許可について重要事項説明を行うことを義務付け。

2 地震及び津波の被害想定

沖縄県の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成25年度）に基づき、被害の概要を以下にまとめる。

(1) 想定地震

沖縄県地震被害想定調査では、県の陸域部及び周辺海域で発生するおそれがある地震の中から20の想定地震を設定し、被害予測を行っている。すべての地震で震度6弱以上と予想された。

このうち、本村において相対的に大きな被害が予測された12の地震の概要を、次に示すとおりである。

■地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	マグニチュード	ゆれ等の特徴（予測最大震度）
沖縄本島南部断層系	7.0	沖縄本島南部において震度が強い（7）
伊祖断層	6.9	那覇市周辺において震度が強い（7）
石川-具志川断層系	6.9	沖縄本島中南部において震度が強い（7）
沖縄本島南部スラブ内	7.8	沖縄本島南～中部において震度が強い（6強）
八重山諸島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）
沖縄本島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）
沖縄本島東方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）
久米島北方沖地震	8.1	久米島、粟国島において震度が強い（6強）
沖縄本島北西沖地震	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が強い（6弱）
沖縄本島南東沖地震3連動	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い（6強）
八重山諸島南方沖地震3連動	9.0	先島諸島広域において震度が強い（6強）
沖縄本島北部スラブ内	7.8	沖縄本島中～北部において震度が強い（6強）

資料：沖縄県地震被害想定調査（平成25年度）より作成

(2) 予測項目・条件

予測する主な項目は、「各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建物被害（揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災）、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害」である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、県民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の12時、冬の18時の3シーンとした。

(3) 予測結果の概要

村内の被害予測について、死者数は、沖縄本島南東沖地震3連動のケースが最も多く（90人）、次いで沖縄本島南東沖地震（約79人）となり、そのほとんどは津波によるものである。また、津波のない想定では、石川-具志川断層系による地震のケースが最大（8人）である。

建物被害（全壊）についても、沖縄本島南東沖地震3連動のケースが最も多く（1,217棟）、次いで沖縄本島南東沖地震（953棟）となり、その多くが津波によるものである。

また、津波のない想定では、石川-具志川断層系のケースが最大（586棟）である。ライフラインについては沖縄本島南部スラブ内地震の被害が最も多く、断水人口は15,662人、停電軒数は3,893軒に上る。

各想定地震の被害量は、次表のとおりである。

村内における地震・津波被害量予測一覧

想定地震		沖繩本島南部断層系による地震	伊祖断層系による地震	石川-具志川断層系による地震	沖繩本島南部スラブ内地震	八重山諸島南東沖地震	沖繩本島南東沖地震	沖繩本島東方沖地震	久米島北方沖地震	沖繩本島北西沖地震	沖繩本島南東沖地震3連動	八重山諸島南東沖地震3連動	沖繩本島北部スラブ内地震	一律地震動による地震		
建物被害	全壊棟数(棟)	揺れ 26 土砂災害 11 津波 0 地震火災 1 合計	250 71 17 0 2 340	490 76 17 0 3 586	452 76 17 0 3 548	3 22 0 0 0 25	116 76 14 743 4 953	112 76 14 540 4 747	13 72 10 0 1 96	7 22 10 0 0 39	382 76 17 737 5 1,217	9 25 10 0 0 44	241 76 17 0 2 336	175 76 17 0 2 270		
	半壊棟数(棟)	揺れ 355 液状化 33 土砂災害 25 津波 0 合計	712 90 40 0 0 843	1,039 96 40 0 0 1,175	1,003 96 40 0 0 1,139	47 28 0 0 0 75	371 62 33 137 251 602	385 71 33 251 740	96 91 24 0 212	89 28 24 0 141	764 59 40 91 955	92 31 24 0 148	701 96 40 0 837	580 96 40 0 716		
人的被害	死者数(人)	建物倒壊	1	3	6	6	0	1	1	0	5	0	3	2		
		土砂災害	1	2	2	2	0	1	1	1	2	1	2	2		
		津波	0	0	0	0	0	77	55	0	84	0	0	0		
		地震火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		ブロック塀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	負傷者数(人)	建物倒壊	78	171	272	259	9	86	88	19	17	204	18	168	134	
		土砂災害	1	2	2	2	0	2	2	1	1	2	1	2	2	
		津波	0	0	0	0	0	987	915	0	0	993	0	0	0	
		地震火災	0	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	
		ブロック塀	3	6	8	12	1	6	6	2	2	11	2	8	7	
重傷者数(人)	建物倒壊	8	25	49	45	0	11	11	1	1	38	1	24	17		
	土砂災害	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1		
	津波	0	0	0	0	0	337	312	0	0	339	0	0	0		
	地震火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ブロック塀	1	2	3	5	0	2	2	1	1	4	1	3	3		
軽傷者数(人)	建物倒壊	69	146	223	214	8	75	77	18	16	166	17	144	117		
	土砂災害	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1		
	津波	0	0	0	0	0	651	603	0	0	654	0	0	0		
	地震火災	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0		
	ブロック塀	2	3	5	7	1	4	4	1	1	6	1	5	4		
要救助者数(人)	地震	25	75	148	137	1	35	34	4	2	115	3	73	53		
津波に伴う要捜索者数(人)	津波	0	0	0	0	0	143	133	0	0	142	0	0	0		
ライフライン被害	上水道	断水人口(人)	直後 1日後 1週間後 1ヶ月後	4,125 3,787 3,095 161	11,295 10,780 7,783 1,466	14,614 14,357 12,149 3,255	15,662 15,533 14,324 6,139	161 12,867 10,557 3,953	13,222 12,643 10,218 3,455	1,305 1,160 467 0	645 580 226 6,621	15,616 15,475 14,183 0	790 709 274 0	14,937 14,695 12,584 3,432		
		下水道	支障人口(人)	直後 1日後 1週間後 1ヶ月後	1,402 1,183 426 9	1,606 1,355 490 13	1,680 1,420 512 13	1,733 1,463 529 13	934 787 900 9	1,768 1,570 769 5,216	1,666 1,464 383 385	1,259 1,063 383 9	1,255 1,058 946 9	1,932 1,711 383 525	1,225 1,058 383 9	1,606 1,355 490 13
			電力	停電軒数(軒)	直後 1日後 1週間後 1ヶ月後	752 56 0 0	2,696 206 0 0	4,072 300 0 0	3,893 281 0 0	0 0 2,259 2,259	5,180 4,192 1,832 1,643	4,192 1,832 1,643 0	0 0 0 0	6,924 2,621 2,257 2,241	6,924 2,621 2,257 0	2,703 206 0 0
	通信施設			不通回線数(回線)	直後 1日後 1週間後 1ヶ月後	214 198 27 16	776 712 107 54	1,183 1,039 161 80	1,130 1,039 155 75	0 1,921 833 739	2,029 1,568 630 552	1,661 1,568 630 552	0 0 0 0	2,460 2,313 889 762	0 0 0 0	776 718 107 54
		都市ガス		支障戸数(戸)	直後 1日後 1週間後 1ヶ月後	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0
			交通施設被害	道路(箇所)	道路施設(箇所)	6 2	7 2	8 3	8 3	3 0	7 3	7 3	5 3	5 1	9 3	5 1
	港湾・漁港			港湾(箇所)	1	1	2	2	0	2	2	0	0	3	0	2
		漁港(箇所)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	生活機能支障	物資不足量	食料(食)	1~3日 4~7日	0 3,312	0 12,411	0 16,557	2,447 20,868	0 30,947	12,821 28,987	8,809 1,766	169 417	15,062 37,463	0 497	552 17,026	918 15,381
			飲料水(ℓ)	1~3日 4~7日	19,149 32,774	58,254 109,198	73,089 159,422	93,884 179,724	0 139,740	76,670 136,107	72,915 8,459	4,171 1,496	94,196 178,585	1,624 5,317	85,752 164,256	81,254 153,815
毛布(枚)			293	734	1,143	1,112	44	4,127	3,955	198	98	4,595	97	735	611	
災害廃棄物被害(万t)			災害瓦礫発生量 津波堆積物発生量	1 0	3 0	5 0	4 0	0 0	8 8	6 8	1 0	10 8	0 0	3 0	2 0	
避難者	避難所内(人)	1日後	155	373	587	557	30	2,064	1,981	100	52	2,298	51	369		
		1週間後	377	1,210	1,861	2,087	31	2,210	2,036	139	70	2,819	84	1,763		
		1ヶ月後	119	553	1,087	1,781	15	1,298	1,139	50	26	2,015	28	1,042		
	避難所外(人)	1日後	103	249	391	371	20	1,065	1,024	67	35	1,217	34	246		
		1週間後	377	1,210	1,861	2,087	31	1,298	1,261	139	70	1,798	76	1,763		
		1ヶ月後	277	1,289	2,537	4,155	35	3,029	2,658	117	61	4,701	66	2,431		
災害時要援護者被害(人)	1日後	33	80	125	119	6	441	423	21	11	491	11	79			
	1週間後	80	259	397	446	7	472	435	30	15	602	18	377			
	1ヶ月後	25	118	232	380	3	277	243	11	6	430	6	223			

資料：沖繩県地震被害想定調査(平成25年度)より作成

(4) 県下一律の直下型地震について

(1) の想定地震は、本県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード6.9程度の直下型地震が起こりうる。

そこで、本村の直下でマグニチュード6.9の地震が発生したことを想定した場合、軟弱な地盤をもつ本村では震度6弱の揺れが予測されるとともに、沖積低地である本村東部地区において、液状化危険度が非常に高くなることが予測される。

3 津波の浸水想定

(1) 津波浸水想定

本村の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を以下にまとめる。

ア 切迫性の高い津波

沖縄県は、これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成18・19年度)の想定モデルのうち、本村に関わりのある津波浸水想定モデルの概要は以下のとおりである。

■ 「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成18・19年度)津波浸水想定モデル一覧

(本村に関わりのあるモデル)

	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード
沖縄本島南東沖 (D01W)	80km	40km	4m	7.8
沖縄本島南西沖 (H9RF)	80km	40km	4m	
久米島南東沖 (C02)	80km	40km	4m	

資料：「沖縄県津波・高潮被害想定調査」より作成

次に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、次のとおりである。

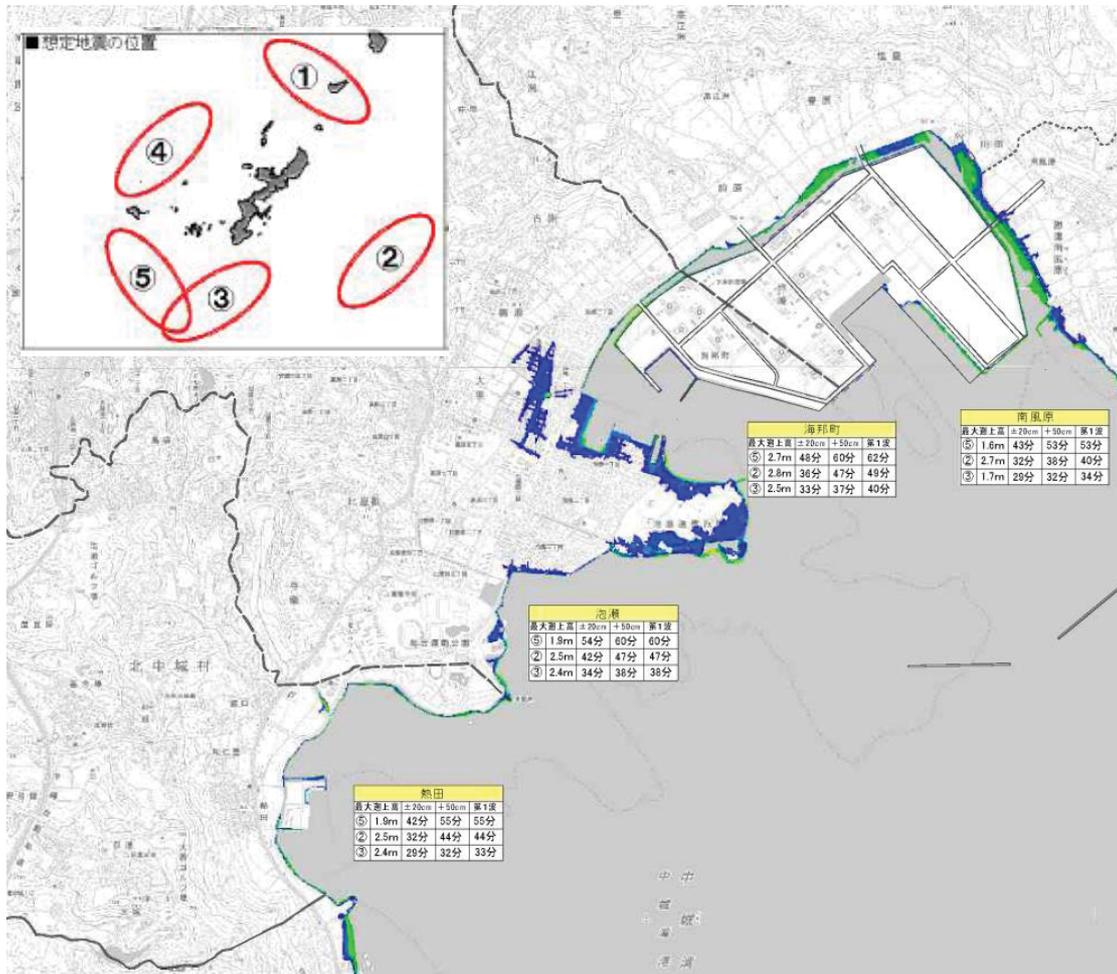
影響開始時間：海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化

(±20cm と ±50 cm) が生じるまでの時間

津波到達時間：地震発生から、津波第1波のピークが海岸に到達する時間

最大遡上高：津波が到達する最も高い標高

■平成18年度 津波浸水想定結果（北中城村付近）



熱田				
最大遡上高	影響開始時間 (±20cm)	影響開始時間 (±50cm)	津波到達時間	
⑤ 1.9m	42分	55分	55分	
② 2.5m	32分	44分	44分	
③ 2.4m	29分	32分	33分	

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査（平成18・19年度）

イ 最大クラスの津波

「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)において、平成24年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)の想定モデルにおいて示されている津波浸水想定モデルのうち、本村に関わりのある津波浸水想定モデルの概要は以下のとおりである。

また、次のページに、津波浸水想定結果を示す。

■ 「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)津波浸水想定モデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード (※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震 (※2)		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	(※3)
⑦	石垣島東方沖地震 (※2)		60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	3連動	沖縄本島 南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
			170km	70km	20m	
			260km	70km	20m	
⑮	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ② ⑥ ⑦は、1771年八重山地震の規模を再現したものである。

※3 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

資料：沖縄県津波被害想定調査(平成24年度)

ウ 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

平成 24 年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものである。

想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

■ 「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）津波浸水想定モデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード (※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20 m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)		300km	70 km	20 m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70 km	20 m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震		100km	50 km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震		100km	50 km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震		100km	50 km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震		100km	50 km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震 (※2)		40km	20 km	20m	7.8
			15km	10 km	90m	(※3)
⑨	石垣島東方沖地震 (※2)		60km	30 km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震		130km	40 km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震		130km	40 km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震		130km	40 km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震		130km	40 km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震		130km	40 km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震		130km	40 km	8m	8.1
⑯	3 連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70 km	20m	9.0
			175km	70 km	20m	
			300km	70 km	20m	

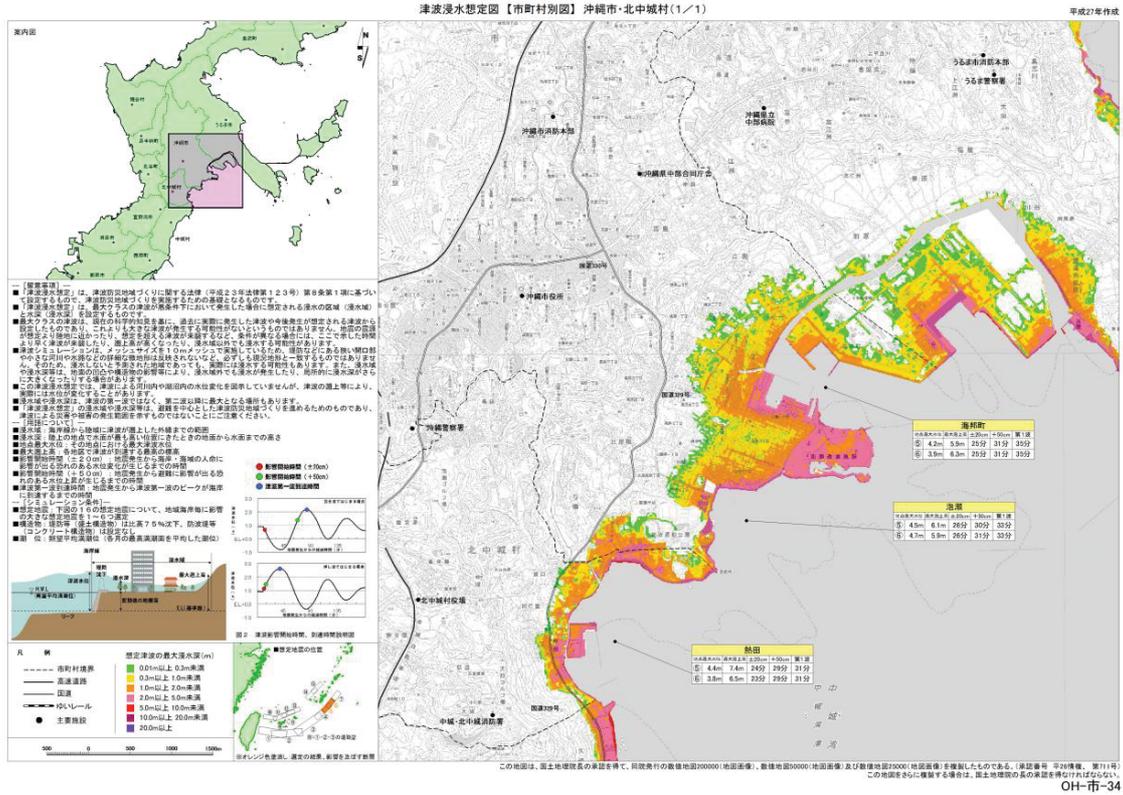
※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771 年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地すべりを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

資料：沖縄県津波被害想定調査（平成 26 年度）

■ 「沖縄県津波被害想定調査」(平成26年度)の津波浸水予測図(北中城村付近)



資料：沖縄県津波被害想定調査(平成26年度)

熱田					
地点最大水位	最大遡上高	影響開始時間 (±20cm)	影響開始時間 (±50cm)	津波到達時間	
⑤	4.4m	7.4m	24分	29分	31分
⑥	3.8m	6.5m	23分	29分	31分

第5節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

北中城村の地域において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、北中城村の地域を管轄する公共団体、その他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1 村・消防本部

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北 中 城 村	1 村防災会議及び災害対策本部に関する事務 2 防災に関する教育訓練の実施 3 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 4 防災に関する施設及び設備の整備 5 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 6 災害情報の収集、伝達及び被害調査 7 水防、消防、救助、その他の応急措置 8 災害時の衛生及び文教対策 9 災害時における交通輸送の確保 10 被災施設の災害復旧 11 被災者に対する融資等の対策 12 地域の関係団体、防災上重要な施設の管理者が実施する災害 応急対策等の調整 13 その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置
中城北中城消防本部	1 消防、水防その他応急措置に関すること 2 救助、救急活動及び避難の誘導に関すること 3 住民への予報・警報の伝達に関すること

2 指定地方行政機関・自衛隊

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
沖縄総合事務局	ア 総務部 1 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること 2 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること イ 財務部 1 地方公共団体に対する災害融資 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請 3 公共土木等被災施設の査定の立会 4 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定

<p>沖縄総合事務局</p>	<p>ウ 農林水産部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告 2 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策 3 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策 4 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策 <p>エ 経済産業部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策 2 被災商工業者に対する金融、税制及び労務 <p>オ 開発建設部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 直轄国道に関する災害対策 2 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策 3 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策 4 公共土木施設の応急復旧の指導、支援 5 大規模土砂災害における緊急調査 <p>カ 運輸部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策 2 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請 3 災害時における輸送関係機関との連絡調整
<p>沖縄総合通信事務所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設など） 2 災害時における非常通信の確保 3 災害対策用移動通信機器の貸出 4 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整
<p>第十一管区 海上保安本部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報等の伝達に関すること。 2 情報の収集に関すること。 3 海難救助等に関すること。 4 緊急輸送に関すること。 5 物資の無償貸与又は譲与に関すること。 6 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 7 流出油等の防除に関すること。 8 海上交通安全の確保に関すること。 9 警戒区域の設定に関すること。 10 治安の維持に関すること。 11 危険物の保安措置に関すること。

沖 縄 気 象 台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
自 衛 隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の準備 2 災害派遣の実施

3 県の出先機関

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県立中部病院	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療、助産及び看護活動に関すること 2 被災者の応急対策に関すること
中部土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る施設（道路、橋梁、河川、海岸保全施設等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
中部農林土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る施設（農道、農地、排水、耕地護岸等）の災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
中部農業改良普及センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物の災害応急対策及び指導に関すること 2 村が行う被害調査及び応急対策への協力に関すること
中部福祉保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における管内保健衛生対策及び指導に関すること
企業局 北谷浄水管理事務所 石川浄水管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る施設（送水管等）の災害時における応急対策及び災害復旧対策に関すること
沖 縄 警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護 2 災害時における社会秩序の維持及び交通に関する事項
南部林業事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安林の維持管理及び育成業務 2 林務護岸等、保安施設の整備促進

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
NTT 西日本(株)沖縄支店	1 電信電話施設の保全と重要通信の確保
NTT コミュニケーションズ(株)	
ソフトバンクテレコム(株)	
(株)NTTドコモ	1 移動通信施設の保全と重要通信の確保
KDDI(株)	
ソフトバンクモバイル(株)	
日本銀行(那覇支店)	1 銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する
日本赤十字社(沖縄県支部)	1 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること 2 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること 3 義援金の募集及び配分の協力に関すること 4 災害時における血液製剤の供給に関すること
日本放送協会(沖縄放送局)	1 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
沖縄電力(株)(うるま支店)	1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給確保
西日本高速道路(株)(沖縄高速道路事務所)	1 同社管理道路の防災管理 2 被災道路の復旧
日本郵便(株)沖縄支社(各郵便局)	1 災害時における郵便事業運営の確保 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱 3 災害時における窓口業務の確保
(一社)沖縄県医師会	1 災害時における医療及び助産の実施
(公社)沖縄県看護協会	1 災害時における医療及び看護活動(助産を含む)への協力
(一社)沖縄県バス協会	1 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整 2 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
(一社)沖縄県高圧ガス保安協会	1 高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備に係る復旧支援
(一社)沖縄県婦人連合会	1 災害時における女性の福祉の増進

沖縄セルラー電話(株)	1 電気通信の疎通の確保と重要通信の確保
(一社)沖縄県薬剤師会	1 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関する こと
(社福)沖縄県社会福祉 協議会	1 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害 ボランティアセンターの支援に関する こと 2 生活福祉資金の貸付に関する こと 3 社会福祉施設との連絡調整に関する こと
(一財)沖縄観光コンベン ションビューロー	1 観光危機への対応に関する こと 2 観光・宿泊客の安全の確保に関する こと
(公社)沖縄県トラック 協会	1 災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の 緊急輸送の協力に関する こと

5 公共的機関(団体) その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中部地区医師会 (病院等経営者)	1 災害時における医療及び助産の実施
沖縄県農業協同組合 北中城支店	1 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する こと 2 農作物の災害応急対策の指導に関する こと 3 農業生産資材の確保斡旋に関する こと 4 被災農家に対する融資の斡旋に関する こと
佐敷中城漁業協同組合 北中城支所	1 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する こと 2 漁業災害応急対策の指導に関する こと 3 漁業生産資材の確保斡旋に関する こと 4 被害漁家に対する融資の斡旋に関する こと
北中城村 社会福祉協議会	1 村が行う防災及び応急対策への協力に関する こと 2 被災者の救護活動の展開に関する こと 3 避難行動要支援者支援の協力に関する こと 4 災害ボランティアセンターの設置運営
北中城村商工会	1 村が行う防災及び応急対策への協力に関する こと 2 救助用物資、復旧資材の確保についての 協力に関する こと 3 被災者の生活資材の確保についての 協力に関する こと
一般社団法人 北中城村観光協会	1 村が行う防災及び応急対策等への協力に関する こと 2 災害時における村内の観光客への 対応に関する こと
危険物施設等の管理者	1 安全管理の徹底に関する こと 2 防護施設の整備に関する こと
(公財)沖縄県国際交流・ 人材育成財団	1 外国人に関する情報提供等の協力に関する こと

沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	1 観光・宿泊客の安全の確保に関する事。
(一社)沖縄県歯科医師会	1 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関する事。
(公社)沖縄県獣医師会	1 災害時の動物の医療保護活動に関する事。
(一社)沖縄県建設業協会	1 災害時の重機等による救援活動の協力に関する事。 2 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関する事。
沖縄県土地改良事業団体連合会	1 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、淡水防除施設等の整備、防災管理に関する事。 2 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関する事。
(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	1 災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する事。
(公財)沖縄県交通安全協会連合会	1 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事。 2 被災地及び避難場所の警戒に関する事。 3 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関する事。
沖縄県石油商業組合、 沖縄県石油業協同組合	1 石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関する事。
(一社)沖縄県産業廃棄物協会	1 災害廃棄物処理についての協力に関する事。
(公社)沖縄県環境整備協会	1 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関する事。
上下水道指定工事店	1 災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関する事。
社会福祉施設管理者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関する事。
病院管理者	1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。 2 被災傷病者の救護に関する事。
学校法人	1 児童及び生徒等の安全の確保に関する事。 2 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関する事。
金融機関	1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事。
北中城村自治会長会	1 災害時における地域住民の状況把握と災害対策本部への協力に関する事

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

1 想定の方針

(1) 想定災害

ア 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章第4節3の「(1) 津波浸水想定」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震や明和8年(1771年)八重山地震による大津波などがあげられる。

なお、地震・津波の想定に当たっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

イ 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害防止法に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

(2) 被災想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

1 防災計画の考え方

村は、県及び指定地方公共機関等と連携し、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、以下の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

本村では、ライカム地区の開発による都市化が進行している。都市部では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

また、人口減少地域では、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援及び地場産業の活性化等が必要である。

イ 高齢者や障害者等の要配慮者が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

ウ 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本村の経済力や観光目的地としての信用力を強化する観点からも、北中城村観光危機管理計画とも連携して、本村の防災体制を強化する必要がある。

エ 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

オ ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

カ 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

キ まずは自分の身は自分で守る「自助」への取り組み

災害による被害をできるだけ少なくするためには、一人一人が自ら取り組む「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」、村や県、国などが取り組む「公助」が重要である。その中でも基本となるのは「自助」、一人一人が自分の身の安全を守ることである。特に災害が発生したときは、まず、自分が無事であることが最も重要である。「自助」に取り組むためには、まず、災害に備え、自分の家の安全対策をしておくとともに、家の外において地震や津波などに遭遇したときの、身の安全の守り方を知っておく必要がある。また、身の安全を確保し、生き延びていくためには、水や食料などの備えをしておくことも必要である。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による村庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。本村において発生の可能性のある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

第2節 防災対策の基本方針

防災施策は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害時の社会経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

このため、災害対策の実施に当たっては、防災関係機関がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、防災関係機関、住民、事業者等が一体となって最善の対策をとるものとする。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本方針は以下のとおりである。

1 周到かつ十分な「災害予防対策」

ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。

イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

2 迅速かつ円滑な「災害応急対策」

ア 防災関係機関は、災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮する。

イ 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

ウ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

ア 発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

4 その他

ア 村は、県、近隣市町村、公共機関等とは、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災関係機関、住民等、行政機関の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第3節 村防災計画の修正（見直し）

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、国、県の防災方針及び本村の情勢、実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要があり、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって、各防災関係機関は、関係ある事項について修正しようとする場合は、毎年12月末日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を北中城村防災会議（総務課）に提出するものとする。

第2編 地震・津波編

第2編 地震・津波編

第1章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針等

第1款 災害予防計画の基本的な考え方

地震災害に対して村民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、「2節 地震・津波に強いまちづくり」、「3節 地震・津波に強い人づくりのための訓練・教育等」、「4節 地震・津波災害応急対策活動の準備」及び「5節 津波避難体制の整備」の4つに区分する。

1 地震・津波に強いまちづくり

建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限にとどめ、復旧・復興しやすい構造とするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 地盤・土木施設等の対策
- (2) 都市基盤の整備
- (3) 建築物の対策
- (4) 危険物施設等の対策

2 地震・津波に強い人づくり

防災計画を実行する人に着目し、地震・津波災害への意識、知識力、行動力、組織力及び連携力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようにするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 防災訓練計画
- (2) 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
- (3) 自主防災組織育成計画
- (4) 消防職員等の確保
- (5) 企業防災の促進

3 地震・津波災害応急対策活動の準備

消防、避難、救助、救援等の様々な災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための対策である。

4 津波避難体制等の整備

津波に対する最重要課題である避難を円滑に行うための対策に特化し、都市構造、人づくり、応急対策のすべての面に着目した対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 津波避難計画の策定・推進
- (2) 津波危険に関する啓発
- (3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備
- (4) 危険区域の指定等

第2款 災害予防計画の推進

1 減災目標（実施主体：関係各課）

村は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

2 緊急防災事業の適用（実施主体：関係各課）

村は、国、県等の防災事業を積極的に活用し、防災対策を強力に推進する。

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、都道府県知事は、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、平成8年度以降の年度を初年度とする5ヵ年間の計画（「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）を作成し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を図るものとする。

県が作成した「地震防災緊急事業五箇年計画」に定める事業のうち、村は地震防災上緊急に整備すべき施設等の重要整備計画を作成するものとする。

1) 事業内容

「地震防災緊急事業五箇年計画」により整備すべき施設等は、次のとおりである。

- ア 避難地
- イ 避難路
- ウ 消防用施設
- エ 消防活動用道路
- オ 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等
- カ 医療機関、社会福祉施設、公立小学校、中学校、公立盲学校、ろう学校、養護学校、公的建造物等の改築、補強
- キ 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- ク 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- ケ 地域防災拠点施設
- コ 防災行政無線施設、設備
- サ 飲料水確保施設、電源確保施設等
- シ 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- ス 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- セ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ソ その他

(2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

また、村及び県は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

3 防災研究の推進（実施主体：関係各課）

村及び関係機関が実施しておくべき地震防災上の課題に対応した防災研究の推進に関する事業は、この計画に定めるところによる。

(1) 防災研究の目的・内容

本村の地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国及び県が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤振動、液状化、斜面崩壊、津波その他の災害予想危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析を行うとともに、可能な限り具体的な減災目標を設定し、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、住民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

(2) 防災研究の実施体制

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるよう適宜検討委員会等を設置する。

第2節 地震・津波に強いまちづくり

第1款 地盤・土木施設等の対策（実施主体：関係各課、県）

各種の地震災害から村土を保全し、村民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。

なお、庁舎、消防庁舎等建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

- (1) 構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。
- (2) 構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- (3) 構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- (4) 耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

1 地盤災害防止事業（実施主体：関係各課）

地震による液状化現象等の地盤災害を念頭にした市街地開発等による今後の地盤災害防止事業は以下のとおりである。

(1) 対策

- 1) 防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で、液状化の予想されるところの施設については、所要の対策を実施し、構築物の補強対策を実施する。
- 2) 今後の新規開発事業等については地盤改良の徹底を行う。
- 3) 将来発生するおそれのある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、研究途上の分野であることから、その研究成果について積極的に住民や関係方面へ周知・広報する。
- 4) 阪神・淡路大震災の事例をみても既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令順守の徹底を図る。

2 砂防事業（実施主体:総務課）

(1) 危険箇所

村内には、土石流危険溪流や急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害危険箇所が存在する。地震発生に伴い、土砂崩壊や地すべり等が発生する恐れがある。

(2) 対策

村は、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を進めるとともに、本計画に避難体制に関する事項を定める。

また、土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を促進する。

3 道路施設整備事業（実施主体：建設課）

(1) 現況

道路は、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を發揮するので、今後とも引き続き、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

(2) 対策

1) 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施する。

ア 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

イ 耐震点検調査に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

2) 緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

3) 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

4) 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、道路管理者が相互に連携し、

あらかじめ応急復旧要領を作成し、定期的に点検する。

4 農地防災事業の促進（実施主体：農林水産課）

地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する。これらへの対策として、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

また、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップ^o等による適切な情報提供に努める。

5 海岸保全施設対策（県）

海岸の保全については、海岸法第2条の二に規定する海岸保全基本方針に基づき対策を推進することとなっており、村は、県に対して次の対策を推進するよう要請する。

- (1) 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を行う。
- (2) 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新に努める。
- (3) 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備に努める。
- (4) 水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を行う。
- (5) 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化に努める。

6 上水道施設災害予防対策（実施主体：上下水道課、中城北中城消防本部）

地震・津波による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の耐震性の強化

水道事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、十分な耐震設計及び耐震施工を行うとともに、施設の維持管理に際しては、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

(2) 広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するために水道事業者及び水道用水供給事業者間の県内における広域的な応援体制については、「沖縄県水道災害相互応援協定」により整備されている。

また、県内において、必要な人員、資材等が不足する場合には、沖縄県防災危機管

理課との調整を図りつつ、速やかに「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく応援の要請を行う。

(3) 消火栓の給水量の確保

「消防水利の基準（総務省）」を基に、消火栓を形成する埋設上水道配管を整備する。

(4) 配管破裂に伴う二次災害防止とライフラインの確保

地震発生時の県企業局の基準に基づき、村所有の貯水タンクの二次側を止水して、老朽化した配管破裂によって起こりうる二次災害防止及びライフラインの確保に努め、安全確認後に給水する。

7 下水道施設災害予防対策（実施主体：上下水道課）

地震・津波による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の耐震性、液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するように努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 広域体制の整備

村は、「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、県が整備する受入れ体制の状況を確認する。

8 高圧ガス災害予防対策（県）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、国、県、公安委員会、村及び（社）沖縄県高圧ガス保安協会等は連絡を密にし、保安体制の強化、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

(1) 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し法令の規定する基準に適合するように当該施設を維持させ保安の監督指導を行う。また、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2) 高圧ガス消費先の保安対策

（社）沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。

(3) 高圧ガス防災月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス防災月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

9 電力施設及び電気通信施設応急対策計画（実施主体：沖縄電力株式会社）

(1) 電力施設応急対策実施方針

電力施設に関する災害応急対策計画については、沖縄電力株式会社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施する。

10 通信施設災害予防計画（総務課、各電気通信事業者）

災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生又は発生のおそれがあると認めたととき、NTT 西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施する。村及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

(1) 村における予防計画

ア 災害用情報通信手段の確保

村は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

ア) 代替手段等の確保

- ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用。
- ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）。
- ・本村で導入済みであるL-A L E R Tの活用。

イ) 冗長性の確保

- ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携。
- ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化。

ウ) 電源の確保

- ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等。
- ・I P電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策。

エ) 確実な運用への準備

- ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検。
- ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検。
- ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟。
- ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練。
- ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信

の活用等)。

- ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定および関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）。
- ・災害発生時に通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT 及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。
- ・災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するものとする。

イ 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進する。

- ・有線・無線による通信網の2ルート化を図る。
- ・防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進する。
- ・防災関連施設への衛星電話の配備の検討
- ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）により受信する国民保護情報や緊急地震速報等の情報は、多様な手段により住民へ伝達を図る。
- ・本村で導入済みであるL-ALERTの活用を図る。

ウ 通信設備等の不足時の備え

村は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

エ 停電時の備え及び平常時の備え

村は、災害時における通信確保の重要性を考慮し、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。

(2) 各電気通信事業者における予防計画

1) NTT 西日本及びNTT ドコモ九州における予防計画

ア 電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防ぐため、次の防災計画を推進するものとする。

- ・主要な電気通信設備が設置されている建物について、耐震及び耐火対策を行う。
- ・主要な電気通信設備等について、予備電源設備の設置又は予備電源車を確保する。

イ 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、次の整備を図るものとする。

- ・主要都市間に多ルート伝送路を整備する。

- ・主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

ウ 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。

- ・回線の設置切替方法
- ・可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
- ・孤立防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
- ・災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
- ・可搬型基地局装置による通話回線の確保

2) KDDI における予防計画

ア 通信設備等に対する防災計画

災害の発生を未然に防止するため、次のような防災計画を推進するものとする。

- ・予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。
- ・通信に係る局舎及び通信設備等の耐災害性を強める。
- ・通信設備等に係る記録、プログラムファイル等のうち、特に必要と認められるものについては、その保管場所の分散、耐火構造容器等への保管等の措置を講ずるものとする。

イ 通信網等の整備計画

災害時において通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

- ・中央局設備及びその付帯整備を分散設置する。
- ・伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

ウ 災害対策用機器等の配備計画

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に次のような災害対策機器等を配備するものとする。

- ・孤立防止策として、緊急連絡用設備を配備する。
- ・非常用回線としての代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、防災用機器を配備するものとする。

11 通信施設の優先利用等の事前措置（実施主体：総務課）

(1) 優先利用の手続き

村は、県及び関係機関とともに、通信施設の優先利用（災害対策基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、最寄りのNTT西日本、NTTドコモ九州支店、放送局等とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

(2) 放送施設の利用

村長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼するものとする。

第2款 都市基盤の整備（実施主体：関係各課）

土地利用や基盤施設の整備を、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりの面から推進する。

1 防災対策に係る土地利用の推進（実施主体：建設課）

地震被害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を推進するための事業の基本方針は以下のとおりである。

(1) 土地区画整理

既成市街地及び周辺地域において、住宅密集地等の防災上危険な市街地の解消を図り、防災拠点機能を有する公共・公益施設等との連携による、防災活動拠点としての機能を有する道路、公園等の都市基盤施設を整備する。

(2) 市街地の再開発

市街地再開発事業を推進し、建築物の共同化、不燃化を促進することにより避難地及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設の整備と住宅施設、商業施設の整備を考慮し総合的な都市機能の強化を図る。

(3) 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整、指導を行い、都市の安全性の向上を図る。

2 都市基盤施設の防災対策に係る整備（実施主体：関係各課）

(1) 都市の防災構造化に関する基本指針

道路、公園、河川、港湾、砂防等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業の計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

(2) 都市の防災構造化に関する事業の実施

ア 都市基盤施設の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難地域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市内道路については、多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

イ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を促進する。

ウ 避難地・避難路の確保・整備、誘導標識等の設置

都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園の一次避難地を計画的に配置・整備し、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

エ 共同溝等の整備

ライフライン施設は住民生活の根幹をなすものであり、地震による被害を最小限に止めるため、電線、水道管等の公共物を収容するための共同溝等の整備を推進する。

オ 防災拠点の確保

災害時における避難地、災害応急対策活動の場として、防災機能をより一層効果的に発揮させるため、バックアップ機能の確保、災害応急対策施設の充実、情報の発信基地等の機能も備えた中枢防災活動拠点として、ライカム地区を位置付けている。

3 地震火災の予防（実施主体：関係各課）

(1) 建築物や公共施設の耐震・不燃化の推進

地震火災防止のためには、建築物や施設の耐震・不燃化が不可欠なため、防火、準防火地域の指定等により、建築物の不燃化を推進する。

(2) 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化を図り、空地等を確保することにより火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

(3) その他の地震火災防止事業

耐震性貯水槽等の消防水利の整備や防災拠点関係施設の整備を計画的に推進し、消防・避難・救助活動の円滑な活動の実施を図ることとする。

4 津波に強いまちの形成（実施主体：関係各課）

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

(1) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

(2) 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。

(3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

(4) 地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、庁内関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくり

に努める。また、職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

- (5) 津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

- (6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。
- (7) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
- (8) 社会福祉施設医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。
- (9) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（漁港、臨時ヘリポート等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

第3款 建築物の対策

既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

1 建築物の耐震化の促進（建設課、教育総務課）

(1) 公共施設の耐震性確保

1) 公共施設に関する事業の基本方針

村は、庁舎や消防施設をはじめ、学校、公民館等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建築物の耐震性を確保する。

2) 公共施設に関する事業の実施

村は所管施設のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を

設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

なお、県及び村は所有する公共建築物等の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

(2) 一般建築物の耐震性確保

1) 一般建築物に関する事業の基本方針

住宅をはじめ不特定多数の者が利用する病院や劇場、集会場、百貨店、宿泊施設等の個々の建物の耐震診断等により、一般建築物の不燃化・耐震化を促進する。

また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

また、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し、移転促進のための啓発を行う。

2) 一般建築物に関する事業の実施

一般建築物の新規建設にあたっては確認申請段階の指導により、また、既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設し、講習会等を実施することにより、さらに専門家の診断、自己点検等を促進することにより、耐震性の向上にむけた知識の啓発・普及施策を実施するとともに、耐震診断を促進する体制の整備を図る。またがけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

3) 老朽化した住宅への助言・指導

災害時被災する恐れのある住宅等に助言・指導し、危険性の除去に努める。

2 ブロック塀対策（実施主体：建設課、県）

本村では、台風の強い風をよける意味もあってブロック塀や石垣が多数設置されており、それらの倒壊による被害を防止するために以下の対策を実施検討する。

(1) 調査及び改修指導

ブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣化を奨励する。

(2) 指導及び普及啓発

村は、県の関係機関に協力し、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

第4款 危険物等の対策

1 危険物災害予防計画（実施主体：総務課、中城北中城消防本部）

(1) 危険物施設等に対する指導

中城北中城消防本部（以下「消防本部」という。）は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所等に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防本部は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせる。

(3) 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者、監督者は、取扱い者に対し保安教育を実施するとともに、消防本部は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(4) 危険物施設等の予防対策

危険物施設等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

ア 火災、爆発の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ 危険物施設の管理、点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、管理・点検・巡視基準を定め必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の整備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な措置を講ずる。

エ 保安体制の整備、確立

危険物施設等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と本村及び消防本部に対する通報体制を確立する。

オ 従事者に対する教育訓練

危険物施設等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

2 毒物劇物災害予防計画（実施主体：総務課）

(1) 方針

地震・津波災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等の不測の事態に備えて、以下について徹底を図る。

ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握

イ 毒物及び劇物の地震津波発生時の危害防止規定の策定

ウ 耐震等の定期点検及び補修の実施

エ 防災教育及び訓練の実施

オ 災害対策組織の確立

3 火薬類災害予防計画（実施主体：総務課）

村は、地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、警察本部、第十一管区海上保安本部及び(一社)沖縄県火薬類保安協会等と相互に連携し、保安体制の強化や火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

(1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

ア 火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、地震・津波への保安の監督指導を行わせる。

イ 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所には、必要に応じ立入検査を実施し、地震・津波への保安体制の強化を図る。

(2) 火薬類消費者の保安啓発蒙

ア 火薬類消費者への地震・津波の保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。

イ 火薬類消費者の保安指導を実施し、地震・津波への自主保安体制の強化を図る。

第3節 地震・津波に強い人づくり

第1款 防災訓練計画

地震・津波災害への避難体制を確立し、防災思想の普及を図るため、村、県、防災関係機関及び村民が一体となって、計画的に防災訓練を実施する。

1 防災訓練の実施に係る基本方針（実施主体：総務課、関係各課）

本村の地震・津波防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 実践的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実践的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

(2) 地域防災計画等の検証

村の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

(4) 多様な主体の参加

村民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、村、県及び防災関係機関が連携して、多数の村民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、婦人団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2 各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：総務課、関係各課）

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

(1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場への派遣等について行うテーマ別訓練

(2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練

(3) 傷病者等を念頭においた救出・医療訓練

(4) 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練

(5) 物資集配拠点における集配訓練

(6) 民間企業・ボランティア等との連携訓練

(7) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

3 総合防災訓練（実施主体：総務課、関係各課）

(1) 総合防災訓練

村は、県との連携のもと、広域的な被害を想定した総合訓練を実施し、当該訓練の実施に際しては、訓練のテーマ、対象者、実施内容、及び具体的目標等を工夫し、村全体の防災意識や連携体制を向上させる効果的な訓練を実施する。

また、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。

ア 実施時期

毎年1回以上適当な時期（防災月間等）に行うものとする。

イ 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

ウ 参加機関

県、関係市町村及び防災関係機関

エ 訓練の種目

訓練の種目はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
- (イ) 水防訓練
- (ウ) 救出及び救護訓練
- (エ) 炊き出し訓練
- (オ) 感染症対策訓練
- (カ) 輸送訓練
- (キ) 通信訓練
- (ク) 流出油等防除訓練
- (ケ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
- (コ) その他

(2) 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

(3) 広域津波避難訓練

村は、県と連携のもと住民等の津波避難行動に特化した村全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに実施する。これにより、住民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

ア 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題

イ 津波避難困難区域の把握

ウ 避難行動要支援者等の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

(4) 災害対策本部運営訓練

村は、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。

なお、訓練の狙いは以下のとおりとする。

- ア 災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進
- イ 本部会議及び各部の実践力の向上
- ウ 防災計画・マニュアルの検証

(5) 複合災害訓練

村は、県及び防災関係機関と連携して、本村の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

4 防災訓練の成果の点検（実施主体：総務課）

村は、防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

5 地域防災訓練等の促進（実施主体：総務課）

村は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。

第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画

地震・津波災害を念頭においた県、市町村及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。

1 防災意識の普及・宣伝（実施主体：総務課）

(1) 村における措置

ア 広報事項

村防災計画の概要や地震津波の知識及び地震災害時の心得などについて広報し、常に住民の理解と認識を深めるように努める。

イ 広報活動

- ① 「防災週間」、「火災予防週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて重点的に防災意識の普及宣伝に努める。

- ② 広報「北中城」及び村公式ホームページに防災関係の記事を掲載するほか、各関係機関の協力を得て防災知識の普及を図るものとする。
- ③ ラジオ・テレビ・新聞等各報道機関を通じ、適時広報事項を提供する。
- ④ 防災関係展示会等の行事を必要に応じて開催する。

(2) 防災関係機関の措置

防災知識の普及は普段からあらゆる機会を利用し、広く一般住民に呼びかけることが重要である。各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災関連事項を多く取り入れるよう積極的に働きかけ、村民が自らのために推進する防災活動であるよう努めるものとする。

2 個別防災教育の推進（実施主体：総務課、教育総務課）

各防災関係機関は、地域住民や災害対策関係職員の地震災害時における適正な判断力の養成と防災体制の確立を目的とし、概ね次による防災知識の徹底を図る。

(1) 防災研修会

災害対策関係の法令及び他の法令における防災関係の各項の説明、研究を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、地震災害時の防災活動要領の習得を図るため研修会を開催する。

(2) 防災講習会

受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害の原因、対策等の科学的・専門的知識の習得を図る。

(3) 防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数の者が出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他の消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うにあたっての教育を実施し、地震火災予防対策の効果を上げる。

(4) 学校教育、社会教育

幼稚園、小中学校、高等学校、障害児教育諸学校における教育機関は、その発達段階にあわせ、また、青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどの社会教育は、その属性等を考慮して実施し、地震・津波に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

(5) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて地震活動及び地震発生原因についての知識の向上、普及を図る。

3 災害教訓の伝承（実施主体：総務課）

村は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくほか、村民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努める。

第3款 自主防災組織育成計画（実施主体：総務課）

地震・津波への対応力を強化するためには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、大変重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、県及び市町村は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

1 住民の防災意識の向上

村は、住民に対する防災意識の向上や、地域における自主防災組織の結成や住民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知と、講演会等の開催について積極的に取り組む。

2 組織の編成単位

住民の防災対策の推進における最も適正な規模としては、基本的に以下の地域を単位とし、村と協議のうえ、自主防災組織を設置するものとする。

- (1) 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

3 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

- (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、父母教師会等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

4 活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした具体的な活動計画を策定する。

5 活動

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 防災資機材の備蓄
- エ 防災リーダーの育成

(2) 地震時の活動

- ア 災害情報の収集・伝達
- イ 責任者等による避難誘導
- ウ 出火防止
- エ 救出救護
- オ 給食給水

6 資機材の整備

村は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行う。

7 活動拠点整備等

村は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、地震・津波時には、避難、備蓄の機能を有する活動拠点施設の整備を図る。

8 組織の結成の促進と育成

(1) 消防団との連携

村は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実に図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

- ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成
- イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第4款 消防職員等の確保（実施主体：総務課）

1 消防職員の確保

消防職員は消防活動の中核を担っているため、村は、消防職員数の確保に努める。

第5款 企業防災の促進（実施主体：企画振興課）

1 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

2 村の支援

村は、県と連携し、事業所等の取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第6款 地区防災計画の普及等（実施主体：総務課）

1 地区防災計画の位置づけ

村の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条第2項に基づき一定の地区内の居住者及び事業者等が防災活動、訓練、備蓄等の地区防災を共同で村防災会議に提案した場合、村防災会議は村地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を村地域防災計画に定めることができる。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

2 地区防災計画の普及

村は、各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備

「第2章 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるように、事前の措置について定める。

第1款 初動体制の強化（実施主体：総務課）

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

村は、以下の3つの点を重点に初動体制の強化を図る。

(1) 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を図る。

ア 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限にとどめることに努める。

イ 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震・津波発生時に、いち早く災害対策本部長をはじめ各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼出しが可能な体制を整える。

ウ 24時間連絡体制等の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、常に要員への連絡体制を整備すること等により、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。

エ 執務室等の安全確保の徹底

職員の勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

(2) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

ア 庁舎等の耐震性の確保

災害対策本部及び災害対策地方本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。

イ 災害対策本部設置マニュアルの作成

手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

ウ 災害対策本部職員用物資の確保

村の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄を進める。

(3) 災害情報の収集・伝達体制の充実

村は、被害情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を迅速に把握するため、以下の対策を推進する。

ア 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設・設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、整備を進める。

イ 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

ウ 連絡体制等の確保

・各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保

(4) 情報分析体制の充実

村は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

(5) 災害対策実施方針の備え

村は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

(6) 複合災害への備え

村は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第2款 活動体制の確立（実施主体：総務課）

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。

(1) 職員の防災対応力の向上

ア 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的で開催し、職員の資質の向上を図る。
また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配付するとともに、庁内誌に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

イ 防災担当職員及び災害担当職員の養成

防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。

また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

(ア) 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。

(イ) 災害を体験した都道府県等への視察及び意見交換会の開催等を行う。

(ウ) 防災担当専門職員を養成する。

ウ 民間等の人材確保

村は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

(2) 物資及び資機材の確保体制の充実

村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量を備蓄し、又は災害時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。

ア 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

(ア) 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発

(イ) 救助工作車等の消防機関への整備促進

(ウ) 資機材を保有する建設業者等と村との協定等締結の促進

イ 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保でき

るよう、自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

(ア) 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発

(イ) 消防自動車等公的消防力の整備促進

ウ 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

医薬品・衛生材料については、沖縄県地震被害想定調査（平成 25 年度）による想定被災者数の 2 日分以上を目標とした確保に努める。

エ 食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実

食料・水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後 3 日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、地震被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

(ア) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食料・水・被服寝具など生活必需品の 7 日分の備蓄に関する啓発

(イ) 県における市町村備蓄保管のための食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進

(ウ) 村における食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進

(エ) 飲料水兼用耐震性貯水槽の設置促進等

(オ) 大手流通業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）、食品工場等との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握

(カ) 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備

(キ) 村による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び住民等へのポリ容器等の備蓄促進

(ク) 非常時に利用可能な民間の井戸・湧水の把握に努める。

オ 輸送手段の確保

(ア) 車両の確保

村は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

(イ) 船舶の確保

第十一管区海上保安本部所属船艇、自衛隊保有船舶及び漁船等については、応援要請の方法等について事前協議を図る。

(3) 応援体制の強化

被害が甚大で村及び県において対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要がある。村は、次の対策を講ずることにより応援体制の強化を図る。

ア 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

様々な地震・津波の被害想定による被災パターン等を踏まえ、災害応急対策に係る市町村間の相互応援を迅速・確実に行える体制を強化するため、村は、県と協力し、市町村間の相互応援協定の締結を促進する。

村は、村の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、広域処理体制の構築を県に要請する。

村は、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

イ 村内関係業界や民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

ア 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

(ア) 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

(イ) 日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

イ 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

村外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

ウ 自衛隊との連携の充実

村は、被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

エ 応援・受援の備え

村は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ・ 応援先・受援先の指定
- ・ 応援・受援に関する連絡・要請の手順、

- ・災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ・応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等

(4) 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保と併せて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進する。

ア 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。

それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力も得ながら整える。

イ 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得ながら整える。

ウ 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、緊急輸送基地を選定する。

エ 臨時ヘリポート等の確保

村は、県と協力し、孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

オ 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急輸送車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い、届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、「第2章 災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性のある車両をリストアップし、事前届出の徹底を図る。

カ 運送事業者との連携確保

村は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ・被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- ・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

(5) 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、以下の体制を早急に整える。

ア プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、防災関係機関からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを指定する。

イ インターネットを通じた情報発信に関する検討

インターネット、ワンセグ、ツイッター及びフェイスブック等といった新しい情報伝達手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

ウ 手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者や外国人に対する的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

(6) 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区・中学校区には地域防災拠点を確保する必要があり、これらの整備を推進していく。

(7) 公的機関等の業務継続性の確保

村は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

さらに、次の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全

やバックアップ体制の整備を進める。

- ア 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、
測量図面及び情報図面等データ
- イ 不動産登記の保全等

第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

(実施主体：関係各課)

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

(1) 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

住民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

ア 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び余震に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。

イ 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

ウ 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に住民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を村、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、村は施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していく。

- (ア) 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検
- (イ) 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検
- (ウ) 要配慮者のための避難マニュアルの作成
- (エ) 耐震性のある村立施設の避難所指定
- (オ) 避難路沿線施設の耐震性についての点検

エ 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、村としては、中城北中城消防組合、警察及び自衛隊と

の図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む）を図る。

オ 緊急医療対策の充実

大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、村は、医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討する。なお、当面は村として以下の対策を図る。

- (ア) 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進
- (イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び村内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む）
- (ウ) 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策
- (エ) 医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策
- (オ) 地震・津波の危険性、被害想定の子測負傷者を踏まえた国立病院機構、災害拠点病院等における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備
- (カ) 慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等を含む）

(2) 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

村は、被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

ア 学校の防災拠点化の推進

村は、以下の点に留意し、学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

- (ア) 無線設備の整備
- (イ) 教職員の役割の事前規定
- (ウ) 調理場の調理機能の強化
- (エ) 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- (オ) シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備
- (カ) 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- (キ) 給水用・消火用井戸、雨水利用設備、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備
- (ク) 施設の耐震化及びバリアフリー化

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

- (ア) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

村は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が

一時滞在するための指定避難所を指定する。

また、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

(イ) 避難場所・避難所の整備

村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月）」を参考に指定避難所の環境整備に努める。

また、学校を避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ウ 福祉避難所のリストアップ

村は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障害者等を専用に受け入れる介護保険施設、障害者支援施設等福祉避難所を指定しておく。

エ 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・水・被服寝具等の生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（おおむね最低 7 日間）、食料・水・被服寝具等の生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

オ 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

村は、災害により住家を失った人に対し迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、県と連携を図るとともに、建設候補地をリストアップしておく。

また、村は、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結により、災害時の応急借上住宅として活用できるよう努める。

カ 文教対策に関する事前措置

村は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

- (ア) 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討
- (イ) 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討
- (ウ) 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- (エ) 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

キ 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

村は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連携体制の構築に努める。

ク 広域一時滞在等の事前措置

村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

- (ア) 他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結
- (イ) 災害時の避難者の移送や受入れ等についての実施要領の作成
- (ウ) 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
- (エ) 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を把握する体制の整備
- (オ) 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

ケ 家屋被害調査の迅速化

村は、県が行う家屋の被害認定の担当者のための研修等に職員を派遣し、災害時の生活再建支援金の支給等に必要なり災証明の発行を迅速化する。

また、家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

コ 災害廃棄物処理計画の策定

村は、国の災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）に基づき、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

第4款 消防防災ヘリコプターの整備の検討（実施主体：総務課）

地震等の大規模災害が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動及び負傷者の搬送等を迅速に行う必要が出てくるが、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高い。

そこで、村においては、消防防災ヘリコプター基地の整備や消防防災ヘリコプターの導入について、県と連携を図ることを検討する。

なお、導入によって以下のような災害応急対策活動等が迅速・的確に行うことができる。

(1) 被害情報の収集

震度4以上の地震等大規模な災害が発生した場合、直ちに出勤し被災地上空からの映像を直接災害対策本部室に電送する。

(2) 物資や防災要員の輸送

緊急に輸送が必要な物資や防災要員を現地に迅速に輸送する。

(3) 負傷者の搬送

後方医療施設に搬送が必要な負傷者を迅速に搬送する。

(4) 空中消火活動

消防車等の進入困難地域や広範囲な火災に迅速に対応する。

なお、運用を円滑に行うために、村消防職員による航空隊の訓練・研修、ヘリコプター基地や臨時離発着場の整備、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携体制の確立等を並行して推進する。

第5款 災害ボランティアの活動環境の整備（実施主体：福祉課、村社会福祉協議会）

(1) ボランティア意識の醸成

ア 学校教育における取組

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものではなく、村及び県は、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

イ 生涯学習を通じた取組

村及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

(2) ボランティアの育成等

ア ボランティアの育成

村は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、県社会福祉協議会及び社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努めるものとする。

イ 専門ボランティアの登録等

(ア) 村は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平時から登録し、把握に努めるものとする。

(イ) 村は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

ウ ボランティアコーディネーターの養成

村は、日本赤十字社沖縄県支部及び県社会福祉協議会及び村社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

(3) ボランティア支援対策

ア 村は、県・村社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。

イ 村及び村社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。

ウ 村及び村社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。

また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。

エ 県及び県社会福祉協議会は、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めるものとする。

村は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

第6款 要配慮者の安全確保計画（実施主体：福祉課）

高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

このため、平時から地域において、要配慮者への支援体制を整備しておくことが重要である。

特に、避難行動要支援者には事前の避難支援プランを策定や村への登録など、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

(1) 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設や幼稚園、及び保育園（保育所）における要配慮者の安全を図るためには、以下の対策を講じておく。

ア 村防災計画への位置づけ

村は、災害発生時の、要配慮者の避難対策等について、施設管理者、村及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定めるものとする。

イ 施設・設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努める。

ウ 地域社会との連携

災害発生時の避難に当たっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

エ 緊急連絡先の整備

施設の管理者は、災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、

緊急連絡先の整備を行う。

オ 災害用備蓄等の推進

施設の管理者は、長時間にわたりライフラインや医療品、食料等を確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。

(2) 在宅で介護を必要とする住民の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

したがって、関係部局の連携等により、在宅介護者等の安全確保に努める。

ア 避難行動要支援者名簿の作成等

村は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援や安否の確認等、避難行動要支援者を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

イ 避難行動要支援者の避難支援体制の整備支援プランの策定

村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努める。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得て自主防災組織等に提供し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援個別計画の策定に努める。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定に当たっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月 内閣府）に基づくものとする。

- (ア) 避難支援を行う関係者の範囲
- (イ) 避難行動要支援者の対象範囲
- (ウ) 避難行動要支援者の名簿作成に必要な個人情報の範囲と入手方法
- (エ) 避難行動要支援者の名簿の更新要領
- (オ) 避難行動要支援者の名簿提供における情報漏えい防止措置
- (カ) 要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項
- (キ) 避難支援者の安全確保対策

ウ 防災についての普及・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

(ア) 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

- ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

(イ) 地域住民に対する普及・啓発

- ・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- ・発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

エ 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

(3) 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障害者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

ア 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備等の整備に努めるものとする。

イ 施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の常時点検に努めるものとする。

第7款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保（実施主体：企画振興課）

村、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

(1) 観光客・旅行者等の安全確保

ア 避難標識等の整備、普及

村、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

イ 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の

避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に努めるものとする。

村は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

ウ 観光関連施設の耐震化促進

村は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

エ 帰宅困難な観光客に対する帰宅支援体制の整備

村は、一般社団法人北中城村観光協会、県、(一財)沖縄観光コンベンションビューローと連携し、村内に滞留する帰宅困難な観光客に対して、安全に帰宅させるための支援体制の整備を行う。

そのためには、村内に滞留する観光客の情報収集、村内の観光関連施設との連携強化を図る必要がある。

(2) 外国人の安全確保

村は、国際化の進展に伴い、本県に居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

ア 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

イ 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。

ウ 音声通訳機器等の導入の検討

外国語通訳等のボランティアの活用体制の整備については、災害が広域になるほど人的な支援体制には限界があるため、音声通訳機器の導入も検討し、外国人の安全確保に努める。

(3) 観光危機管理体制の整備

ア 観光危機管理の普及、対策の促進

村は、観光危機管理を促進するための指導者等を育成するとともに、県及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

イ 観光危機情報提供体制の整備

村は、県及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、危機発生時に、村、県、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

第5節 津波避難体制等の整備

本節では、住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、被害の未然防止及び拡大防止のための必要な体制・手段について示す。

1 津波避難計画の策定・推進（実施主体：総務課）

(1) 津波避難計画の策定

村は、県が策定する津波避難計画策定指針及び村で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、本村の実情に応じた津波避難計画を策定するよう努める。

なお、計画の策定や修正に当たっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

(2) 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設、医療・福祉施設、学校、ショッピングセンターその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

(3) 避難計画の留意点

ア 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難を支援する者等で、避難所要時間が津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、村は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、沖縄警察署と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

イ 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、警察官、村職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

2 津波危険に関する啓発（実施主体：総務課）

(1) 村における対策

ア 村は、住民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

- (ア) 津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性含む）
- (イ) 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）
- (ウ) 過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震津波等）
- (エ) 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

イ 普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

- (ア) 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育
- (イ) 漁業関係者等を対象とした説明会
- (ウ) 浸水区域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会
- (エ) 浸水区域の各自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
- (オ) 広報誌
- (カ) 防災訓練
- (キ) 防災マップ（津波ハザードマップ）
- (ク) 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
- (ケ) 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

(2) 広報・教育・訓練の強化

ア 津波ハザードマップの普及促進

村の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

イ 津波避難訓練の実施

村は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

ウ 津波防災教育の推進

村は、教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の津波防災への理解向上に努める。

3 津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：総務課）

村は、本村の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図る。

(1) 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

村は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示（緊急）等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努める。

村は、地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備する。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

(2) 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

(3) 避難ルート及び避難ビルの整備

ア 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域ではおおむね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備に当たっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

イ 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

ウ 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

エ 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、住民への周知と理解を促進する。

オ 津波避難困難地域の解消

村は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

4 津波災害警戒区域の指定等（実施主体：総務課）

県知事により、津波災害警戒区域に指定された場合には、津波防災地域づくり法により次の対策を講ずる。

ア 本計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

イ 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。

ウ 本計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

エ 津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

第2章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 組織計画

1 村本部の設置

この計画は、本村の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害応急対策を行うための組織及び編成に関するものである。

(1) 災害対策本部設置に至らない場合の措置

ア 災害対策準備体制

気象庁が、村内で震度4が観測された旨を発表した場合、又は村が属する津波予報区に津波注意報を発表したときは、直ちに災害対策準備体制をとるものとするが、その災害の発生の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、災害対策準備体制をとる。配備基準、配備内容については本章「第1節 2 動員計画」による第1配備とし、指揮は総務課長がとる。

イ 災害警戒本部の設置

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、災害警戒本部を設置する。配備基準、配備内容については本章「第1節 2 動員計画」による第2配備とし、指揮は副村長がとる。

(2) 北中城村災害対策本部

ア 村災害対策本部

村長を本部長として、災害対策基本法第23条及び北中城村災害対策本部条例（昭和52年条例第9号）の規定に基づき組織され、防災会議と緊密な連携のもとに、村防災計画の定めるところにより、村全域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施する。

イ 組織

- (ア) 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は村長を、副本部長は副村長、教育長をもって充てる。
- (イ) 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、災害対策本部の各班長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

- (ウ) 本部長が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては次の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

- 1 副村長 → 2 教育長 → 3 総務課長 → 4 企画振興課長
 (以下「北中城村長の職務を代理する職員の順序を定める規則」
 (昭和47年規則第4号)による。)

- (エ) 本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。

- ① 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項
- ② その他本部長が必要と認める事項

- (オ) 本部の組織構成及び所掌事務は別表1及び別表2のとおりとする。

- (カ) 各班は原則として本部の設置と同時に設置されるものとする。但し、災害の種別等により本部長が指示した班は、設置されないものとする。

(3) 本部の設置及び閉鎖

ア 本部の設置

災害対策本部（以下「本部」という。）は、次のような災害が発生するおそれがあるとき、村長が設置するものとする。

- ① 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- ② 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施が必要と認められるとき。
- ③ 県対策本部が設置された場合において、村対策本部の設置を必要と認めたとき。
- ④ 本村域において震度5強以上の地震が発生したとき。
- ⑤ 本村域において津波警報の「大津波」が発表されたとき。

※ ④、⑤については、災害対策本部の自動設置発令とする

イ 本部設置場所

原則として、村役場庁舎に災害対策本部を設置するものとし、村役場庁舎が使用できない場合は、村民体育館を使用するものとする。なお、その他の施設が必要な場合はその使用可能性を調査し、可能な場所に設置する。

ウ 本部の閉鎖

本部の閉鎖について、次の事項に従い村長が閉鎖するものとする。

- ① 災害応急対策を一応終了し、又は災害発生のおそれなくなり本部による対策実施の必要がなくなったとき。
- ② 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。

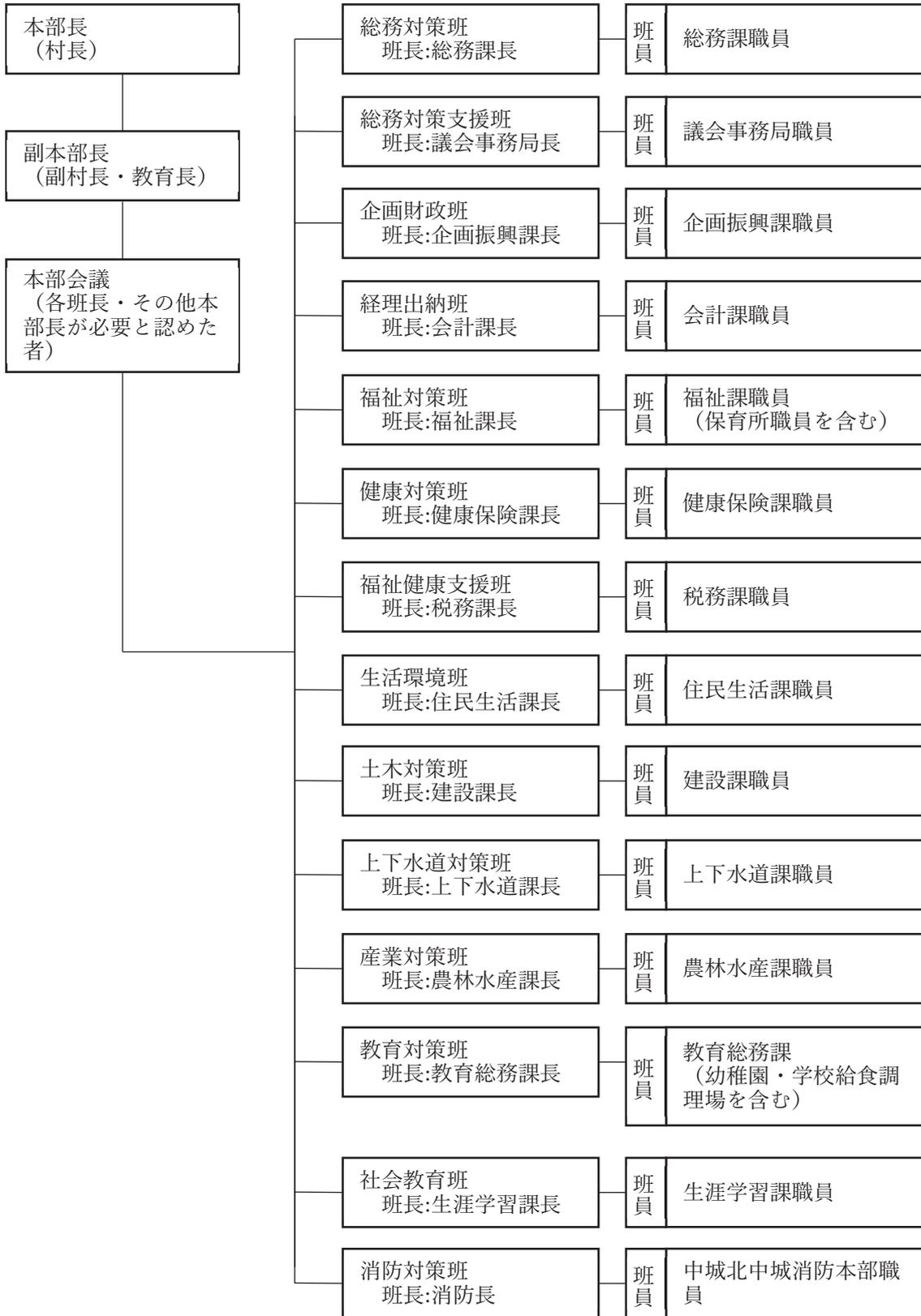
エ 本部の設置、閉鎖の通知

本部を設置又は閉鎖したとき、県、関係機関及び住民に対し適切かつ迅速な

方法により通知公表するものとする。

別表1

北中城村災害対策本部組織及び編成



別表2

班	班長	所 掌 事 務	配 備 要 員					
			第1 配備	第2 配備	第3 配備			
総務 対策 班	総務 課 長	1 災害対策本部の設置及び解散に関すること	3	5	全員			
		2 防災会議に関すること。						
		3 防災関係機関への連絡及び協力要請に関すること						
		4 各班との分掌事務の調整、連絡に関すること						
		5 災害情報の収集、県その他関係機関への報告に関すること						
		6 気象予警報の受理及び伝達に関すること						
		7 災害時の避難準備情報、避難勧告及び指示に関すること						
		8 避難者の誘導及び行方不明者の情報収集に関すること						
		9 職員の非常召集、配置、衛生管理に関すること						
		10 災害対策要員の確保に関すること						
		11 災害情報等の住民及び報道機関への広報に関すること						
		12 り災証明の発行に関すること						
		13 村有財産の被害状況の調査に関すること				班 員		
		14 被災者及び物資の輸送に関すること				総 務 課		
		15 車両の確保及び配車に関すること						
		16 各種団体の災害応急対策への協力に関すること						
		17 本部長及び副本部長の秘書に関すること						
		18 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること						
		19 その他、各班の協力に関すること						
19 その他、各班の協力に関すること								
総務 対策 支援 班	議 会 事 務 局 長	1 所管の被害状況等の調査、情報収集及び総務対策班長への報告に関すること	0	0	全員			
		2 総務対策班への協力に関すること	班 員					
		3 その他、各班の協力に関すること	議会事務局					
企 画 財 政 班	企 画 振 興 課 長	1 所管の被害状況等の調査、情報収集及び総務対策班長への報告に関すること	0	2	全員			
		2 災害情報等の住民及び報道機関への広報に関する協力及び報道機関との連絡調整に関すること				班 員		
		3 防衛施設局との連絡調整に関すること				企 画 振 興 課		
		4 災害対策に必要な経費の予算措置に関すること						
		5 住民及び報道機関への広報						
		6 災害情報等の住民及び報道機関への広報に関すること（第2配備以降）						
		7 商工関係、観光施設の被害調査及びその対策に関すること						
		8 その他、各班の協力に関すること						

班	班長	所 掌 事 務	配 備 要 員		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備
経 理 出 納 班	会 計 課 長	1 所管の被害状況等の調査、情報収集及び総務対策班長への報告に関すること	0	0	全員
		2 災害対策に係る会計業務に関すること	班 員		
		3 救援金品の受入れ及び配分に関すること 4 その他、各班の協力に関すること	会 計 課		
福 祉 対 策 班	福 祉 課 長	1 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること	2	3	全員
		2 災害救助法の適用に関すること			
		3 応急食料その他生活必需品の調達及び管理に関すること			
		4 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸付に関すること	班 員		
		5 食料の配給に関すること	福 祉 課 (保育所含む)		
		6 救援物資の保管及び配分に関すること			
		7 避難者の収容及び避難場所の運営・管理に関すること			
		8 応急食料の配給、炊出しに関すること			
		9 ボランティア等民間団体の活動依頼に関すること			
		10 避難行動要支援者の避難に関すること			
		11 遺体の収容に関すること（避難所）			
		12 その他、各班の協力に関すること			
健 康 対 策 班	健 康 保 険 課 長	1 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること	0	3	全員
		2 日赤その他医療機関との連絡調整に関すること			
		3 医療及び助産、救護に関すること	班 員		
		4 医薬品、衛生材料の調達及び配分に関すること	健 康 保 険 課		
		5 災害地域及び避難所の衛生及び防疫に関すること			
		6 衛生・防疫に関する保健所等関係機関との連絡調整に関すること			
		7 地域組織（自治会等）における自主防疫に関すること			
		8 その他、各班の協力に関すること			
福 祉 健 康 支 援 班	税 務 課 長	1 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること	0	0	全員
		2 福祉対策班及び健康対策班への協力に関すること	班 員		
		3 その他、各班の協力に関すること	税 務 課		

班	班長	所 掌 事 務	配 備 要 員		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備
生活環境班	住民生活課長	1 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2 災害時の塵芥処理に関すること 3 遺体の収容及び埋火葬に関すること 4 その他、各班の協力に関すること	0	2	全員
			班 員		
			住民生活課		
土木対策班	建設課長	1 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2 土木関係災害に関する警戒巡視に関すること 3 地すべり、がけ崩れ等の災害防止に関すること 4 仮設住宅等の建設及び住宅の応急対策に関すること 5 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること 6 道路関係の災害応急対策に関すること 7 交通規制に関すること 8 港湾施設の応急対策に関すること 9 その他、各班の協力に関すること	3	4	全員
			班 員		
			建 設 課		
上下水道対策班	上下水道課長	1 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2 上水道関連施設の災害対策及び復旧に関すること 3 被災者に対する飲料水の供給に関すること 4 災害時における水質検査に関すること 5 企業局及び水道関係業者等との連絡調整に関すること 6 下水道施設の災害対策及び応急復旧に関すること 7 その他、各班の協力に関すること	3	4	全員
			班 員		
			上 下 水 道 課		
産業対策班	農林水産課長	1 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2 農地、農業用用地施設及び農作物等の復旧事業に関すること 3 農・畜・水・林産の被害調査及びその対策に関すること 4 港湾施設関係機関との連絡調整に関すること 5 その他、各班の協力に関すること	3	4	全員
			班 員		
			農 林 水 産 課		

班	班長	所 掌 事 務	配 備 要 員		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備
教 育 対 策 班	教 育 総 務 課 長	1 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2 児童生徒の避難に関すること 3 児童生徒の教育指導に関すること 4 児童生徒に対する学用品の給与に関すること 5 学校教育施設の被害調査及び災害対策に関すること 6 避難所の開設及び運営の協力に関すること 7 災害時の食材の調達及び炊出しの協力に関すること 8 その他、各班の協力に関すること	1	3	全員
			班 員		
			教育総務課 (幼稚園・学校給食調理場を含む)		
社 会 教 育 班	生 涯 学 習 課 長	1 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2 社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること 3 文化財の被害状況の収集及びその対策に関すること 4 避難所の開設及び運営の協力に関すること 5 その他、各班の協力に関すること。	1	3	全員
			班 員		
			生涯学習課		
消 防 対 策 班	消 防 長	1 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2 防災関係機関及び班内の連絡調整に関すること 3 行方不明者の捜索及び救助に関すること 4 災害危険区域の把握と対策に関すること 5 災害時における避難誘導に関すること 6 通信及び応援要請に関すること 7 災害の予防広報に関すること 8 気象情報等の収集に関すること 9 他班との連絡調整に関すること	班長において災害の規模に応ずる要員を配備する。		
			班 員		
			中城北中城消防本部		

2 動員計画

この計画は、災害時における応急対策を、迅速かつ的確に行うために職員を動員配備するためのものである。

(1) 配備の指定及び区分

- ア 本部長は災害の種類、規模及び過程によって配備の規模を指示する。なお、必要がある場合は状況に応じて変更するものとする。
- イ 配備は、災害の規模に応じ、第1配備から第3配備まで区分する。
- ウ 配備区分は、概ね次の基準による。

【地震災害時による配備基準と配備内容】

区 分	配 備 基 準	配 備 内 容
第1配備 (災害対策準備体制) 指揮：総務課長	1 気象情報等により災害の発生が予想されるが、災害の発生まで多少の時間的余裕がある場合 2 気象台が本村で震度4を観測し、発表した場合 3 気象台が沖縄本島地区で津波注意報を発表した場合。	総務課及び関係課の指定職員は配置につく 他の職員は待機態勢をとる
第2配備 (災害警戒本部) 指揮：副村長	1 気象台が本村で震度5弱を観測し、発表した場合 2 強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。 3 気象台が津波注意報を発表し、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 4 気象台が沖縄本島地方で津波警報の「津波」を発表した場合	各班の配備要員は配置につく 他の職員は配置につく体制をとる
第3配備 (災害対策本部) 指揮：村長	1 気象台が本村で震度5強以上を観測し、発表した場合 2 相当規模の災害が発生した場合 3 気象台が津波警報の「大津波」を発表した場合 4 災害により村内全域にわたる被害が発生し又は局地的であっても被害が特に甚大な場合	全職員が配置につく。

(2) 配備人員

- ア 各班の配備は前節別表2のとおりとする。ただし、この配備要員は災害の状況により災害対策本部長において増減することができる。
- イ 各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応じ、配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。
- ウ 各班長は、配備要員名簿を作成し、総務対策班長に提出するものとする。なお、配備要員に異動があった場合は、そのつど修正のうえ総務対策班長に通知するものとする。

(3) 動員方法

- ア 本部長は、気象予報及び災害発生のおそれがある異常現象等の通報を受けた場合で大きな災害が発生する恐れがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し災害対策要員の配備指定その他応急対策に必要な事項を決定するものとする。
- イ 本部会議の招集に関する事務は総務対策班が行う。
- ウ 総務対策班長は本部設置がなされ、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各班長に通知する。
- エ 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知する。
- オ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- カ 各班長は、あらかじめ班内の非常招集系統を確認しておくものとする。なお、非常招集系統については配備要員名簿に併記し、総務対策班長に提出しておくものとする。

3 非常登庁

配備要員は、勤務時間外及び休日において災害が発生し、又は災害が発生する恐れがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属長と連絡をとり、又は自らの判断で自主参集するものとする。

また、全職員は、第3配備に対応する災害の発生または発生するおそれがあることを知ったとき、自らの判断で自主参集するものとする。

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

本節では、地震・津波被害の拡大を未然に防止するため、緊急地震速報、大津波警報、津波警報・注意報等の情報を迅速かつ的確に収集伝達するための体制について示す。

第1款 緊急地震速報の活用

1 緊急地震速報の概要

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

■緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
沖縄県	沖縄本島	沖縄県本島北部	名護市、国頭郡（国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村）、島尻郡の一部（粟国村、伊平屋村、伊是名村）
		沖縄県本島中南部	那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、中頭郡（読谷村、嘉手納町、北谷町、 <u>北中城村</u> 、中城村、西原町）、島尻郡の一部（八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、渡名喜村）
		沖縄県久米島	島尻郡の一部（久米島町）
	大東島	沖縄県大東島	島尻郡の一部（南大東村、北大東村）
	宮古島	沖縄県宮古島	宮古島市、宮古郡（多良間村）
	八重山	沖縄県石垣島	石垣市
		沖縄県与那国島	八重山郡の一部（与那国町）
		沖縄県西表島	八重山郡の一部（竹富町）

第2款 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

(1) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。

(2) 震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき、「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）

(3) 震源・震度に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表する。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。（震度3以上、大津波警報、津波警報または津波注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合）

(4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

(5) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生日刻、発生場所（震源やその規模（マグニチュード））を、おおむね30分以内に日本や外国への津波の影響に関しても発表する。

(6) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(7) 推計震度分布図

震度5弱以上が観測されたとき、観測した各地の震度データをもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

※地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。) 	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	<ul style="list-style-type: none"> ・定期（毎月初旬） 	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	<ul style="list-style-type: none"> ・定期（毎週金曜） 	防災に係る活動を支援するために、週ごとの地震活動の状況を取りまとめた資料。

※地震解説資料（速報版）はホームページでの発表をしていない。

第3款 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
 - ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
 - ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。
- このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場

合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表〔発表される津波の高さの値は、（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照〕
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達して

いるおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(4) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。そのうち、沖縄県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

沖縄県が属する津波予報区

津波予報区	区域
沖縄本島地方	沖縄県(宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。)
大東島地方	沖縄県(島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。)
宮古島・八重山地方	沖縄県(宮古島市、石垣市、宮古郡及び八重山郡に限る。)

(5) 住民等における緊急地震速報の入手方法

住民等は、緊急地震速報について、次のいずれかにより入手するよう努める。

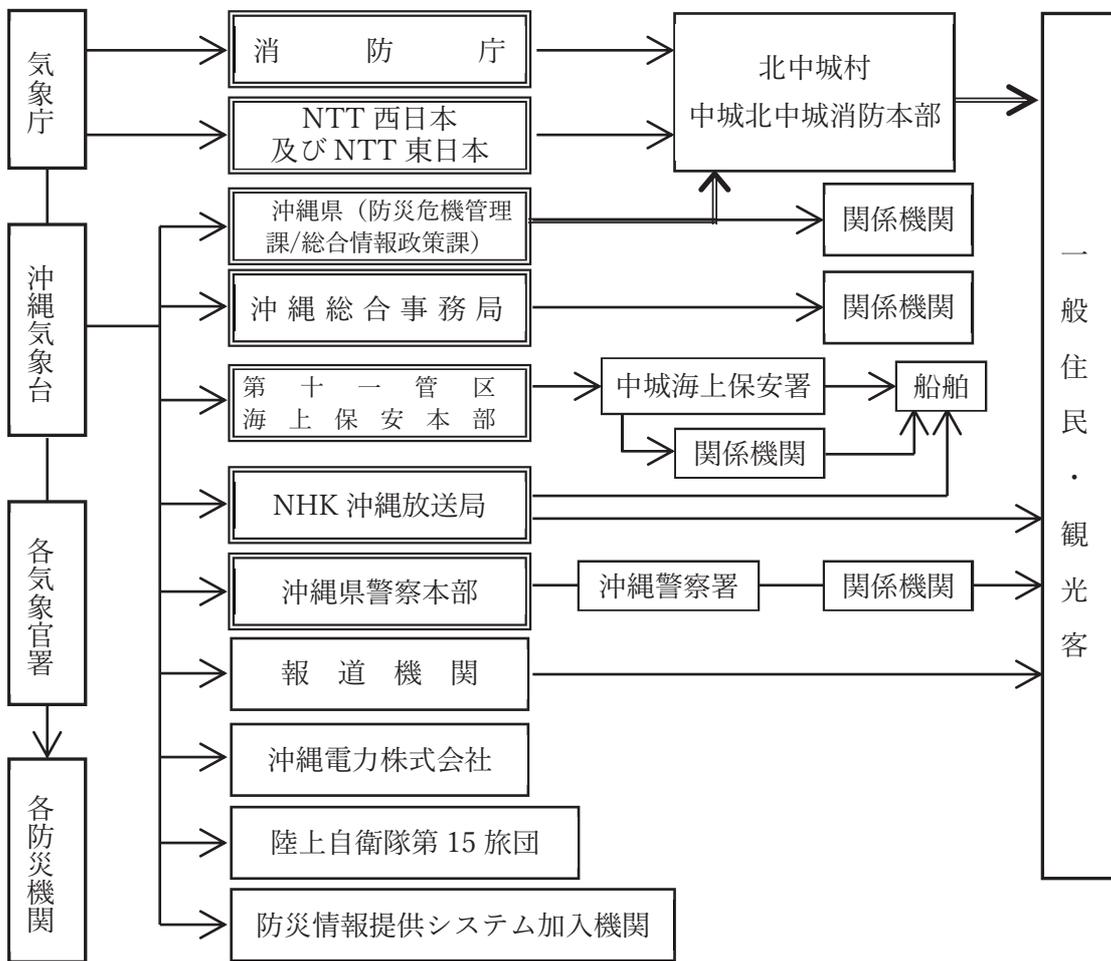
手段	方法
防災行政無線による放送	村は、消防庁による全国瞬時警報システム（J-ALERT）を受け、防災行政無線による放送を行っている。
テレビやラジオによる放送	平成 19 年 10 月 1 日より、NHKのテレビ・ラジオにて緊急地震速報を放送している。
携帯電話による受信	携帯電話各社により、携帯電話への緊急地震速報の配信が行われている。
施設の館内放送	緊急地震速報の館内放送を行っている施設では、館内放送で緊急地震速報を知ることができる。
受信端末を利用した情報の入手	緊急地震速報の受信端末や表示ソフトをインストールしたパソコン等へ、緊急地震速報を提供する事業者もある。

第4款 津波警報等の伝達

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次の図のとおりである。

情報の発表を知り得た村、防災関係機関、団体等は、あらかじめ地域防災計画又は避難計画等に定められた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災行政無線等を活用して直ちに県民等へ伝達する。なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

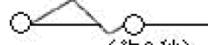
地震情報及び津波警報等の伝達系統図



(注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 (注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

大津波警報・津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音	備考
大津波警報	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点) (約5秒)	
津波警報	(2点) 	 (約6秒)	
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	
津波注意報及び 津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

第5款 近隣地震津波に対する自衛措置

村長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、村防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう勧告・指示する。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとる。

第3節 災害通信計画

この計画は災害に関する予報・警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して、通信体制の万全を図るものとする。

1 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

2 通信設備の利用法（実施主体：総務対策班）

災害情報等の伝達、報告及び災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況等により異なるが概ね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。

ただし、固有の通信施設を持っている機関については、利用方法等必要な手続きを協定で定めて、災害時に利用するものとする。

(1) 電気通信事業用設備の利用

ア 普通電話による通信

一時的には、加入電話の通常の手続きにより通信を確保するが、施設の被害その他により、その利用方法が制限される場合は「非常電話」の取扱いを受け、通話の優先利用を図るものとする。

イ 非常扱いの通話

災害対策関係機関は、事前に最寄りのNTT西日本沖縄支店に連絡し、「非常通話用電話」を指定しておくものとする。非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合に、次に掲げる事項の市外通話に対しその取扱いをするものとする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし、非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする

① 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる 機関との間

② 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者との機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄のまでに掲げるものを除く。）相互間

ウ 非常扱いの電報

災害のため、特に緊急を要する電報は非常電報の取扱いを受け、電報の優先利用

を図るものとする。

電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センタ(115)に申告の上、申し込むものとする。

なお、非常時電報を申し込むにあたっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書きし非常である旨を告げて頼信するものとする。

(2) 専用通信設備の利用

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合又は緊急通信にその必要がある場合は、次に掲げる専用通信設備の利用を図るものとする。利用にあたっては、あらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

ア 村防災行政無線による通信

村防災行政無線による非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合において通信連絡を行うものとする。

イ 消防無線施設による通信

中城北中城消防本部の無線施設を利用し、通信相手機関を管轄する消防本部を通じて通信連絡する。通信施設は別表1のとおりである。

ウ 警察通信設備

沖縄県警察本部の警察有線・無線電話を利用して通信相手を管轄する各署、交番等を経て通信連絡する。

エ その他非常通信の利用

その他の非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、村の専用通信設備が利用できないか、又は利用することが著しく困難であるため、その非常通報の目的を達成することが出来ない時に、非常通信設備を利用して通信連絡する。

※ 県防災行政無線網（通常通信ルート）が使用できない場合、下記の非常通信ルートを使用し通信連絡するものとし、平素から関係機関との意志疎通に努めるものとする。

非常通信ルート	非常通信受付機関	電話番号
北中城村 → 沖縄警察署 → 県警察本部 → 県庁	沖縄警察署	932-0110

(3) 通信設備優先利用の協定

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(4) 放送要請の依頼

災害に関する通知、要請、伝達又は警報等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県（広報班）に放送の要請を依頼するものとする。ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県（広報班）にその旨連絡するものとする。

別表1

1. 北中城村

通 信 施 設

名 称	種 別	形 式	周 波 数	空中線 電力	備 考
防災北中城村役場	親局	16K0F2D	68.835MHz	10W	
大城第1	固定局	16K0F3E	〃	〃	
大城第2	〃	〃	〃	〃	
荻道第1	〃	〃	〃	〃	
荻道第2	〃	〃	〃	〃	
安谷屋第1	〃	〃	〃	〃	
安谷屋第2	〃	〃	〃	〃	
安谷屋第3	〃	〃	〃	〃	
安谷屋第4	〃	〃	〃	〃	
安谷屋第5	〃	〃	〃	〃	
安谷屋第6	〃	〃	〃	〃	
石平第1	〃	〃	〃	〃	
熱田第1	〃	〃	〃	〃	
熱田第2	〃	〃	〃	〃	
熱田第3	〃	〃	〃	〃	
熱田第4	〃	〃	〃	〃	
熱田第5	〃	〃	〃	〃	
和仁屋第1	〃	〃	〃	〃	
和仁屋第2	〃	〃	〃	〃	
渡口第1	〃	〃	〃	〃	
渡口第2	〃	〃	〃	〃	
渡口第3	〃	〃	〃	〃	
渡口第4	〃	〃	〃	〃	
仲順第1	〃	〃	〃	〃	
仲順第2	〃	〃	〃	〃	
仲順第3	〃	〃	〃	〃	
喜舎場第1	〃	〃	〃	〃	
喜舎場第2	〃	〃	〃	〃	
喜舎場第3	〃	〃	〃	〃	
瑞慶覧第1	〃	〃	〃	〃	
瑞慶覧第2	〃	〃	〃	〃	
屋宜原第1	〃	〃	〃	〃	
屋宜原第2	〃	〃	〃	〃	
屋宜原第3	〃	〃	〃	〃	
島袋第1	〃	〃	〃	〃	
島袋第2	〃	〃	〃	〃	
島袋第3	〃	〃	〃	〃	
島袋第4	〃	〃	〃	〃	
島袋第5	〃	〃	〃	〃	
島袋第6	〃	〃	〃	〃	
島袋第7	〃	〃	〃	〃	
島袋第8	〃	〃	〃	〃	

通 信 施 設

2. 中城北中城消防本部

名 称		種 別	形 式	空中線電力	備 考
消防中北	消防中北	陸上移動局	5K80G1E 5K80G1F	5W	消防中北（通信室）
〃	中北司令 1	〃	〃	〃	司令車
〃	中北ポンプ 1	〃	〃	〃	ポンプ車
〃	中北ポンプ 2	〃	〃	〃	ポンプ車
〃	中北ポンプ 3	〃	〃	〃	ポンプ車
〃	中北ポンプ 4	〃	〃	〃	ポンプ車
〃	中北タンク 1	〃	〃	〃	小型動力ポンプ付水槽車
〃	中北救急 1	〃	〃	〃	救急車
〃	中北救急 2	〃	〃	〃	救急車
〃	中北救急 3	〃	〃	〃	救急車
〃	中北救助 1	〃	〃	〃	救助工作者
〃	中北輸送 1	〃	〃	〃	輸送車
〃	中北積載 1	〃	〃	〃	積載車
〃	中北予防 1	〃	〃	〃	予防広報車
〃	中北団 1	〃	〃	〃	消防団指揮広報車
〃	中北 101	陸上移動局	5K80G1E 5K80G1F	2W	携帯無線機（デジタル）
〃	中北 102	〃	〃	〃	〃
〃	中北 103	〃	〃	〃	〃
〃	中北 104	〃	〃	〃	〃
〃	中北 105	〃	〃	〃	〃
	中北 102	陸上移動局	F3E	5W	携帯無線機（防災総合連絡波）
	中北 105			〃	〃
〃	中北 201	陸上移動局	F3E	1W	署活動用無線機
〃	中北 202	〃	〃	〃	〃
〃	中北 203	〃	〃	〃	〃
〃	中北 204	〃	〃	〃	〃
〃	中北 205	〃	〃	〃	〃
〃	中北 206	〃	〃	〃	〃
〃	中北 207	〃	〃	〃	〃
〃	中北 208	〃	〃	〃	〃
〃	中北 209	〃	〃	〃	〃
〃	中北 210	〃	〃	〃	〃
〃	中北 211	〃	〃	〃	〃
〃	中北 212	〃	〃	〃	〃
〃	中北 213	〃	〃	〃	〃
〃	中北 214	〃	〃	〃	〃
〃	中北 215	〃	〃	〃	〃

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

この計画は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合、関係機関等の協力を得て、本村の地域にかかる災害の被害状況等を迅速かつ的確に収集報告するためのものとする。

1 実施責任者

(1) 村の役割

村内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告する。県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告する。

(2) 消防機関の役割

消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告するものとする。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

2 災害状況の収集（実施主体：総務対策班）

(1) 災害情報の種類

村は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

各対策班長はあらゆる手段を用いて状況を収集把握、被害状況が確定するまで、随時災害対策本部に報告するものとする。

なお、これらの収集及び報告は災害対策の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に実施することを要する。

災害情報の種類

- ・ 地震の規模、震度、範囲、津波情報、気象・水象等情報
- ・ 人的被害、住家被害、公共施設の被害、及び火災に関する情報
- ・ 避難の勧告及び指示の状況並びに警戒区域の指定状況
- ・ 避難者数及び避難所の場所等に関する情報
- ・ 医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
- ・ 道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
- ・ 電気、ガス、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
- ・ 漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ・ 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況
- ・ 農林水産物の被害及び応急対策の状況に関する情報

(2) 村による情報の収集

村は、職員による調査、職員の参集途上の情報、住民等からの通報、ライフライン機関等空の情報入手、119番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。

特に、情報の空白期間においては、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

(3) 職員による概況調査の報告

登庁した職員は、参集途中で収集した情報を別紙様式（概況調査票）に記入の上、総務対策班長へ報告するものとする。ただし、火災や人命に係る場合は、口頭により直接消防本部及び総務対策班長へ連絡し、事後速やかに概況調査票を提出する。

また、被害の全体を把握するため、特に被害が見受けられなかった場合も、被害なしとして報告するものとする。

総務対策班は、各職員より収集した情報（概況調査事項等）を直ちに災害概況即報として災害即報様式1号にて県へ報告する、特に死傷者、住宅被害を優先させる。

(4) 推定による被害情報の把握

大地震等大規模災害時には、通信や交通の途絶等により、効果的な情報収集作業が行えないことから、このような情報の空白空間においては、被害の大まかな様子を推定し、これに基づいて、初動対応を実施しなくてはならない。

従って、参集職員途中の職員による情報の収集や、公共施設の屋上からの被害調査、情報がない地域へ職員を派遣するなど積極的に情報を収集し、素早く全体の被害状況を推定するものとする。

2 報告の種類

災害発生の時間的経過に伴い、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告の3段階及び災害年報に区分する。報告は沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等により行うものとするが、最終報告及び特に指示されたものについては文書により報告するものとする。

災害概況即報（発生報告）	災害が発生したとき、直ちに概況を報告する。
被害状況即報（中間報告）	被害状況等の全容が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間随時その状況を報告する。
災害確定報告（決定報告）	災害応急対策の措置が終了しその被害が確定したとき報告する。

(1) 災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できない場合（たとえば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）に災害即報様式第1号に基づく内容を県（防災危機管理課）へ沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。

(2) 被害状況即報

被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を、県地方本部等を経て県災害対策本部総括情報班（防災危機管理課）に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁へ報告するものとする。

(3) 災害確定報告

被害状況の最終報告であり、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に災害報告様式第1号に基づく内容について地方本部等を経て、県災害対策本部総括情報班（防災危機管理課）に報告する。

(4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害の被害状況について翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県（防災危機管理課）に報告する。

3 災害概況即報の調査（実施主体：総務対策班）

(1) 概況調査方法

大規模な災害が発生した場合、参集途中の職員による情報収集、自治会長及び関係機関等から別紙調査票の災害情報を収集し、情報源、地域別、被害種別に整理して、素早く被害の全体像を把握する。

概 況 調 査 票 整理番号

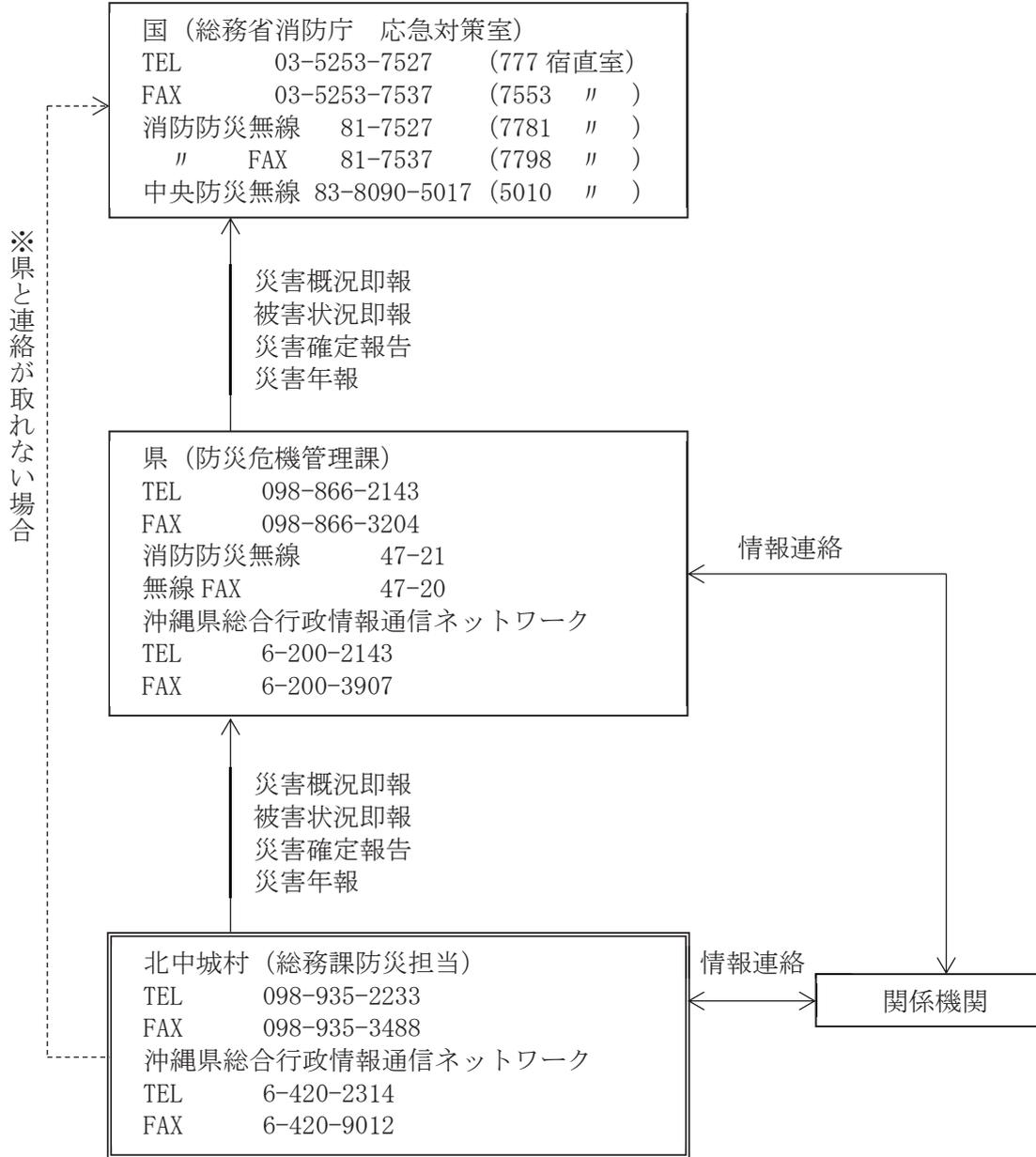
(参集後に各自で記入すること)

報告日時	年 月 日 時 分
所属名	課
報告者名	

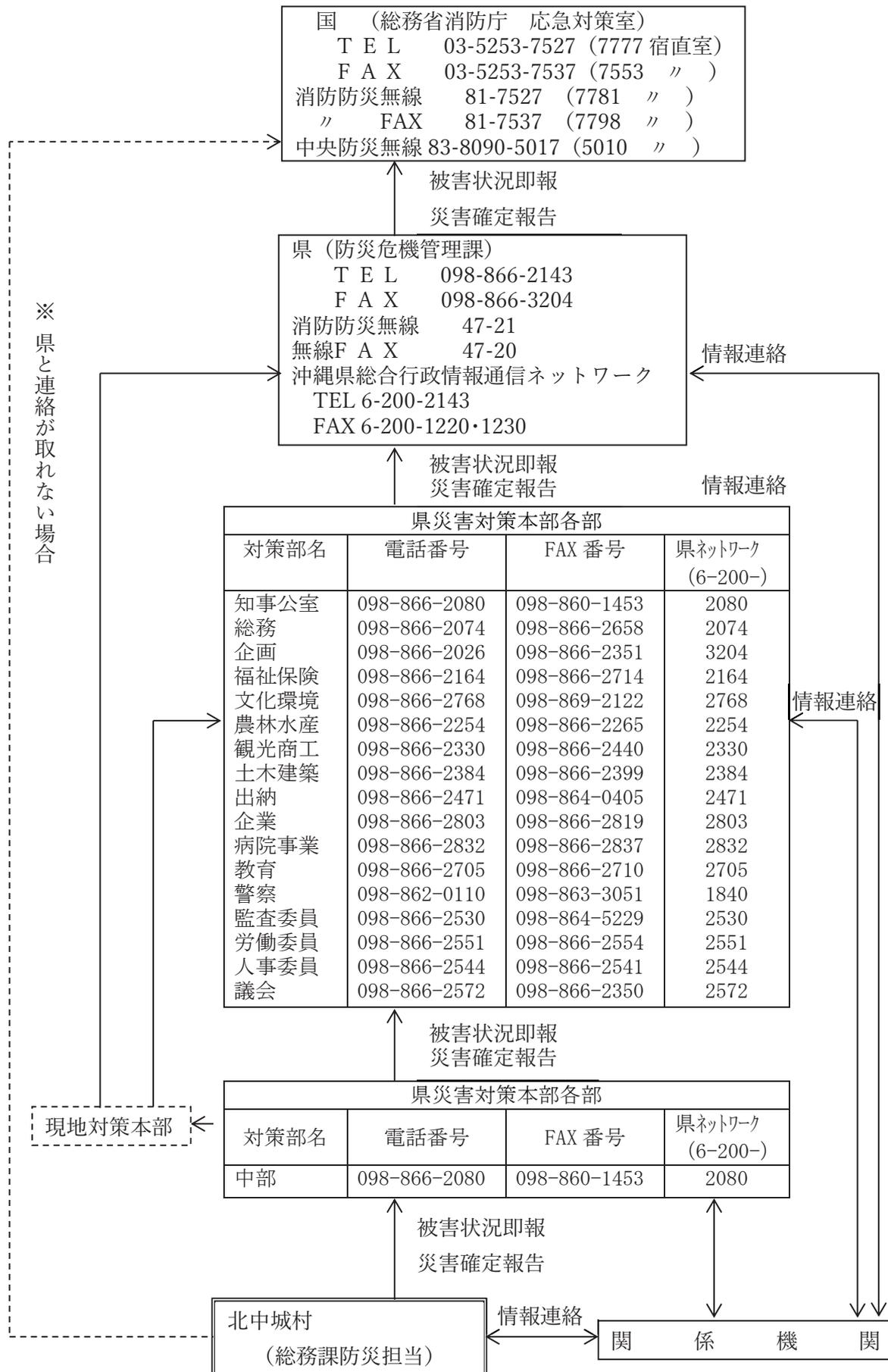
災害の概況	災害種別	地震・水害・火災・その他	発生日時	年 月 日 時 分
	1. 自宅付近の状況（あなたの住所等も記入すること） :			
	2. 地区ごとの被害の有無 道路 ・ 施設 ・ 建物 ・ その他 (具体的内容・被害がない場合も記入すること) :			
	3. 救助者の有無 有 ・ 無 (具体的内容) :			
	4. 火災の発生状況 有 ・ 無 (具体的内容) :			
	5. その他気付いたこと :			
地図・略図				

■ 災害情報連絡系統図

県災害対策本部未設置時



県災害対策本部設置時



被害概況即報

災害即報様式第1号

災害名 _____ (第 _____ 報)

報告日時	年	月	日	時	分
市町村名					
報告者名					

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	年	月	日	時	分
被 害 の 状 況	死傷者	死 傷 負傷者	人 人	不明 計	人 人	住家	全壊 半壊	棟 棟	一部破損 床上浸水	棟 棟
	<p style="text-align: center;">* 住家については、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。</p> <p>被害集中地域 …</p>									
応 急 対 策 の 状 況										

災害即報様式2号

被 害 確 定 報 告

市町村名 (北中城村)

市町村名	区分		田	区分		被害	区分		被害	区分		被害	市町村名														
	災害名	報告年月日		流出・埋没	冠水		流出・埋没	冠水		文教施設	院			路	梁	川	湾	防	掃	崩	れ	不通	船舶	道	話	気	ス
人的被害	死者	人											都道府県災害対策本部														
	行方不明者	人												市町村災害対策本部等の設置状況													
住家被害	負傷者	人											市町村災害対策本部														
	全壊	棟												災害救助法適用													
住家被害	半壊	棟											市町村名														
	一部破損	棟												計													
住家被害	床上浸水	棟											消防職員出動延人数														
	床下浸水	棟												消防団員出動延人数													
非住家	公共建物	棟											団体														
	その他	棟												人													
備考												人															
備考													人														

災害報告様式第1号補助表1

公立文教施設被害

市町村名（北中城村）

学 校 名	位 置	被 害 程 度	被害金額	備 考
			千円	
計				

注)「位置」欄は、市町村の字名を記入する

災害報告様式第1号補助表6

林 産 産 被 害

林産物等名	被害数量	被害金額	市町村名（北中城村） 備 考
		千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害金額	備 考
		千円	

注) 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
 注) 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

災害報告様式第1号補助表8

水産被害

市町村名（北中城村）

1. 漁船被害

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注) 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。
 注) 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えは養殖施設等を記入する。

災害報告様式第1号補助表9

商 工 被 害

市町村名 (北中城村)

被害種類	被害数量	被害金額	備考
		千円	
計			

注) 「被害数量」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災害報告様式第2号

災 害 年 報

市町村名 (北中城村)

り	災世帯数	世帯																				
り	災者数	人																				
	公立文教施設	千円																				
	農林水産業施設	千円																				
	公共土木施設	千円																				
	その他の公共施設	千円																				
そ の 他	農産被害	千円																				
	林産被害	千円																				
	畜産被害	千円																				
	水産被害	千円																				
	商工被害	千円																				
	その他	千円																				
	被害総額	千円																				
災 対 策 本 部	害 設 置 解 散	月	日	時	分	月	日	時	分	月	日	時	分	月	日	時	分	月	日	時	分	
		月	日	時	分	月	日	時	分	月	日	時	分	月	日	時	分	月	日	時	分	
災害救助法適用		有	・	無	有	・	無	有	・	無	有	・	無	有	・	無	有	・	無	有	・	無
消防職員出動延人数	人																					
消防団員出動延人数	人																					

災害報告様式第2号

災 害 年 報

市町村名 (北中城村)

区分		災害名	発生年月日								計	
人的被害	死者	人										
	行方不明者	人										
	重傷	人										
	軽傷	人										
住家被害	全壊	棟 世帯 人										
	半壊	棟 世帯 人										
	一部破損	棟 世帯 人										
	床上浸水	棟 世帯 人										
	床下浸水	棟 世帯 人										
非住家	公共建物	棟										
	その他の	棟										
その他	田畑	田	ha									
		畑	ha									
			ha									
	その他	文教施設	箇所									
		病院	箇所									
		道路	箇所									
		橋りょう	箇所									
		河川	箇所									
		港湾	箇所									
		砂防	箇所									
		清掃施設	箇所									
		崖くずれ	箇所									
		鉄道不通	箇所									
		被害船舶	隻									
水道	戸											
電話	回線											
電気	戸											
ガス	戸											
ブロック塀等	箇所											
火災発生	建物	件										
	危険物	件										
	その他	件										
り	災世帯数	世帯										
り	災者数	人										
公立文教施設	千円											
農林水産業施設	千円											
公共土木施設	千円											
その他の公共施設	千円											
その他	農産被害	千円										
	林産被害	千円										
	畜産被害	千円										
	水産被害	千円										
	商工被害	千円										
その他の	千円											
被害総額	千円											
災害対策設置本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
	解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
災害救助法適用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
消防職員出動延人数	人											
消防団員出動延人数	人											

〈 災害即報様式1号の記入要領 〉

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況	当該災害に対して、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。		

〈 災害即報様式2号の記入要領 〉

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。		
災害対策本部設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合において設置及び廃止の日時を報告するものとする。		
避難の状況	避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。		
応援要請	応援を要求した市町村名、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。		
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。		
救助活動の概要	被害者に対する救助活動について概要を報告するものとする。		
備考欄	火災の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名	
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間	
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過	
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況	

別表3

被害状況判定基準

災害により、災害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準によるものとする。

被害区分		判 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊する者で協同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が著しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

被害区分		判 定 基 準
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
田 畑 の 被 害	田の流失 埋 没	田の耕土が流失し又は砂利等の堆積のため工作が不能になったものとする。
	畑の冠水	植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失 埋 没	田の例に準じて取り扱うものとする。
そ の 他 の 被 害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病 院	院療法（昭和23年法律第205号）第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連絡するための河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用された河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
崖崩れ	山崩れ及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。	

被害区分		判定基準
その他の被害	被害船舶	櫓、櫓のみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水する戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
	罹災者数	罹災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

4 安否情報の提供

村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 災害広報計画（実施主体：総務対策班）

1 実施責任者

村長は、村内における災害情報、被害状況、その他の災害に関する広報を行う。担当者は総務対策班及び企画財政班とする。

また、県、本村及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとするとともに、県及び村は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報及び交換を行うよう努める。

3 実施要綱

(1) 各班の広報

各班において、広報を必要とする事項が生じたときは、原則として総務対策班長に文書でもって通知するものとする。

(2) 広報広聴係

総務対策班は企画財政班との共同体制に基づき、各班が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、すみやかに村民及び報道機関へ広報する。また、必要に応じて災害現場に出向き、写真その他の取材活動を実施する。

4 住民に対する広報の方法

(1) 収集した災害情報及び応急対策等住民に通知すべき広報事項は、広報内容に応じ次の方法により行う。

- ア 報道機関の協力により行う広報
- イ 防災行政無線、インターネット、広報車等により行う広報
- ウ 電話、口頭等による個別通知
- エ 写真、ポスター等の提示による広報

- (2) 住民からの問い合わせに対する対応
 - ア 来庁者に対する広報窓口の設置
 - イ 広報車を現地へ派遣し、必要な事項の広報活動を行う
 - ウ 専用電話、インターネット等を活用し、広報活動を行う
- (3) 災害時要援護者に対する対応
 - ア テレビの文字放送等を活用し、広報活動を行う
 - イ 手話及び外国語通訳を介し、広報活動を行う

5 報道機関に対する情報等の発表の方法

- (1) 報道機関に対する情報等の発表の方法は、企画財政班において行うものとする。
- (2) 情報等の発表に際しては、広報内容（日時、場所、目的等）を前もって各報道機関に周知させて発表するものとする。また、報道機関との連携が重要であるため報道機関の情報連絡員の派遣を要請する。

6 広報の内容

広報の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 気象情報及び予警報等
- (2) 災害応急対策状況（交通情報、食料、生活物資、ライフラインの復旧見込み等）
- (3) 不要不急の電話の自粛
- (4) 被災者の安否
- (5) 空き病院の情報
- (6) 二次災害防止のためにとるべき措置
- (7) その他必要と認める事項

第6節 自衛隊災害派遣要請計画（実施主体：総務対策班）

1 実施責任者

自衛隊に対する派遣要請は、村長が県知事を通じて行う。担当は総務対策班とする。

(1) 災害派遣を要請することができる者(以下「要請者」という。)

- ア 知事・・・・・・・・・・・・・・・・主として陸上災害
- イ 第十一管区海上保安本部長・・・・・・・・主として海上災害
- ウ 那覇空港事務局所長・・・・・・・・主として航空機遭難

(2) 災害派遣の要請を受けることができる者(以下「派遣命令者」という。)

- ア 陸上自衛隊第1混成団長
- イ 海上自衛隊第5航空群司令
- ウ 海上自衛隊沖縄基地隊司令
- エ 航空自衛隊南西航空方面隊司令

2 災害派遣を要請する場合の基準

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づく自衛隊災害派遣の要請基準。

- (1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合。
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合。

3 知事への派遣要請等

(1) 知事への派遣要請

村長は、村域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事（防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

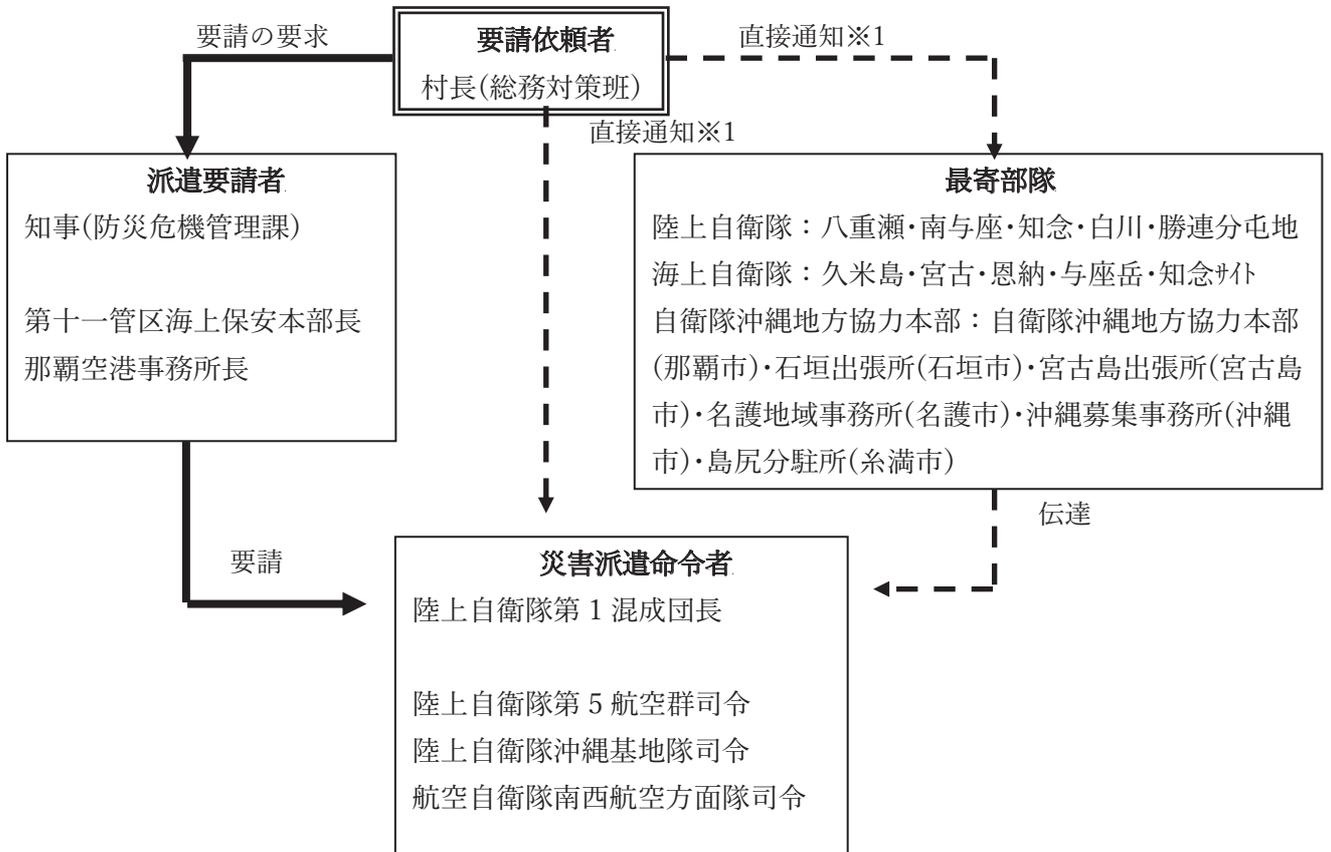
(2) 防衛大臣等への通知

村長は（1）の要求ができない場合には、その旨及び村域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定するものに通知することができる。

なお、村長は通知を行った場合は、速やかにその旨を知事（防災危機管理課）に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定するものは、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

■自衛隊の災害派遣要請系統図



※1 県知事等へ要請を要求できない場合

■災害派遣命令者の所在地等

	宛先	所在地	実務担当（昼間）		実務担当（夜間）	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団	那覇市鏡水 679	第15旅団司令部第部	857-1155 857-1156 857-1157 内線 276～279 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政ネットワーク 6-522-0123	団本部当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線 308 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政ネットワーク 6-522-0123
海上自衛隊	第5航空軍司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	857-1191 内線 5213	群司令部当直	857-1191 内線 5222
	沖縄基地隊司令	うるま市勝連平敷屋 1920	沖縄基地隊本部警備課	978-2342 3453 3454 内線 230	当直幕僚	978-2342 3453 3454 内線 244
航空自衛隊	南西航空方面隊司令	那覇市当間 301	司令部運用課	857-1191 内線 2236	SOC当直幕僚	857-1191 内線 2204 2304

■急患空輸等の要請者及び要請先（電話：災害時に同じ）

区分	要請権者	要請の受理及び処理	
		主担当	副担当
船舶急患空輸及び海難捜索	第十一管区海上保安本部長	航空自衛隊南混団	海上自衛隊第5空群
海上捜索		海上自衛隊第5空群	海上自衛隊沖基
		海上自衛隊沖基	航空自衛隊南混団

4 要請の内容

災害派遣を要請する場合は、派遣命令者に対し、次の事項を明確にして文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急の場合で文書によるいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材、駐車場等の有無）

5 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難期間等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりである。

- (1) 被災状況の把握(偵察行動)
- (2) 避難の援助(避難者の誘導、輸送)
- (3) 避難者等の搜索、救助
- (4) 水防活動(土のう作成、運搬、積込み)
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開(損壊、障害物の啓開、除去)
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送(救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送)
- (9) 炊飯及び給水支援
- (10) 救援物資の無償貸付け又は譲与(総理府令第1号(昭和33年1月1日付)による)
- (11) 危険物の保安及び除去(火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去)
- (12) その他(自衛隊の能力で対処可能なもの)

6 村の準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようにこれに協力するものとする。

- (1) 災害地における作業等に関しては、県及び村当局と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- (2) 村は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- (3) 派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設を提供するものとする。
- (4) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、出来る限り村において準備するものとする。

7 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

ア 警察官がその場にはいない場合(自衛隊法第94条)

- ・避難命令等(警察官職務執行法第4条第1項)
- ・土地、建物等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- ・緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令(災害対策基本法第76条の3第3項)(所管警察署長への通知)

イ 村長その他村長の職権を行なうことができる者がその場にはいない場合

- ・警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令(災害対策基本法第63条第3項)(村長への通知)
- ・他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等(災害対策基本法第64条第3項)
- ・住民等を応急措置の業務に従事させること(災害対策基本法第65条第3項)(村長への通知)

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、村が補償を行なう。

- ア 自衛官の行なう他人の土地の一時使用等の処分(法第64条第8項において準用する同条第1項により通常生ずべき損失)
- イ 自衛官の従事命令(法第65条第3項において準用する同条第1項)により応急措置の業務に従事した者に対する損害

8 派遣部隊の撤収

- (1) 要請権者は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。
- (2) 派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、関係市町村長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

9 経費の負担区分等

- (1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、県及び村の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定するものとする。
 - ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
 - イ 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
 - ウ 岸壁使用料
- (2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行うものとする。

10 ヘリポートの準備

(1) ヘリポートの確保について

村は、災害時のヘリポートとして指定できるよう利用可能なスペースの確保に努める。

(2) 受入れ時の準備

ア 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示(石灰等)するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。

イ 風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

ウ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水をおこなう。

エ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。

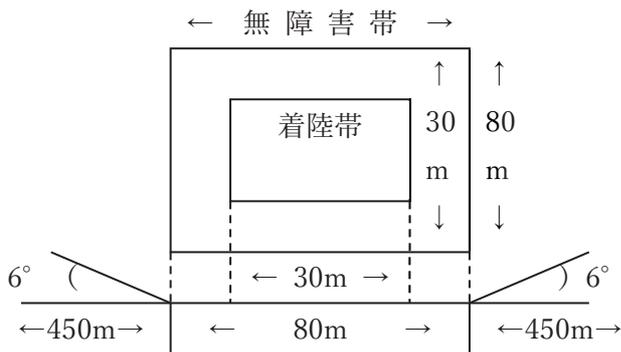
オ 物資を掲載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。

カ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

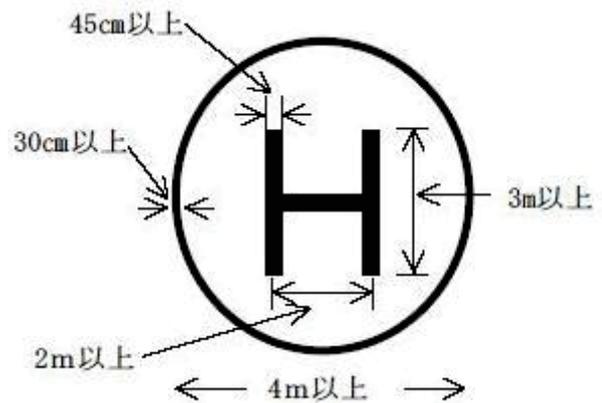
キ 着陸帯の地盤は堅固で平坦であること。

(3) ヘリポートの設置基準

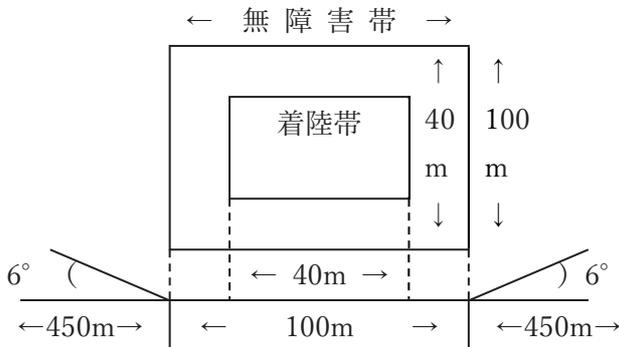
ア 中型機(UH-60JA)の場合



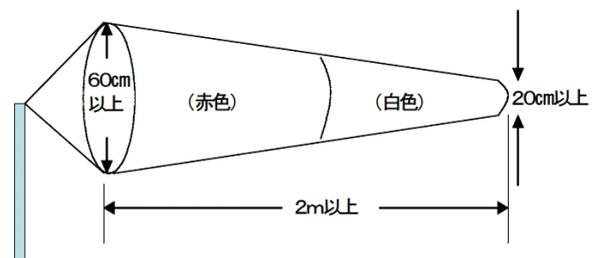
ウ ヘリポートの表示基準



イ 大型機(V-107、CH-47J)の場合



エ 吹き流しの掲揚基準



(注)吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚

11 派遣部隊との連絡調整

自衛隊は、災害発生が予想される場合は直ちに要請に応じられるよう、県又は村へ連絡幹部を派遣し、県又は村との調整・連絡にあたる。

災害の発生が予想される場合、県又は村は、自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し、必要な情報の提供に努める。

12 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣する。この場合において派遣命令者は、できるだけ早急に知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める、

なお、部隊等派遣後に、知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

例えば

ア 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による村長からの通知を含む。）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

イ 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)から(3)までに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第7節 広域応援要請計画（実施主体：総務対策班）

1 県、他市町村等への応援要請

(1) 県への応援要請・職員派遣のあつせん

村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法 68 条に基づき、知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するほか、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。

2 国の機関への応援要請・職員派遣のあつせん

村長は、必要に応じて指定地方行政機関の長に対し、災害対策基本法第 29 条の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、必要に応じて県知事に対し、指定地方行政機関職員の派遣について、災害対策基本法第 30 条の規定に基づくあつせんを求める。

3 他市町村等への要請及び応援

村長は、村域内に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、基本法 67 条に基づき、他の市町村長等に応援を求め、又は地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。

なお、応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。

また、災害応急対策の実施について応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下で行動する。

4 応援協定に基づく要請

村は、県外の他市町村と応援協定を締結しており、これらの応援協定に基づき、災害時の応援を要請する。

5 民間団体等への協力要請

村長は、村域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

6 防災関係機関における応援要請

(1) 警察

大規模災害発生時において、警察は、必要に応じ国に対して「警察災害派遣隊の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

(2) 消防機関

大規模災害発生時において、村は、消防組織法第 44 条に基づき、必要に応じ県

を通じて 総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

(3) ライフライン事業者

大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

第8節 避難計画

第1款 避難の原則

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させるための計画は、次によるものとする。

1 実施責任者

適切な避難勧告等の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実施することは、村長の責務である。ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び収容所への収容、保護は次のものを行うものとする。なお、これらの責任者は、相互に緊密な連携を保ち住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努める。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の発令

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	なし	警報等の伝達時には、災害対策基本法第56条により実施可能。

(2) 避難の勧告 = 居住者等に自主的な避難を促す。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	村長ができない場合に代行

(3) 避難の指示 = 危険が目前に迫っているときに行い、勧告よりも拘束力が強い。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	村長から要請がある場合又は村長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき
知事又は その命を受けた職員	洪水、津波、高潮、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、津波、高潮	水防法第29条	

(4) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	村長から要請がある場合又は村長（委任を受けた職員含む）がその場にはいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	村長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にはいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	水防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に 属する者	洪水、津波、高潮	水防法第21条	
警察官	洪水、津波、高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき

(5) 避難の誘導

避難所への誘導は、避難勧告・避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(6) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は村長が行う。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として村長が行うものとする。

また、広域避難等において村のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

2 避難勧告等の運用（実施主体：総務対策班）

(1) 避難勧告・避難指示（緊急）等の種類

避難勧告等の種類及び基準は、以下のとおりである。

種類	内容	根拠法
避難準備・高齢者等避難開始 自主避難	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。 <基準> ①本村において震度4が観測され、村長が必要と認めたとき ②遠地地震による津波が到達すると予想される時 ^{注1} ③村長が必要と認めたとき	なし
避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告する。 <基準> ①震度6弱の地震が発生したとき ②村長が必要と認めたとき ^{注2}	災害対策基本法 第60条
避難指示 （緊急）	上記において、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。 <基準> ①津波予報区内に大津波警報、津波警報、又は津波注意報 ^{注3} が発表されたとき ②強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は揺れが弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、村長が必要と認めたとき ③震度6強以上の地震が発生したとき ④村長が必要と認めたとき	
警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本法 第63条

注1：津波の到達時間から概ね3時間前までに避難準備・高齢者等避難開始情報を発令するものとする。

注2：津波警報等が入手できない場合など。

注3：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域や地盤の低い区域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。

(2) 避難勧告等の内容

避難措置の実施者は、避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

ア 発令者

イ 対象区域

ウ 避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び警戒区域の設定の理由

エ 避難日時、避難先及び避難経路

オ その他必要な事項

(3) 避難勧告等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、サイレン、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。

また、必要に応じて放送局、ポータルサイト・サーバ事業者に、放送設備やインターネットを活用した情報伝達の協力を第3節3の(2)に準じて要請する。

(4) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

ア 村長の措置

・ 村長→知事（防災危機管理課）

イ 知事の措置

(ア) 災害対策基本法に基づく措置

・ 知事（防災危機管理課）→村長

(イ) 地すべり等防止法に基づく措置

・ 県知事（海岸防災課）→所轄警察署長

ウ 警察官の措置

(ア) 災害対策基本法に基づく措置

・ 警察官→所轄警察署長→村長→知事（防災危機管理課）

(イ) 警察官職務執行法（職権）に基づく措置

・ 警察官→所轄警察署長→県警察本部長→知事（防災危機管理課）→村長

エ 自衛官の措置

・ 自衛官→村長→知事（防災危機管理課）

オ 水防管理者の措置

・ 水防管理者→所轄警察署長

(5) 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

村は、村長が避難勧告等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難勧告等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

(6) 解除の基準

ア 避難指示（緊急）の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。

イ 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

3 避難の実施の方法（実施主体：福祉対策班）

村は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

(1) 避難の優先順位

避難に当たっては、要配慮者（幼児、高齢者、障害者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させるものとする。

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行うものとする。

ア 避難に当たっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導に当たっては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、村の避難行動要支援者の避難支援プランに基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、村は可能な限り支援を行う。

(4) 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難漏れ又は要救出者の有無を確かめるものとする。

4 避難所の開設及び収容保護（実施主体：総務対策班、福祉対策班、教育対策班）

(1) 避難所の設置

村は、あらかじめ定められた施設に避難所を開設する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置するものとする。

避難所の設置については、集団的に収容でき、炊出し可能な既存の施設を利用し、その他の被害状況等の条件を考慮して、適切と認めるものを避難所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(2) 収容の対象者

避難所に収容し得る者は、避難勧告・指示、警戒区域の設定を受けた者及び災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者とする。

(3) 開設の期間

避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内（災害救助法適用）とする。ただし、この期間が7日間を超える場合は、内閣総理大臣と協議する。

(4) 避難場所

地域別の避難予定場所は、あらかじめ指定しておくものとする。なお、災害の種類及び被害状況等により、避難場所を変更し又は新たに設置するものとする。この場合は、その旨住民に周知を図るものとする。

(5) 避難所の不足

被害が激甚のため既存の建物による避難所の利用が困難な場合は、県（県民生活班）と協議し隣接市町村に収容を委託し、あるいは建物又は土地を借り上げて設置するものとする。また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(6) 福祉避難所の設置

村は、要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(7) 広域避難

被害が甚大なため村内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行うものとする。

県は、村の要請に基づいて、避難可能な公共施設や民間施設を把握し、受入先市町村及び施設管理者と避難収容について調整を行う。

(8) 設置及び収容状況報告

村長は避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告する。

5 避難所の運営管理（実施主体：総務対策班、福祉対策班、教育対策班）

村は、避難所の適切な運営管理を行う。

(1) 避難所の運営

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

村は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所との情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て実施する。

(2) 避難者に係る情報の把握

村は、避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

(3) 避難所の環境

村は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

イ 避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、通信機器のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるほか、その運営に当たっては、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

ウ 避難所におけるプライバシーの保護等、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるため、行政担当者、施設管理者、避難者の代表等からなる避難所運営委員会を組織し、避難所の設置にあたり次の事項について定める。

(ア) 運営担当者

(イ) 運営の手順及び留意事項

(ウ) 住居区域の代表者（班長）及び複数世帯による避難世帯等の代表者

(エ) 災害弱者のニーズ把握と支援

(オ) 避難所への部外者の立入り時間（原則午前9時から午後5時まで）

(カ) その他必要と認める事項

エ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

オ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営

に努める。

カ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

キ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

6 避難長期化への対応（実施主体：総務対策班、福祉対策班、教育対策班、土木対策班）

村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

7 県有施設の利用

村は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、村から県有施設の一時的な使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

8 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、村は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

村から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

9 在宅避難者等の支援（実施主体：総務対策班、福祉対策班）

村は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

10 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

県及び村は、村長が避難勧告等を発令した際には「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難勧告等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達することとする。

(1) 伝達ルート

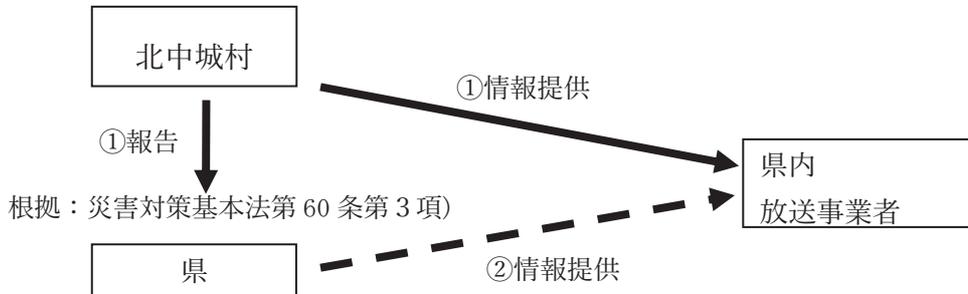
ア 原則、村から県及び放送事業者双方へ同時に情報を伝達することができるよう伝達ルートを確保する。

イ 直接、村から放送事業者への伝達が実行不可能な場合等には、県を経由した伝達ルートを確保する。

ウ 県は村から避難勧告等を行ったことについて、報告を受けた場合は、放送事業者に対して、村から報告があったことについて、情報提供を行うことができるように伝達

ルートを確保する。

エ 避難勧告の指示等を行った市町村が多数ある場合は、報告のあった市町村分について、県が随時取りまとめ、放送事業者へ情報提供を行うことができるように伝達ルートを確保する。



(2) 伝達手段

ア 原則として、伝達手段はFAX及び電話とする。

イ 村は、迅速にFAX送信が行えるよう、あらかじめ県及び放送事業者のFAX番号等をFAXに登録しておき、一斉送信できるようにしておく。

ウ 県は、村から避難勧告等の報告をFAX及び電話により受けた場合は、県から放送事業者及び沖縄気象台に対して、その旨を速やかにFAX及び電話により連絡する。

エ 村及び県は、災害時の状況によりFAXでの伝達手段が困難な場合は、電話のみによる伝達も可能とする。

オ 村及び県は、上記エにより情報を伝達した場合、FAXによる情報伝達が可能となったとき、同一情報を速やかにFAXで放送事業者へ提供しなければならない。

[通信回線]

- ①沖縄県総合行政情報通信ネットワーク
- ②公衆回線
- ③非常通信ルート

第2款 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

津波から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第1款の「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難勧告・指示等の発令（実施主体：総務対策班）

避難勧告・指示等の運用については、第1款の「2 避難勧告等の運用」のとおりとする。

村は、津波避難計画の定めにより、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難勧告・指示等の発令にあたる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。
- (2) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難勧告・指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

- (3) 津波警報・避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達に当たっては、津波は、第1波よりも第2波、第3波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

3 避難誘導（実施主体：総務対策班、福祉対策班）

(1) 住民等の避難誘導

村津波避難計画で定められた方法による。

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び村職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障害者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

4 避難所の開設・収容保護（実施主体：総務対策班、福祉対策班、教育対策班）

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款 避難の原則」のとおりとする。

第3款 広域一時滞在

1 広域一時滞在の協議等（実施主体：総務対策班）

(1) 被災市町村の協議

被災した地域の市町村長（協議元市町村長）は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する。

(2) 県知事への報告

協議元市町村長は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

(3) 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受入れ

協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。

(4) 公示及び報告

協議元市町村長は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(5) 広域一時滞在の終了

協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

2 県外広域一時滞在の協議等（実施主体：総務対策班）

(1) 被災市町村の協議の要求

被災した地域の市町村長（協議元市町村）は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(2) 県知事の協議

県知事は、協議元市町村から要求があったときは、被災住民の受け入れについて、他の都道府県の知事に協議しなければならない。

3 県外広域一時滞在の受入れ（実施主体：総務対策班）

知事は、他の都道府県知事（協議元都道府県知事）から被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、関係市町村と協議する。

村は、協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。

知事は、その内容を協議元都道府県知事に通知する。

4 知事による代行及び特例（県）

知事は、災害の発生により村が事務を行うことができなくなった場合で、広域一時滞在の必要があると認めた場合は、村の実施する措置を代わって実施する。

また、同様に県内広域一時避難の必要がある場合、被災市町村から要求がない場合においても、他の都道府県知事との協議を実施する。

5 知事等の助言（県）

知事は、被災市町村長（協議元市町村）から求められたときは、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言する。

放送による伝達例文

避難準備・高齢者等避難開始

〇〇のため、〇時〇分に、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）……から避難準備情報が出されました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、直ちに避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、……となっています。

避難勧告

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）……から避難勧告が出されました。直ちに最寄りの指定避難場所に避難して下さい。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、……となっています。

避難指示（緊急）

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）……から避難指示が出されました。大変に危険な状況です。避難中の方は直ちに指定避難場所への完了を行って下さい。十分な時間が無い方は近くの安全な建物に避難して下さい。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、……となっています。

6 避難の誘導（実施主体：総務対策班、福祉対策班）

(1) 避難の優先順位

避難にあたっては、災害時要配慮者（高齢者、幼児、障害者、病人、妊産婦等）を優先させるものとする。

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は、総務対策班及び消防対策班が中心となって行うものとする。

ア 避難にあたっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速を図るものとする。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導にあたっては、混乱を避けるため地域の実情に応じた避難経路を2ヶ所以上選定しておくものとする。

エ 災害時要援護者の避難については、具体的な避難支援計画を整備して実施するものとする。

オ 避難した地域に対しては事後速やかに避難もれ、又は要救出者の有無を確認するものとする。

7 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

（実施主体：総務対策班、福祉対策班、教育対策班）

(1) 学校

村教育委員会又は学校長は、避難勧告・指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童生徒の避難が速やかに実施できるようにあらかじめ次の事項について定めておくものとする。

ア 避難実施責任者

イ 避難の順位

ウ 避難先

エ 避難誘導者及び補助者

オ 避難誘導の要領

カ 避難後の処置

キ 事故発生に対する処置

ク その他必要とする事項

(2) 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は避難勧告指示権者の指示に基づき、当該施設の収容者の避難対策が速やかに実施できるようにあらかじめ学校の場合に準じて定めておくものとする。

第9節 観光客等対策計画

1 実施責任者（実施主体：総務対策班、企画財政班、観光関連施設）

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第8節 避難計画」のとおりである。

2 避難情報の伝達及び避難誘導

（実施主体：総務対策班、企画財政班、村観光協会、観光関連施設）

(1) 村の役割

村は、津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、村職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や村の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3 避難収容（実施主体：総務対策班、企画財政班、観光関連施設）

(1) 収容場所の確保

村は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

(2) 安否確認

村は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

(3) 飲料水・食料等の供給

村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4 帰宅困難者対策（実施主体：総務対策班、企画財政班、村観光協会）

(1) 情報の提供

村は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅困難者対策

村は、県と連携し、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が県内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶等での輸送について、国及び(一社)沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅困難者対策を計画する。

それに伴い、村は、帰宅困難となっている観光客の氏名・国籍・性別等の個人情報、村内での所在、人数等を把握する。

第10節 要配慮者対策計画

1 実施責任者

要配慮者対策の実施は、要配慮者利用施設等の管理者及び村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は、「第8節 避難計画」のとおりである。

2 避難行動要支援者の避難支援

村は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

3 避難生活への支援

(1) 避難時の支援（実施主体：福祉対策班、土木対策班）

村は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、村の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う。

(2) 応急仮設住宅への入居

村は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援

村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。

4 外国人への支援（実施主体：総務対策班、企画財政班）

村及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第11節 消防計画

1 実施責任者

火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防の実施は村が行う。また、本計画に定めるものの他、中城北中城消防本部における「消防計画」に準ずるものとする。

2 相互応援計画（知事公室、消防機関）

(1) 県内市町村間の相互応援

村内において火災、その他の災害による非常事態が発生した場合は、必要に応じ「沖縄県消防相互応援協定」又は、中城海上保安部、西日本高速道路(株)、バトラー基地消防本部等との「消防相互応援協定」等に基づき近隣市町村等に応援を要請するものとする。

(2) 消防業務の内容

ア 火災の予防・警戒

多数の者が勤務又は出入する建物の他、防火対象物及び危険物の製造・貯蔵・取扱所等を重点的に、随時予防査察を実施することとし、一般建物等については全国火災予防運動等の実施に努めるものとする。

防火対象物の管理者は、政令に定める防火管理者を定め、当該防火対象物についての消防計画を作成し、届出を履行するものとする。

イ 消防体制・出動の確立

(ア) 消防署は、常に村内の火災発生に備えて何時でも出動できるように待機の態勢を保つものとする。

(イ) 火災又はその他の災害が予想される警報が発せられた場合、消防隊編成及び出動計画に基づき出動し、火災防御にあたる。また、非番員等は、上司の指示に従い、必要に応じて現場あるいは消防本部に出勤し勤務に就くものとする。

(ウ) 消防団員は、定期訓練等を実施し、火災出動、その他の災害発生時に、いつでも出動できる態勢をとることとする。団員の出動は電話連絡等をもって行うものとする。

第12節 救出計画

1 実施責任者

村をはじめとする救助機関は、連携して迅速な救助活動を実施する。また、被災地の地域住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

2 救出の方法

被災者の救出は、村においては消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施する。

(1) 村の役割

ア 村は、救助機関として救出活動を実施するものとする。

イ 村のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察及び自衛隊等の応援を求めるものとする。

ウ 地域住民は可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

3 救出用資機材の調達（村、消防機関）

地域に備蓄された救出用資機材を使用するとともに、沖縄県建設業協会と協定を結び救出に必要な重機配備を要請する等の方法により、救出用資機材を調達する。

第13節 医療救護計画

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、「沖縄県災害医療マニュアル」に基づいて、村、県及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

1 実施責任者

村は、医療救護を行う。

また、災害救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、村長はこれを補助するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、村長が実施する。

2 医療救護活動に関する組織体制

(1) 災害発生時における医療救護活動は、大きく「急性期」、「亜急性期」と「慢性期」に分けられる。急性期においては、初動体制が十分に整わない可能性を考慮し、DMAT等による対応を中心とし、体制が整い次第、医療救護班を含めた対応へ移行していく。

また、被災地域では、医療機関自体が被災するなど、対応能力が著しく低下する可能性があり、重症患者の救命率を高めるため、被災地域内での医療は、中等症者及び軽症者に限定し、重症者は地域医療搬送（非被災地域への搬送）又は広域医療搬送する、ということも想定する必要がある。

(2) 医療及び助産は健康対策班が、災害の規模及び患者の発生状況によって日本赤十字社沖縄県支部、中部地区医師会、その他の協力を得て行うものとする。

(3) 医療班の編成は次のとおりとする。

医師1人、看護師又は保健師2人、事務職員1人（必要により運転手1人）

(4) 応急救護所・臨時救護所の設置

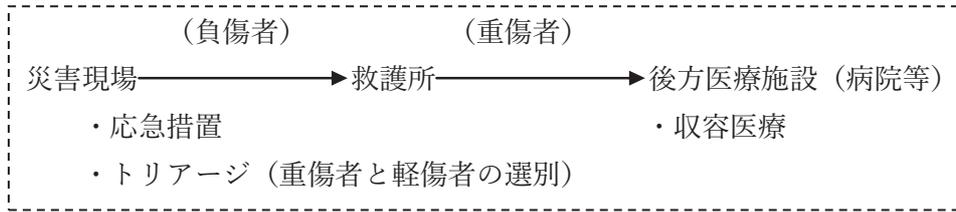
医療班は被災者の収容所その他の適当な地点に応急救護所を設けるとともに、村内及び近隣市町村の病院、診療所等の施設を利用して臨時救護所を設ける。ただし、必要に応じて巡回救護を行う。

(5) 委託医療機関等による医療

医療班による救護ができない者、又は医療班による救護が適当でない者については、国立、国立病院機構及び公立の病院、診療所、村内及び近隣市町村の病院、診療施設における入院治療施設において救護を行う。

(6) 医療救護の流れと体制確立

ア 医療救護の流れ

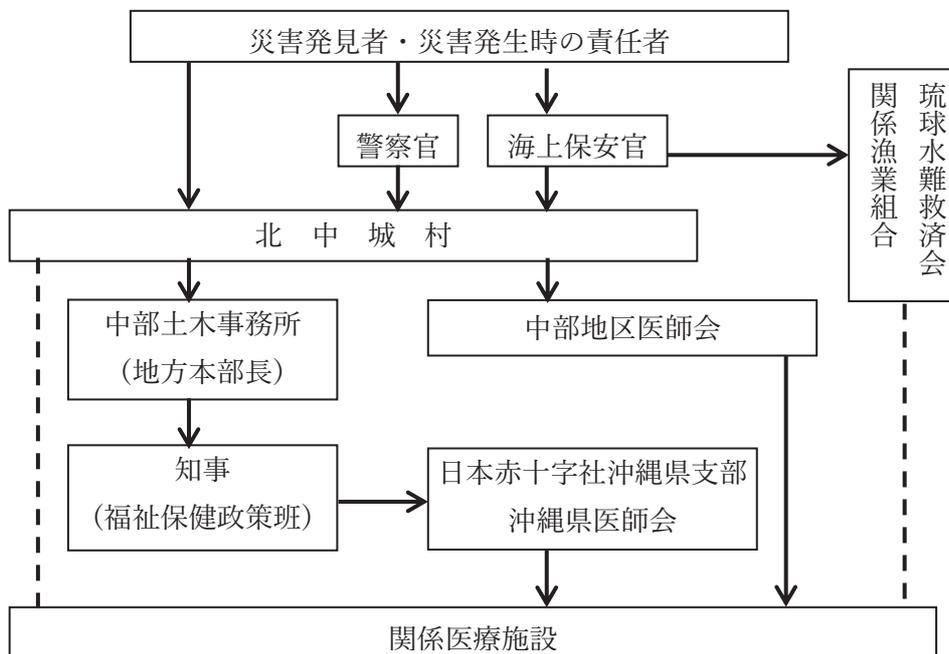


※ 後方医療施設とは、救護所では対応困難な重傷者等の処置、治療を行う常設の公立病院、救急病院等

イ 本村の業務内容

- ① 現地における応急的医療施設の設置及び管理
- ② 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- ③ 日本赤十字地区長、分区長に対する出動要請
- ④ 地区医師会に対する出動要請

災害発生時の通報連絡系統



※ 通報内容 ①事故等発生（発見）の日時 ②事故等発生（発見）の場所
 ③事故等発生（発見）の状況 ④その他の参考事項

3 医療救護の実施

(1) 村の活動

ア 医療救護所の設置及び運営等

村は、医療機関及び地区医師会の協力を得て、医療救護所の設置及び運営に努め、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。

イ 村に派遣された医療救護班等への支援

村は、県から村に派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

(2) こころのケア

被災者のこころのケアについて、村及び県は保健所その他に相談窓口を設け、精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談職所員等による救護活動をおこなう。

第14節 感染症対策計画

この計画は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号。以下この節において「法」という。）に基づき感染症対策に万全を期するものである。

1 実施計画

災害時における感染症対策は、県知事（健康増進班、中部福祉保健所）の指示をうけ、村長が必要な措置を行う。担当は、健康対策班及び生活環境班とする。

2 衛生班の編成

健康対策班と生活環境班を調査係（人員2名、車両1台）と防疫係（人員3名、車両1台）からなる衛生班を編成し、本村管内に配置する。なお、災害地域が広範囲にまたがるときは、そのつど即応体制をとるものとする。

3 村の感染対策

(1) 清潔方法

村は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導するものとする。また、村は自ら管理する道路、溝渠、道路、公園等の場所の清潔を保つものとする。

(2) 消毒方法

消毒の方法は同法施行規則第14条により行うものとする。

(3) ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第15条によるものとする。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、村長は速やかに生活の用に供される水の供給措置をするものとする。

(5) 臨時予防接種

予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施に当っては、特別の事情のない限り通常災害のおちついた時期を見計らって定期予防接種の繰上げ実施等を考慮する。ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延の恐れがある場合には緊急に実施するものとする。

(6) 避難所の感染症対策

避難所は、応急仮設的で、かつ、多数の避難者を収容するため不衛生になりがちなので中部福祉保健所の指導のもと感染症対策を実施する。この場合、施設の管理者を通じてできるだけ衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て感染症対策の完璧を期するものとする。なお、感染症対策指導の重点事項は概ね次のとおりとする。

- ア 疫学調査
- イ 清潔の保持及び消毒の実施
- ウ 集団給食
- エ 飲料水の管理
- オ 健康診断

4 被災者の健康管理

村及び県は、以下により被災者の健康管理を行う。

(1) 良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

(2) 災害時要援護者への配慮

高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(3) 保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

5 保健衛生（実施主体：健康対策班）

(1) 被災者の健康管理

村及び県は、以下により被災者の健康管理を行う。

ア 良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

イ 要配慮者への配慮

高齢者、障害者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

ウ 保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

第15節 交通輸送計画（実施主体：総務対策班、土木対策班）

この計画は、災害時における交通の確保並びに被災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送について、交通の危険及び混乱を防止するとともに、安全確保と輸送等を確実にこなうものとする。

1 実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、以下の者が行うものとし、緊急輸送道路及び緊急輸送港湾は以下のとおりとする。

なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努める。

(1) 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、以下のとおりである。

- ア 道路法に基づく規制 道路の管理者
- イ 道路交通法に基づく規制 県公安委員会
- ウ 災害対策基本法に基づく規制 県公安委員会

(2) 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は、「第31節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところによる。

(3) 緊急輸送

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は村長が行う。ただし、次の場合は県が緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

- ア 災害範囲が広域で、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
- イ 輸送実施機関において、輸送不可能の状態と認められる場合
- ウ 港湾施設、空港施設の被災により機能を失い、県内又は本土との輸送が困難な場合
- エ 公共交通機関が長期にわたり運行停止となる場合

(4) 緊急輸送道路

緊急輸送道路ネットワーク計画（平成23年3月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）における重要道路（第1次緊急輸送道路）は、以下のとおりである。

道路種別	路線名	区間	道路種別	路線名	区間
高速道路	沖縄自動車道	許田 IC～那覇 IC	港湾道路	港湾1号線	那覇ふ頭～那覇市曙
高速道路	那覇空港自動車道	名嘉地 IC～西原 JCT	港湾道路	港湾2号線	那覇ふ頭～那覇市安謝
国道（指）	国道58号	名護市宮里4丁目（北）～那覇市奥武山町	港湾道路	那覇1号線	那覇ふ頭～那覇市明治橋
国道（指）	国道329号	那覇市上間～那覇市明治橋、沖縄市高原～北中城村渡口	市町村道	（那覇市道）	那覇市上之屋～おもろまち
国道（指）	国道331号	那覇市奥武山町～豊見城市名嘉地	主要地方道	久米島空港真泊線	久米島空港～久米島町役場
国道（指）	国道332号	那覇市字鏡水～那覇空港	主要地方道	平良城辺線	平良袖山入口～郡農協前
国道（指）	国道58号	那覇西道路那覇市若狭～那覇市鏡水	一般県道	平良新里線	平良市平良～袖山入口
国道（指外）	国道449号	本部町瀬底大橋～名護市安和	一般県道	高野西里線	平良港～平良市平良、郡農協前～空港
国道（指外）	国道449号	名護 BP 名護市安和～名護市宮里4丁目（北）	国道（指外）	国道390号	石垣市美崎町～石垣市白保
主要地方道	沖縄北谷線	沖縄市山内～北谷町国体道路入口	一般県道	新川白保線	石垣市白保
主要地方道	石川仲泊線	うるま市赤崎1丁目～恩納村仲泊	一般県道	石垣空港線	石垣空港～石垣市真栄里
主要地方道	那覇糸満線	那覇市安謝～那覇市上間	市町村道	（石垣市道）	730交差点～石垣市役所
主要地方道	沖縄環状線	沖縄市山内～沖縄市比屋根			
一般県道	県道20号線	沖縄市高原～沖縄市上地			
一般県道	県道42号線	沖縄県庁～那覇市久茂地			
一般県道	具志川環状線	沖縄市美原1丁目～沖縄市美原4丁目一			
一般県道	那覇空港線	那覇空港～那覇市安次嶺			

※ 緊急交通路は、沖縄自動車道（許田 IC～那覇 IC）、那覇空港自動車道（名嘉地 IC～西原 JCT）の2路のみ

2 交通の規制

(1) 規制の種別

災害地における交通規制の種別は、次の区分により実施する。

実施区分	規制種別	規制内容	根拠法
道路管理者	危険箇所	災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。	道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)第 46 条
公安委員会	危険箇所	災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。	道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)第 4 条
	緊急輸送	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。	災害対策基本法 第 76 条
海上保安本部	特定港湾及び危険箇所 災害緊急輸送	1 船舶交通安全のための必要があると認めるとき。 2 海難の発生、その他の事情により、特定港内において船舶交通の混雑の生ずるおそれがあるとき又は混雑緩和に必要なとき。 3 海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき。	港則法 (昭和 27 年法律第 174 号)第 37 条 及び 海上保安庁法 (昭和 23 年法律第 28 号)第 18 条

(2) 危険箇所における規制

村、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障がないよう措置するものとする。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(3) 緊急輸送のための規制

災害が発生した場合において、村長及び警察、消防等防災関係機関が災害応急対策に従事する者又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他の応急措置を実施するため

の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、輸送機関及び県公安委員会は次により適切な措置をとるものとする。

ア 緊急輸送機関の措置

災害地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

イ 公安委員会の措置（制限の必要を認めるとき）

- ① 緊急車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した様式1による表示及び適当な迂回路の表示を所定の場所に設置するものとする。
- ② 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限をしようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。
- ③ 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

3 規制に係る措置

(1) 交通規制等の禁止・制限の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行なったときは、災害対策基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間、その他必要事項を周知させるものとする。

(2) 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間及び理由を通知する。

ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

(3) 発見者等の通報

災害時に道路及び橋梁等の交通施設の危険な状況又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに村長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けたときは警察官にあっては村長へ、村長にあってはその路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知するものとする。

(4) 車両運転者の責務

災害対策基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行なわれたときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 道路区間及び区域に係わる通行禁止がなされた場合

道路区間や区域に係わる通行禁止等が行なわれたときは、車両を当該道路区間や道路以外の場所へ移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

イ 警察官の指示を受けた場合

その他警察監の指示を受けたときは、それに従う。

(5) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等

ア 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係わる区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他物件付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じることができる。

また、警察官は命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ 自衛官・消防職員による措置命令等

災害による危険発生又は発生するおそれがあると認められるとき、警察官がその場にいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(6) 道路管理者の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下本節において「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

知事は、必要に応じてこれらの措置をとるべきことを道路管理者である市町村に指示し、緊急通行車両の通行ルートを広域的に確保するものとする。

4 緊急輸送

(1) 緊急輸送の対象

緊急輸送の輸送対象は、以下の第1段階から第3段階とする。

優先段階	対象内容
第1段階	1 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
	2 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
	3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、

	水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員、物資等 4 後方医療機関へ搬送する負傷者等 5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	1 第1段階の続行 2 食料及び水等の生命維持に必要な物資 3 傷病者、被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	1 第2段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

(2) 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案し、適当な方法によるものとする。

輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を構ずるものとする。

ア 道路輸送

① 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及び運転者確保の順位

- a 応急対策を実施する機関に属する車両等
- b 公的団体に属する車両
- c 営業用の車両等
- d 自家用の車両

② 緊急通行車両の事前届出

a 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、本村において緊急通行車両の事前届出を県公安委員会へ提出し、届出済証の交付を受けるものとする。

県公安委員会は、緊急通行車両に係わる業務実施の責任を有し、緊急通行車両の事前届出整理簿の登載を行なう。

b 緊急通行車両の標章及び証明証

緊急通行車両の使用者は、知事又は県公安委員会より標章及び証明証の公布を受け、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

c 標章の掲示

緊急通行車両の交付を受けた車両は、当該車両の前面の見やすい箇所に標章を掲示するものとする。

〈車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書〉

様式1 車両通行止



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯および枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線および区分線の太さは、1cmとする。
- 3 図示の長さの単位は、cmとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法を2倍まで拡大し、または、図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式2 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒字、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、cmとする。

様式3 証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事
印		公安委員会
印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

③ 村有車両の確保

災害輸送のための村有車両の確保は、総務対策班において行い、各班長は、車両を必要とするときは、総務対策班長に次の事項を明示して配車を要請するものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 輸送日及び輸送区間 ② 輸送対象の人数、品目及び数量 ③ その他必要な事項 |
|---|

※ 村有車両の状況については資料編(7)を参照。

④ 民間車両による輸送

村有車両のみによっては、災害輸送を確実に遂行できないと認められ、民間車両により輸送を行う場合は、村長は沖縄総合事務局運輸部にあつせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努める

⑤ 費用の基準

- a 輸送業者による輸送又は車両の借上げは、通常の実費とする。
- b 官公署その他公共機関等所有の車両使用については、燃料費程度の負担とする。

イ 海上輸送

災害のため陸上輸送が困難、又は海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ、輸送を実施するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

① 県有船舶による輸送を必要とするときは、県（総括情報班）に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の状況及び応援を必要とする理由 ② 応援を必要とする期間 ③ 応援を必要とする船舶数 ④ 応急措置事項 ⑤ その他参考となるべき事項 |
|--|

② 第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事（総括情報班）に対し要請及び要請後の措置を行う。（本章第 11 節自衛隊災害派遣要請計画による要領に準じる。）

③ 民間船舶による輸送

村長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

ウ 空中輸送

a 空中輸送の実施及び要請等

災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空

中輸送の実施を行うものとする。また、空中輸送要請及び要請後の措置並びに撤回要請については、本章第11節自衛隊災害派遣要請計画による要領に準じるものとする。

b ヘリポートの整備

空中輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑化を図るものとする。

エ 人力等による輸送

災害時の人力等による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討し、地域住民の強力的もと迅速適切な措置がとれるよう努めるものとする。

5 広域輸送拠点の確保

村は、救援物資の受入れのために、施設又は空き地に輸送拠点を確保する。

第16節 治安警備計画

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を目的に対策を図るための治安警備計画は次によるものとする。

1 災害時における警察の任務

警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたるものとする。

2 災害時における警備体制

(1) 警察

警察が行う災害時における警備活動のうち、本村の関係のある事項は、県防災計画及び沖縄県警察災害警備実施要綱によるものとする。

(2) 村長

村長の措置	措置内容
災害応急措置	村長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力するものとする。
協力要請	村長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行うものとする。
出動要請	村長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請するものとする。

第17節 災害救助法適用計画

1 実施責任者

救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、村長は、県が行う救助を補助する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行うこととすることができる。

救助の種類は、以下のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出

- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。

なお、救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、村防災計画に定めるところにより村長が実施するものとする。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、村の被害が次のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに行うものとする。

- (1) 村における住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被害世帯数に達したとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,500世帯以上であって、村の被害世帯数が当該市町村の人口に応じ、(1)の被害世帯数の2分の1に達したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が7,000世帯以上であって、市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 当該市町村における被害がいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき。
 - イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき。

■市町村の人口規模と住家の被害世帯数による適用基準

市町村の人口	被害世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上	150 世帯

※北中城村の人口：17,348人（平成31年1月末現在）

3 救助法の適用手続き

(1) 村の役割

- ア 災害の発生に際し、村における被害が2の適用基準のいずれかに該当するときは、法に基づく災害報告要領により、村長は直ちにその旨を知事に報告する。
- イ 災害の事態が急進して、知事による救助法の実施を待つことができないときは、村長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(2) 県の役割

- ア 県は、村からの報告に基づき救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について町村に通知するとともに、関係行政機関及び内閣府に通知又は報告するものとする。
- イ 救助法を適用したときは、速やかに公告するものとする。

4 救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、以下のとおりとする。

(1) 救助の程度、方法及び期間

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）別表第1

(2) 実費弁償の方法及び程度

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）別表第2

第18節 給水計画（実施主体：総務対策班、上下水道対策班）

この計画は、災害により飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給するためのものである。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は村長が行う。担当は、上下水道対策班が消防対策班及び協力班の協力を得て行うものとする。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2 給水方法

(1) 給水は必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限る

(2) 飲料水の供給に関する器具は、すべて衛生的処理をした後に使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な箇所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。

(3) 給水の方法

ア 村の配水池を補給基地とし、その他応急用水として消火栓等より取水する。

イ 貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水タンク車等に給水し、公園等に設置する緊急給水基地等に搬送するものとする。

ウ 緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水するものとする。

エ 被災地への供給は、消防本部の消防車及び村内業者からの借上げ給水タンク車等により搬送して行うものとする。なお、今後整備する消防車等については、緊急給水が可能な車両の整備を進める。

オ 取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは水質検査を行い、ろ水器によるろ過及び浄水剤の投入等により、消毒等を行うものとする。

(4) 給水量

被災者に対する所要給水量は1人1日30程度とするが、補給水源の水量、給水能力及び施設復旧状況等に応じ給水量を増加する。

(5) 広報

給水に際しては、広報車及び報道機関の協力を得て、給水日時、場所、その他必要な事項を住民に広報するものとする。

3 医療施設等への優先的給水

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

4 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理可能性等を配慮して応急復旧を行い、必要に応じて水道工事指定店の応援を求めるものとする。

第19節 食料供給計画（実施主体：福祉対策班）

1 実施責任者

災害時における食料の調達及び供給は、村が実施する。ただし、救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された村長が実施する。

2 食料の調達

(1) 村

あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

(2) 県

ア 村から食料供給の要請があったとき又は村の被害の状況等から判断して必要と認めるときは、県の備蓄食料、協定締結機関（九州・山口9県災害時相互応援協定会社）

又は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく農林水産省生産局への要請等により必要な食料を確保して、当該市町村に供給する。

イ 食料の輸送は調達先に依頼するが、当該調達先が輸送できないときは、第14節の「3 緊急輸送」に基づいて実施する。

3 炊出等の食品の給与

被害者に対する応急炊き出し及び食料品の給与は、次によるものとする。

(1) 給与の方法

ア 炊き出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。

イ 救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては食品業者から確保した弁当、パン又はおにぎりとする。

ウ 炊き出しは村長が行うものとする。

エ 炊き出し及び食料品の給与のために必要な原材料及び燃料等の確保は、村長が行うものとする。

オ 炊き出し施設は、可能な限り学校等の給食施設、公民館、寺社等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設けるものとする。

※ただし、学校給食共同調理場は沿岸部にあり津波や地震による液状化等で利用できないことが想定される。

カ 炊き出し施設を選定にあつては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておくものとする。

キ 炊き出しに当たっては、常に食料品の衛生に留意するものとする。

ク 食料の提供に当たっては、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行うものとする。

(2) 給与の種別、品目及び数量

ア 種別

(ア) 炊き出し（乳幼児のミルクを含む）

(イ) 食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食料品を支給する）

イ 給与品目及び数量

(ア) 給与品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。

(イ) 給与数量は、1人1日精米換算300g以内とする。乾パン、麦製品（乾うどん等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

4 要配慮者等に配慮した食料の給与

村は、要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食料の給与に努めるものとする。また、宗教上の理由（ハラール等）にも考慮する。

第20節 生活必需品供給計画（実施主体：福祉対策班）

この計画は、被災者に対する被服、寝具その他生活必需品等、物資の調達並びに配給に関するものである。

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の調達及び貸与は村長が行う。なお、物資の調達及び貸与は総務対策班、配給は福祉対策班が担当する。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2 物資の調達

物資の調達については、あらかじめ生活必需品等供給計画を定めておき、被災者のための生活必需品等の確保に努めるほか、関係業者との密接な連絡により物資を調達するものとする。必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

3 物資の給与又は貸与

(1) 対象者（災害救助法を基本とする）

- ア 災害により住家に被害を受けた者（住家の被害程度は全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水であって、ただちに日常生活を営むことが困難な者）
- イ 船舶の遭難等により被害を受けた者
- ウ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者
- エ 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

(2) 品目

給与又は貸与する被服、寝具その他生活必需品は、次に掲げる品目の範囲内（災害救助法適用）とする。

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 炊事用具及び食器
- ウ 日用品及び光熱材料

(3) 費用

衣服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季節別及び世帯別区分により1世帯あたり次の範囲内（災害救助法適用）とする。

世帯区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人増 すごとに加算する
全壊（焼） 流出	夏	17,200円	22,100円	32,600円	39,000円	49,500円	7,200円
	冬	28,400円	36,700円	51,200円	60,100円	75,400円	10,300円
半壊（焼） 床上浸水	夏	5,600円	7,500円	11,300円	13,700円	17,500円	2,400円
	冬	9,000円	11,900円	16,800円	19,900円	25,200円	3,300円

(4) 期間

衣服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、災害の日から10日以内に完了しなければならない。

(5) 物資の配給方法

福祉対策班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画をたて迅速確実に配給するものとする。

4 個人備蓄の推進

村は、災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を、非常持出品として個人において準備しておくよう、住民に対して広報していく。

第21節 し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

1 し尿の処理（実施主体：生活環境班）

この計画は、被災地におけるごみの収集及びし尿の収集処理等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生対策に万全を期するものとする。

(1) 実施責任者

災害時におけるごみの収集及びし尿の収集処理は村長が行う。担当は、生活環境班とする。ただし、被害が甚大のため村において実施できない時は、他市町村又は県（薬務衛生班、環境保全班、保健所）の応援を求めて実施する。

(2) ごみの収集処理の方法

ア 収集方法

- ・ごみの収集は、被災地及び避難所に村の車両を配置して速やかに行う。
- ・ごみの集積地は、地域代表（自治会長）と協議して定めるものとする。

イ 処理方法

ごみの処理は、原則として東部清掃施設組合の処理施設において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行うものとする。

ウ 清掃用薬剤の調達

清掃用薬剤の調達の必要を生じた時は、村（生活環境班）において調達する。

(3) し尿の収集処理の方法

ア 収集方法

し尿の収集は、災害の規模に応じ委託業者に指示して集中汲み取りを実施する。

イ 処理方法

し尿の処理は、東部清掃施設組合の処理施設において処理する。

ウ 仮設便所等のし尿処理

村は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

(4) 震災時、水害時における廃棄物対策

震災時、水害時における被災地帯の清掃等は、国の「震災廃棄物対策指針（平成10年10月）」及び「水害廃棄物対策指針（平成17年6月）」に基づき、次のとおりとする。

ア 震災時防災体制の整備

村は、震災時の廃棄物処理に係る防災体制を整備するため、次の措置を行うよう努める。

- ・村は、周辺の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、震災時の相互協力体制を整備する。
- ・村は、仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その

調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

- ・村は、一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集運搬車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。
- ・村は、生活ごみや震災によって生じた廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること等により、震災時における応急体制を確保する。
- ・村は、有害廃棄物対策としてアスベストについては、解体、保管、輸送、処分の過程において問題が生じる可能性があるため、解体、処理行為時における飛散防止対策（散水の徹底等）についてあらかじめ定める。

イ 水害時防災体制の整備

村は、水害時の廃棄物処理に係る防災体制を整備するため、次の措置を行うよう努める。

- ・村は、洪水ハザードマップ等を作成し、被災地域の予測をしておく。
- ・村は、洪水ハザードマップ等を参考にし、被災地域における水害廃棄物発生予測量の把握を行う。
- ・村は、水害廃棄物を適切に処理するため、仮置き場を確保するとともに配置計画を作成する。
- ・村は、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順について作成する。
- ・村は、周辺の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、水害時の相互協力体制を整備する。
- ・村は、借置場での破碎・分別体制について作成する。
- ・村は、収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策を講じる。
- ・村は、収集運搬車両とルート計画について定める。

2 食品衛生監視（県）

(1) 実施責任者

県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは食品衛生監視班を編成し、被災地における食品衛生監視活動を実施するものとする。

(2) 活動内容

食品衛生監視班は、以下の活動を行う。

ア 救護食品の監視指導及び試験検査

イ 飲料水の簡易検査

ウ その他食品に起因する危害発生の防止

3 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画（実施主体：生活環境班）

(1) 実施責任者

ア 犬及び負傷動物対策

村及び県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市町村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。

イ 特定動物（危険動物）対策

県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。

(2) 収容及び管理

ア 犬及び負傷動物対策

県は、市町村及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。

イ 危険動物対策

県は、特定動物（危険動物）が逸走した場合には、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合には、村、警察及び民間団体に対し特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。

(3) 保護・収容動物の公示

県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。

(4) 動物の処分

ア 県は、所有者不明犬等について、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。

イ 県は、危険な動物から人の生命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。

4 ペットへの対応（実施主体：生活環境班）

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

(1) 動物救済本部の設置

ア 県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。

動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。

イ 県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。

(2) 避難所での取扱い

村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第22節 行方不明者の捜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬計画

この計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者）の捜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。

1 実施責任者（実施主体：総務対策班、福祉対策班）

災害時における行方不明者の捜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬等の処置は村長が行う。なお、行方不明者の捜索は消防対策班が所轄警察署及び第十一管区海上保安本部と協力して担当し、遺体の収容、処理及び埋葬等は総務対策班及び福祉対策班が担当する。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2 行方不明者の捜索（実施主体：消防対策班、関係班）

(1) 行方不明相談所の開設

総務対策班は村役場庁舎へ行方不明相談所を開設し、届出を受けた行方不明者について行方不明届出票（別紙様式1）を作成する。その際、避難者名簿等と照会し、なお不明な者については捜索者名簿（別紙様式2）を作成し、消防対策班へ送付する。

(2) 捜索隊の設置

行方不明者の捜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ消防対策班に捜索隊を設置し、行方不明者数及び捜索範囲等の状況を考慮し、消防対策班員を中心に各班員をもって編成する。

(3) 捜策の方法

捜策にあたっては、災害の規模、地域その他の状況を勘案し関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

3 行方不明者発見後の収容及び処理（実施主体：福祉対策班）

(1) 負傷者の収容

捜索隊が負傷者及び病人等救護を要する者を発見したとき、又は警察及び海上保安本部より救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。

(2) 遺体の収容

捜索隊が発見した遺体は、速やかに医師の検案を受け、警察官及び海上保安官による死体見分調書を作成後、遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに公民館及び学校等適当な施設に搬送・収容するものとする。その際は、遺体調書（別紙様式3）を作成するものとする。

なお、大規模災害発生に伴い、多数の死者が出た場合における警察業務（死体検視業務）に万全を期すため、遺体収容施設の指定を検討する。

(3) 医療機関等との連携

捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、前もって

福祉対策班と医療機関等との連絡をとるものとする。

4 遺体の安置及び処理（実施主体：福祉対策班）

(1) 遺体の処理手続

発見された遺体については、死体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号)、海上保安庁死体取扱規則(昭和45年)の規定により、警察官又は海上保安官は所要の死体見分調書等を作成した後、遺族又は村長へ引き渡すものとし、村長はその後必要に応じて遺体の処理を行うものとする。

(2) 遺体の安置

ア 納棺、仮葬祭用品等の確保

福祉対策班は、村内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。

イ 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行なう。

ウ 遺体の一時安置所の開設

福祉対策班は、村立体育館、公民館、学校、寺院等適切な場所を選定し、一時安置所を設置するものとする。その際、福祉対策班は一時安置所を開設した旨の広報を実施し、身元の確認及び遺体引受人を探索する。

エ 遺体調書及び遺体台帳等の作成

福祉対策班は、死体見分調書等を引き継いだ遺体について遺体調書(別紙様式3)及び遺体台帳(別紙様式4)を作成するとともに、棺に氏名等を添付する。

オ 遺体の引渡し方法

遺族その他により遺体の引き取りの申し出があったときは、遺体調書、遺体台帳により整理の上引き渡すものとする。

カ 火葬に関する相談窓口の開設

福祉・健康支援班は、遺体の一時安置所において、火葬に関する相談窓口をもうけ手続などの相談に応じる。その際に、遺体調書等をもとに火葬許可書を容易に発行できるような体制を整える。

5 遺体の埋（火）葬（実施主体：福祉対策班）

身元の判明しない遺体、又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引取ることができない者などに対しては、埋葬台帳(別紙様式5)を作成し、本部長の許可を得て応急的な遺体の埋葬を実施する。

また、納骨は遺族が行うものとするが、身元不明の遺骨は、1年以内に引き取り人が判明しない場合、身元不明者取扱いとして村長が実施する。

6 行方不明者の搜索等の費用及び期間等

被災者の搜索や遺体の処理等についての費用及び期間は次のとおりとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は本章第9節災害救助法適用計画に基づくものとする。

(1) 災害にあった者の救出

ア 対象者

対象者は災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、又は行方不明の状態にある者を捜索し救出するものである。

イ 費用

救出のために支出する費用は、救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

災害にあった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(2) 遺体の捜索

ア 対象者

遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

イ 費用

捜索のために支出する費用は、捜索のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

遺体の捜索は、災害発生の日から10日以内とする。

紙様式1

行方不明者届出票		届出年月日		年 月 日	
		受付番号			
		受付者氏名			
別 種	1 行方不明者		2 身元不明遺体		3 その他
氏 名			性別	男 ・ 女	年齢
本 籍					
現 住 所					
遺体の現場					
届出人 (氏名) (住所) (電話) (行方不明者等の続柄)					
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)					

別紙様式2
捜索者名簿

整理番号	届出年月日	捜索者								届出者		備考	
		行政区	住所	氏名	年齢	性別	身長 (cm)	体重 (kg)	着衣その他の特徴	住所	氏名		捜索者との関係
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												

NO

別紙様式3

遺体調書

安置署名		受付番号	
搜索収容者			
遺体の種別	1 身元不明遺体	2 遺体引受人のない遺体	3 その他
遺体発見日時	年	月	日 時 分頃
遺体発見場所			
遺体の身元	本籍		
	住所		
	氏名	性別	男・女 年齢
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）		
遺族その他関係者	現住所（避難先）	連絡先（ ）	
	氏名	（死亡者との続柄）	
	遺体の引受け		
	遺体の引取り		
検視（検分）日時	年 月 日 分	検視（検分）者	
検案日時	年 月 日 分	検案医師	
火葬許可書公布日	年 月 日	火葬日	年 月 日
（所持品の処理）			（備考）

第23節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画（実施主体：土木対策班）

この計画は、災害のため住民又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物が日常生活に著しく支障をおよぼしている場合に、これの除去に関するものとする。

1 実施責任者

住家又はその周辺に運ばれた土石、木材等の障害物の除去は村長が行う。担当は、土木対策班とする。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

また、障害物が公共的な施設やその他の場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が行うものとする。

2 除去の方法等

実施責任者は、自らの応急対策機材を用い又は状況に応じ建設業者の協力を得て障害物の除去を行うものとする。

(1) 除去の対象者

障害物の除去は居室、炊事場所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自ら資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行う。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

障害物の集積場所は、付近遊休地を利用するか、東部清掃施設組合所管施設（ごみ処理）あるいは、産業廃棄物処理場を利用するものとする。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理にあたっては適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることを原則とする。

(4) 費用及び期間

障害物の除去のため支出できる費用はロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫費とする。期間は災害発生の日から10日以内とする。

ただし、災害救助法が適用された場合は本章「第9節 災害救助法適用計画」に基づくものとする。

第24節 住宅応急対策計画（実施主体：土木対策班）

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損したため居住することができなくなった者に対し、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び既存公営住宅の活用等を実施し、被災住民の住居の確保を図るものとする。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等は村長が行う。担当は、土木対策班とする。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。

(2) 設置戸数

設置戸数は、住家が全壊（焼）又は流失した世帯数の3割以内とし、該当者の選定は、生活能力が低い者より順次選ぶものとする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その承認を得て数の引上げをすることができる。

(3) 設置場所

設置場所は原則として、村長が選定する場所とする。

(4) 規模及び費用

応急仮設住宅の一戸あたりの規模は29.7㎡(9坪)を基準とし、一戸建、長屋建、アパート式建築等、状況に応じた構造とする。設置費用は整地費、建築費、附带工事費、人件費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費を含め、一戸当たり平均2,343,000円以内とする。

(5) 着工及び供与期間

応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、被災者に当該住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項による期限内（最高2年）とする。

(6) 災害時要援護者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮した住宅建設を考慮する。

(7) 入居者の選定

入居者の選定にあたっては、高齢者、障害者等の災害時要援護者の入居を優先するものとする。

(8) 賃貸住宅借り上げによる収容

応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

3 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。

(2) 戸数

住家が半壊（焼）した世帯数の3割以内とする。該当者の選定は、生活能力の低い者より順次選ぶものとする。

(3) 規模及び費用

応急修理は居室、炊事場、便所等のような生活上欠くことのできない最小限度必要な部分のみを対象とし、修理のために支出できる費用の限度は、1世帯あたり500,000円以内とする。

(4) 修理の方法

住宅の応急修理は村長が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとする。

(5) 期間

住宅の応急修理は、災害発生日から1ヶ月以内に完成するものとする。

第25節 二次災害の防止計画（実施主体：土木対策班）

1 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、村が実施する。県は、村に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

2 被災建築物の応急危険度判定

村は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、村の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

3 被災宅地の危険度判定

村は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、村の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難勧告・指示等の必要な措置をとる。

4 降雨等による水害・土砂災害の防止

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止施策を講じる。特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

沖縄県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

村は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

5 高潮、波浪等の対策

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び市町村と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

村は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第26節 教育対策計画（実施主体：教育対策班）

この計画は、教育施設又は児童生徒及び園児の被災により通常の教育を行うことができない場合に、応急教育の確保を図るためのものである。

1 実施責任者

災害時における教育に関する応急対策の実施者は、次のとおりとする。

- (1) 村立小・中学校児童生徒に関する応急教育は村教育委員会が行う。ただし、災害救助法が適用されたとき、又は村で実施することが困難な場合は、県知事又は県教育委員会が関係機関の協力を求め適切な措置をとるものとする。
- (2) 災害発生時の学校内の応急処理は、各学校長が行う。
- (3) 村立小・中学校その他村立教育施設の応急復旧は、村長が行う。
- (4) 災害救助法による教科書、教材及び学用品支給については知事の補助機関として、村長が行う。
- (5) 私立学校の文教施設の災害応急復旧及び児童生徒の応急教育は、学校責任者が行うものとする。

2 応急教育対策

(1) 学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、次の施設を利用するものとする。

ア 校舎の一部が使用不能な場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。

イ 校舎の全部又は大部分が使用不能な場合

公民館等の公共的施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。

ウ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

避難先の最寄りの学校、又は被害を免れた公民館等の公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設等がないときは応急仮校舎の建設をする。

エ 村内に適当な施設がない場合

村教育委員会は、県教育事務所を通じ県教育委員会に対して、施設の斡旋を要請する。

(2) 休校措置

ア 大災害が発生し又は発生が予想される場合は、各学校長は村教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ 休校措置が登校前に決定したときは、ただちにその旨を防災無線その他確実な方法により児童生徒に周知させるものとする。

ウ 休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校又は学校職員による誘導等の措置を講じるものとする。

(3) 教育職員の確保

ア 村教育委員会は、教員の被災等により通常の授業が行えないときは、代替職員を確保し授業に支障をきたさないようにする。その他必要に応じて、一時的に教員組織の編成換え等を行う。

イ 教員免許所有者で、現に教職に携わっていない者を臨時に確保することを検討する。

(4) 教科書、教材及び学用品の支給方法

ア 被災児童生徒及び教科書の被害状況の調査報告

村長は被災した児童生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会へ報告する。

イ 支給

① 災害救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給

給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行って、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握して、教科書にあっては学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

文房具、学校用品にあっては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。

② 災害救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては、村又は本人の負担とする。

(5) 被災児童生徒の転校、編入

被災児童生徒の転校、編入については、教育長が別に定める。

3 学校給食対策

村教育委員会は、応急給食が必要と認めるときは、県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議のうえ実施するものとする。

4 社会教育施設対策

公民館等の施設は、災害応急対策のために利用される場合が多いので、施設の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに被害施設の応急修理を速やかに実施するものとする。

5 り災児童・生徒の保健管理

り災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

第27節 危険物等災害応急対策計画（実施主体：総務対策班）

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

1 高圧ガス類

(1) 高圧ガス保管施設責任者

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

(2) 村の措置

村は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施する。

(3) 県の保安措置

県は、次の保安措置を行う。

ア 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。

イ 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

(4) 警察

警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

第28節 在港船舶対策計画

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県警察本部、村及び各漁業協同組合は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、相互に連携し、以下の措置を講ずるものとする。

1 船舶の被害防止対策

災害が発生するおそれがある場合は、関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
- (2) 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
- (3) 荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
- (4) 航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
- (5) 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

2 津波避難

津波に対する船舶等の避難は、「第8節 避難計画」による。

第29節 労務供給計画（実施主体：総務対策班）

この計画は、災害時における応急対策実施のため、職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合の、必要な労務者及び職員等の確保について定める。

1 実施責任者

災害応急対策を実施するため必要な労務者の確保は、それぞれの応急対策実施機関において行うものとする。

ただし、労務者の確保が困難な場合の必要な雇用は村長が行う。

2 職員派遣の要請

(1) 職員派遣の要請

ア 村長は災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、又は他の市町村長に対し職員の派遣を要請するものとする。

イ 村長は職員の派遣の要請を行う場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。

- ① 派遣を必要とする理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員派遣の斡旋

ア 村長は災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し指定地方行政機関又は職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

イ 村長は職員派遣の斡旋を求める場合には（1）のイの要請に準じた文書をもって行うものとする。

3 一般労働者供給の方法

(1) 供給手続き

村長は、沖縄公共職業安定所長に対し、次の事項を明示し、労務者の供給を依頼するものとする。

- ア 作業内容及び種別
- イ 労働期間・時間
- ウ 必要労働者数
- エ 就労場所
- オ 賃金
- カ その他必要な事項

(2) 賃金の基準

賃金の基準は北中城村の臨時職員の賃金に、災害時の事情を勘案して決定する。

(3) 労務者の輸送

労務者の輸送は原則として村の車両によって行うものとする。

4 従事命令・供給命令

(1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

ア 従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	村長
		〃 第 65 条第 2 項	警察官、海上保安官
		〃 第 65 条第 3 項	自衛官 (村長の職権を行なう者がその場にいない場合)
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
		自衛隊法第 94 条	自衛官 (警察官がその場にいない場合)
災害救助法作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第 24 条第 1 項	知事
	協力命令	〃 第 25 条	
災害応急対策事業 (災害救助法を除く 応急措置)	従事命令	災害対策基本法第 71 条第 1 項	知事 村長 (委任を受けた場合)
	協力命令	〃 第 25 条	
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防職員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、水防団長、消防機関の長

※ 知事 (知事が村長に権限を委任した場合の村長を含む) の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

イ 命令対象者

命令区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従事者 10 港湾運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事者の管理者その他関係者
消防法による消防職員 消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(2) 損失に対する補償

村は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。（災害対策基本法第82条第1項）

(3) 傷害等に対する補償

村は従事命令（警察官又は海上保安官が災害対策基本法の規定により村長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病となったときは、村は災害対策基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（災害対策基本法第84条第1項）

(従事命令、協力命令)

従事第 号	公 用 令 書	住所 氏名
災害対策基本法第 71 条の規定に基づき次のとおり 従事を命ずる。 協力		
年 月 日	処分権者 氏名	印
従事すべき業務		
従事すべき場所		
従事すべき期間		
従事すべき日時		
従事すべき場所		

備考 用紙は日本工業規格 A4 とする。

(保管命令)

保管第 号	公 用 令 書	住所 氏名		
災害対策基本法 第 71 条 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 第 78 条第 1 項				
年 月 日	処分権者 氏名	印		
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は日本工業規格 A4 とする。

(管理、使用、収用)

従事第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法 第71条 の規定に基づき、次のとおり を使用する。 第78条第1項 年 月 日 処分権者 氏名 印							
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は日本工業規格A4とする。

(変 更)

従事第 号 公 用 変 更 令 書 住所 氏名 災害対策基本法 第71条 の規定に基づく公用令書 (年 月 日 第 号) 第78条第1項 に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定に より、これを交付する。 年 月 日 処分権者 氏名 印	
変更した処分の内容	

備考 用紙は日本工業規格A4とする。

第30節 民間団体の活用計画（実施主体：総務対策班）

この計画は大規模災害発生時に、地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体の協力を得るものとする。

1 実施責任者

民間団体に対する要請は村長が行う。担当は総務対策班とする。なお、大規模災害等により本村において処理できない場合は、被災を免れた近隣市町村に協力を求めて行うものとする。

2 協力要請団体

- (1) 各字自治会及び自主防災会
- (2) 女性団体
- (3) 青年団体
- (4) その他各種団体

3 協力の要請

(1) 要請の方法

協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して要請するものとする。

- ア 協力を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 期間
- エ 従事場所
- オ 所要人員数
- カ その他必要事項

(2) 協力を要請する作業内容

活動内容は被害の程度によって異なるが、概ね次のとおりとし、各自の体力、経験等に応じて可能な活動に当るものとする。

- ア 被災者の救出、又は災害復旧等の作業の応援
- イ 災害後の炊出し、給水活動の応援
- ウ 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕活動
- エ 警察官等の指示に基づく被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕活動
- オ その他危険の伴わない災害応急措置の応援

第31節 ボランティア受入計画（実施主体：福祉対策班）

1 災害ボランティアセンター

(1) 災害ボランティアセンターの開設

村は、災害発生後、村社会福祉協議会と連携し、必要に応じて「災害対策ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動の調整等を行う。

災害ボランティアセンターは、村社会福祉協議会を中心に、日本赤十字社沖縄県支部やボランティア団体等によって運営し、活動方針や運営については、災害ボランティアセンター自らの決定にゆだねることとし、村はその運営に協力する。

(2) 災害ボランティアセンターの機能

災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

災害ボランティアセンターの主な機能は次のとおりとする。

ア 避難所等のボランティア活動の統括

イ 一般ボランティアの受付、登録

ウ 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）

エ ボランティアの派遣

オ ボランティアニーズの把握とコーディネーション

カ ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

キ その他ボランティアへの支援に関すること

(3) ボランティアの受入れ

村災害ボランティアセンターは、沖縄県災害ボランティアセンター、村、社会福祉協議会、日本赤十字社及び地域のボランティア団体等と連携し、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。

さらに、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや住民組織からの人員の派遣等により実施する。

2 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

(1) 専門ボランティア

ア 医療救護（医師、看護師、助産師等）

イ 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）

ウ 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）

- エ 住宅の応急危険度判定（建築士）
- オ その他災害救助活動において専門技能を要する業務
- (2) 一般ボランティア
 - ア 炊き出し
 - イ 清掃
 - ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
 - エ 被災地外からの応援者に対する地理案内
 - オ 軽易な事務補助
 - カ 危険を伴わない軽易な作業
 - キ 避難所における各種支援活動
 - ク その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
 - ケ 災害ボランティアセンターの運営に関する支援
 - コ その他必要なボランティア活動

3 ボランティアの活動支援

村及び村社会福祉協議会は、県と連携して、必要に応じてボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

(1) 活動場所の提供

村及び村社会福祉協議会は、ボランティアに対し、次の活動場所を提供する。

- (ア) ボランティア本部（村庁舎等）
- (イ) 地区活動拠点（村庁舎等）

(2) 設備機器の提供

村は、可能なかぎり、電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

(3) 情報の提供

村は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって情報の共有化を図る。なお、提供するに当たっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

村は、ボランティア保険の加入に際して金銭面の支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

村は、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第32節 公共土木施設応急対策計画（実施主体：土木対策班）

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は次によるものとする。なお、河川施設の応急対策は、水防計画に定めるところによる。

1 実施責任者

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が調整のうえ行うものとする。

2 施設の防護

(1) 道路施設

本村の管理する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を中部土木事務所長へ報告するものとする。

- ア 被害の発生した日時及び場所
- イ 被害の内容及び程度
- ウ 迂回道路の有無

自動車の運転者、地区の住民等が、決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに村長へ報告するよう常時指導啓発しておくものとする。

(2) 港湾漁港施設

村長は管理する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、各機関との調整及び次の事項を中部土木事務署長に報告するものとする。

- ア 被害の発生した日時及び場所
- イ 被害内容及び程度
- ウ 泊地内での沈没船舶の有無

3 応急措置

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて、復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

(2) 港湾施設

港湾管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

4 応急工事

(1) 応急工事の体制

ア 要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておくものとする。

- ① 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
- ② 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

イ 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の市町村へ応援を求め、応急工事の緊急実施を図るものとする。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、次により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

ア 道路施設

被害の状況に応じて概ね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

- ① 排土作業又は盛土作業
- ② 仮舗装作業
- ③ 障害物の除去
- ④ 仮道、さん道、仮橋等の設備

また、被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

イ 港湾漁港施設

① 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行するものとする。

② 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

③ けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

第33節 ライフライン等施設応急対策計画

1 電力施設及び電気通信施設応急対策計画

(1) 電力施設応急対策実施方針

電力施設に関する災害応急対策計画については、沖縄電力株式会社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施する。

(2) 電気通信施設応急対策計画

災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生又は発生のおそれがあると認めるとき、NTT 西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施する。

2 ガス施設応急対策

(1) 連絡体制

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時にLPガス協会の支部長、消防機関、警察に連絡する。休日及び夜間に関する連絡は、消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

(2) 事故の処理

事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。また、設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

3 上水道施設応急対策（実施主体：上下水道対策班）

上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水等の活用など速やかに応急給水を実施する。

(1) 復旧の実施

ア 管路の復旧

管路の復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧を行う。

イ 給水装置の復旧

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と平行して実施する。また、一般住宅の給水装置の復旧は、その所有者から修繕の申し込みがあったものについて実施する。その場合において、緊急度の高い医療施設、福祉施設等を優先して実施する。

(2) 広域応援の要請

村は、災害の状況により必要な要請を県に行い、県は水道事業者による相互支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係機関に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

また、水道事業者は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

(3) 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、情報収集及び伝達手段の確保を図るとともに、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期について広報に努める。

4 下水道施設応急対策

下水道施設に被害が発生した場合には、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序についてはポンプ場、幹線管梁等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管梁樹、取付管等の復旧を行う。

(1) 復旧の実施

ア ポンプ場等の復旧

ポンプ場等において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに施設の機能回復を図る。

イ 管梁施設の復旧

管梁施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を活用して復旧に努める。

第34節 交通機関応急対策計画

1 バス・タクシー

バス・タクシー事業者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

第35節 農林水産物応急対策計画（実施主体：農業対策班）

災害時における農林水産物及び家畜の応急対策を行い、これら農林水産経営の安定を図る。

1 実施責任者

災害時における農林水産物の応急対策は村長が行う。担当は産業対策班とする。

2 農林水産物の事前及び事後対策

(1) 事前対策

村は台風等により、農林水産物に甚大な被害をおよぼす恐れのあるときは、ただちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、沖縄県農業協同組合北中城支店、佐敷中城漁業協同組合北中城支所、自治会長等を通じて事前対策について指導を行うものとする。

(2) 事後対策

村は台風等災害の発生により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、ただちに事後対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、沖縄県農業協同組合北中城支店、佐敷中城漁業協同組合北中城支所、自治会長等を通じて事前対策について指導を行うものとする。

3 農産物応急対策

(1) 種苗対策

災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、沖縄県農業協同組合北中城支店へ必要種苗の確保を要請するとともに県へ報告する。

(2) 病虫害防除対策

災害により、病虫害が異常発生し又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合は、県の具体的な防除の指示に従い、病虫害緊急防除対策を樹立し、沖縄県農業協同組合北中城支店と連携をとりながら農作物に対する管理指導を行う。

4 家畜応急対策

(1) 家畜の管理

浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとする。また、村は必要に応じ避難場所の選定、避難の方法について事業者と事前調整を図っておく。

(2) 家畜の防疫

家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して村は、県と獣医師会の協力を得て必要な防疫を実施するものとする。死亡家畜については村に届出を行わせるとともに、遺体の埋没又は焼却を指示するものとする。

ア 被災家畜に伝染病の疑いがある場合、又は伝染病の発生の恐れがあると認められる場合には、県に防疫班及び消毒班の派遣を要請し、緊急予防措置をとるものとする。

イ 災害のため正常な家畜の診療が受けられない場合は、県に対し診療班の派遣を要請するものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難になったときは、県又は沖縄県農業協同組合に対し必要数量の飼料の確保及び供給について斡旋を要請するものとする。

5 水産物応急対策

台風、津波等の災害が予想されるときは、所有者において漁船道具等を安全な場所に避難させるものとする。また、村は必要に応じ、避難場所の選定、避難の方法について漁業関係者と事前調整を図っておくものとする。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

被災した施設は、村がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、その被害程度に応じ適切な復旧事業計画を立て、被災施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止し、施設の新設又は改良を図る。

1 復旧事業計画の種類

復旧事業計画は、応急復旧終了後、被害の程度を十分調査検討してその都度作成実施するが、計画の種類については概ね次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア 河川施設災害復旧事業計画

イ 道路施設災害復旧事業計画

ウ 海岸施設災害復旧事業計画

エ 土砂災害（地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等）復旧事業計画

オ 漁港災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 上下水道施設災害復旧事業計画

(4) 住宅災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 学校教育施設災害復旧事業計画

(7) 社会教育施設災害復旧事業計画

(8) その他災害復旧事業計画

2 施設災害復旧事業に関する国の財政措置等

災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分把握しておき、これらの特別措置等を勘案して、迅速な復旧を図るものとする。

3 村及び県における措置

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、県又は村において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、県及び村は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧資金の確保措置

村及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実現を図るものとする。

(4) 復旧工事の代行

村が、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受け県に要請し、かつ村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障の無い範囲で、村に代わって工事を行うものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

村は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

1 災害住民相談

(1) 住民サポートセンターの開設

災害時における住民の相談、要望、照会等に対処するため、村では、国の各省庁、県、その他関係機関と連携して住民サポートセンターを開設するものとする。

開設にあたっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとする。

(2) 相談内容

災害に関する相談事項がよせられた場合、関係者又は関係機関と連絡をとりできるだけ速やかに解決できるよう努める。

住民サポートセンターによる相談内容例については概ね次のとおりである。

- ア 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置について
- イ 倒壊家屋の解体・撤去
- ウ 各種資格証の再発行等
- エ リ災証明の発行手続き
- オ 仮設住宅の入居
- カ 住宅金融公庫関係（返済、支払方法等）
- キ 事業再開の融資
- ク 災害援護資金
- ケ 被災に伴う税金の減免措置
- コ 借地・借家

サ 医療、保健

シ 労働相談

(3) 設置場所

住民サポートセンターは、村役場庁舎又は地区公民館等に設置する。

2 住宅復旧

(1) 災害住宅融資

1) 災害復興住宅資金

村は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

2) 個人住宅（特別貸付）建設資金

村長は、り災者に沖縄振興開発金融公庫による個人住宅（特別貸付）建設資金の災害り災者貸付制度の内容を周知させるものとする。

また、り災者が借入を希望する際には「り災証明書」を交付する。

(2) 災害公営住宅の建設

大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅の建設を検討するものとする。

(3) り災証明

1) り災証明書

り災証明書の発行については、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、被害家屋調査の結果を踏まえて申し出により、以下の項目のり災証明を行うものとする。また、り災証明書の発行にあたっては、証明手数料は徴収しないものとする。

- ①全壊 ②大規模半壊 ③半壊 ④床上浸水 ⑤床下浸水
⑥一部破損 ⑦その他

なお、火災によるり災証明は中城北中城消防組合により行うものとし、田畑等その他のり災証明は、被害調査を所管する班において発行するものとする。

2) 大規模災害時における調査実施体制

被害の全体像から、班員のみ又は村職員のみで対応が可能かどうかを判断し、専門職（建築士等）が必要である又は人員が不足すると予想される場合は、応援要請を行うものとする。その際、被害調査班は、総務班に連絡し、他班又は関係機関へ応援職員の派遣を要請する。

ア 調査方法

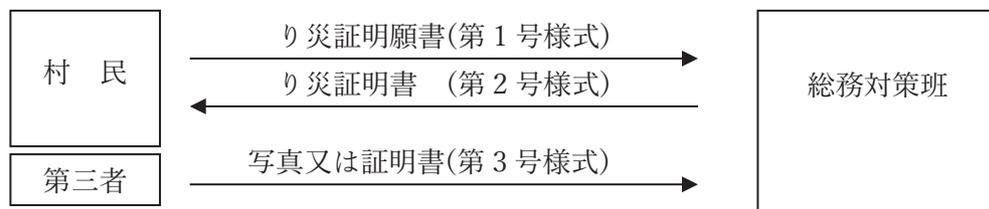
り災証明を発行するにあたっての家屋被害判定は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」および「浸水等に住家被害の認定について」に基づき、外観の目視調査により行う。

イ り災証明書の発給に関する広報

被害調査班は、防災行政無線や広報車、マスコミ等を通じたり災証明書の発行場所や発行開始時期等の広報を行うものとする。

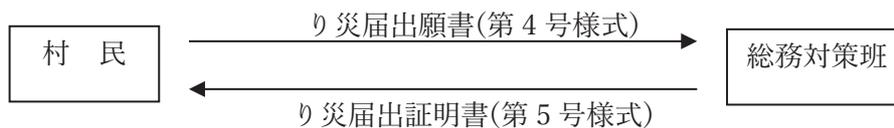
3) 未確認、期限切れの受付

村が調査確認できず、期限内に所定の手続をしなかったものについては、原則として証明書の発行は行なわないが、写真や第三者（警察、自治会長等）の証明により、り災を証明することが可能で、かつ村長が認めた場合に限り証明書の発行手続を行なう。



4) り災届出証明書の発行

未確認・期限切れの発行について第三者の証明書が不可能な場合及び、家屋以外（テレビ、家具等）の物がり災した場合において必要があるときは、村長が行う「り災届出証明書」で対応する。



5) 判定結果に関する相談・再調査の受付

村は、判定に不服がある場合の再調査等を当初調査した班で受け付ける。また、被災者はり災証明の判定結果に不服がある場合や、第1次調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生から90日以内の期間に限り再調査を申し出ることができる。

なお、再調査の申し出があった家屋に対しては、調査班が迅速に再調査を実施し、調査後、判定結果を被災者へ連絡し、り災証明を発行する。

(第1号様式)

り 災 証 明 願 書	
北中城村長	平成 年 月 日 殿
	申出人 住 所： 氏 名： 連絡先：
下記のとおり、り災物件について証明願います。	
災 害 名	
り 災 年 月 日	平成 年 月 日 () 午前・午後 時頃
り 災 場 所	北中城村字
り 災 物 件	
り 災 災 物 件 所 有 者	
り 災 物 件 と 願 出 人 との関係	占有者 管理者 所有者 その他 ()
被 害 の 程 度	①全壊 ②大規模半 ③半壊 ④床上浸水 ⑤床下浸水 ⑥一部破損 ⑦その他 ()
そ の 他 必 要 事 項	
提 出 先 及 び 提 出 す る 理 由	1 役場 2 税務署 3 保険会社 4 電話会社 (ア固定資産滅失手続 イ減免手続 ウ保険請求) 5 その他
記入方法 1 「願出人」欄の住所は、今住んでいるところを記入してください。 2 「り災した物件と願出人との関係」欄は、当該事項を○で囲み、その他のときは、()内に詳しく記入してください。 3 「提出先及び提出する理由」欄は、当該事項を○で囲み、その他のときは、()内に詳しく記入してください。	

(第2号様式)

北中総第 号 年 月 日	
り 災 証 明 書	
住所： 氏名： 殿	
北中城村長 印	
下記のとおり、り災したことを証明します。	
災 害 の 種 別	1 風水害 2 震火災 3 その他 ()
り 災 場 所	北中城村字
り 災 物 件 所 有 者	
り 災 物 件	
被 害 の 程 度	①全壊 ②大規模半 ③半壊 ④床上浸水 ⑤床下浸水 ⑥一部破損 ⑦その他 ()
り 災 物 件 と 願 出 人 との関係	占有者 管理者 所有者 その他 ()
そ の 他 必 要 事 項	

(第3号様式)

証 明 書	
北中城村長	殿 年 月 日 役職名 住 所： 氏 名： 連絡先
下記事項を確認し相違わないことを証明します。	
災 害 名	
り 災 年 月 日	平成 年 月 日 () 午前・午後 時頃
り 災 場 所	北中城村字
り 災 物 件	
り 災 物 件 所 有 者	
被 害 の 程 度	①全壊 ②大規模半 ③半壊 ④床上浸水 ⑤床下浸水 ⑥一部破損 ⑦その他 ()
そ の 他 必 要 事 項	

- (1) この証明書は、村の調査確認がなされていない災害による被害状況の証明願を申請する際に添付する。
- (2) この証明書を行う者は、警察官・自治会長等の役職にあり、被害者と利害関係のない第三者であることを要す。

(第4号様式)

り 災 届 出 願 書	
北中城村長	殿
	平成 年 月 日
	申出人 住 所： 氏 名： 連絡先：
下記のとおり被害があったことを届出します。	
災 害 名	
り 災 年 月 日	平成 年 月 日 () 午前・午後 時頃
り 災 場 所	北中城村字
り 災 物 件	
り 災 物 件 所 有 者	
り 災 物 件 と 願 出 人 と の 関 係	占有者 管理者 所有者 その他 ()
被 害 の 程 度	①全壊 ②大規模半 ③半壊 ④床上浸水 ⑤床下浸水 ⑥一部破損 ⑦その他 ()
そ の 他 必 要 事 項	
提 出 先 及 び 提 出 す る 理 由	1 役場 2 税務署 3 保険会社 4 電話会社 (ア固定資産減失手続 イ減免手続 ウ保険請求) 5 その他
記入方法	
1 「願出人」欄の住所は、今住んでいるところを記入してください。 2 「り災した物件と願出人との関係」欄は、当該事項を○で囲み、その他のときは、() 内に詳しく記入してください。 3 「提出先及び提出する理由」欄は、当該事項を○で囲み、その他のときは、() 内に詳しく記入してください。	

(第5号様式)

北中総第 号 年 月 日	
り災届出証明書	
住所： 氏名： 殿	
北中城村長 印	
下記のとおり、り災届出があったことを証明します。	
災害の種別	1 風水害 () 2 震火災 3 その他
り災場所	北中城村字
り災物件所有者	
り災物件	
被害の程度	①全壊 ②大規模半 ③半壊 ④床上浸水 ⑤床下浸水 ⑥一部破損 ⑦その他 ()
り災物件と願出人との関係	占有者 管理者 所有者 その他 ()
その他必要事項	

※ この証明書は、村の調査確認がなされていない災害による家屋以外の被害状況の届出について証明するものです。被害の事実について証明するものではありません。

第3節 中小企業者等への支援計画

この計画は、災害を受けた農業関係者及び水産漁業者に対し災害復旧資金の融資を行い、応急復旧を図るものである。

1 農業関係

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

天災融資法の発動及び激甚災害法が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

2 林業者への融資対策

村は、県と協力して、被害林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を図る。

3 水産関係

被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

4 中小企業者への融資対策

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、関係法令等に基づき、以下により実施する。

(1) 緊急連絡会の開催

村は、県と連携して、関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して災害融資の円滑化を図るものとする。

(2) 金融相談の実施

村は、県と連携し中小企業向けの融資制度の活用を推進するとともに、沖縄振興開発金融公庫、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の活用を図るよう指導する。

第4節 復興の基本方針等

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

1 復興計画の作成

大規模な地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

2 がれき処理

村、県及び関係機関は、がれき処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3 防災まちづくり

防災まちづくりにあたっては、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震、不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

第3編 風水害等編

第3編 風水害等編

第1章 災害予防計画

第1節 治山治水計画

第1款 治山事業

風水害等災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために、治山治水事業等による県土の保全、防災に関する教育訓練の実施、災害用食料・物資資材の備蓄、気象・水防・消防・救助救急施設の整備、火災予防及びその他災害への予防対策について定め、その実施を図るものとする。

1 浸水想定区域の指定と周知

(1) 村の役割

ア 村は、浸水想定区域の指定があったときは、本計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

名称及び所在地を定めたこれらの施設について、村は本計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定めるものとする

イ 村は、本計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

(3) 施設管理者等の役割

ア 地下街等の所有者・管理者

村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導及び浸水防止活動等の訓練を行うほか、自衛水防組織を置く。

イ 要配慮者利用施設の所有者・管理者

村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

ウ 大規模工場等の所有者・管理者

村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく浸水防止活動等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

第2節 土砂災害予防計画

1 砂防計画

村は県に、土石流による危険溪流・区域等に対処するための警戒避難基準に関する資料の提供を求め、県と調整を図りながら警戒避難体制の整備を推進するものとする。

また、警戒避難基準をはじめ、日頃から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について地域住民への周知を図るものとする。

村は、県の協力を得て、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減を図るため、砂防法に基づく砂防指定地について、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を推進する。

2 地すべり対策計画

本村を含む沖縄県中南部の泥岩地帯は地すべりの起こりやすい地形地質であるが、更に地すべりの十分な防止策もなされず開発等が進んだことにより、地すべりの発生するおそれのある危険箇所が増加する傾向にあることから、総合的な地すべり防止対策が必要である。

村は、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域の指定箇所及び地すべりのあった箇所並びに地すべりの発生が予想される地区について、大雨注意報の発表時や台風接近時に警戒パトロールを実施し、状況を把握する。

また、地すべりの滑動状況及びその原因を調査し、適切な地すべり対策工事を実施するよう、県に要請する。

地すべりによる危険が予想される区域については資料編(5)を参照。

3 急傾斜地崩壊防止計画

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊区域の指定については危険度の高い箇所について指定されているが、今後県と協力し、その他の箇所についても調査し、必要な箇所については急傾斜地崩壊区域の指定を行うよう働きかける。さらに災害未然防止のためにも対策工事の実施に努めるものとする。

急傾斜地崩壊危険区域については資料編(5)を参照。

4 土砂災害対策事業

(1) 村は、県と協力し、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定するよう働きかける。

また、指定を受けた土砂災害警戒区域において、区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒体制に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、村防災計画に定めるなどして、住民に周

知するよう努めるものとする。

5 土砂災害警戒区域等の指定

本村において、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、現在 22 箇所（平成 29 年 7 月現在）が指定されており、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、指定基準を満たした区域が設定されているものの、指定はまだ行われていない。

6 土砂災害警戒区域

(1) 警戒避難体制の整備

ア 村は、土砂災害防止法の規定に基づき、県より警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次の事項について定める。

- ・土砂災害に関する情報の収集、伝達、予報及び警報の発表並びに伝達に関する事項
- ・避難施設その他の指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ・災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ・警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称、所在地
- ・救助に関する事項
- ・前各号に掲げるもののほか、警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

イ 村は、国又は県から、土砂災害防止法に基づき土砂災害緊急情報が通知された場合は、避難勧告の発令等の検討を行うとともに、避難情報等を適切に住民へ周知する。

(2) 避難誘導計画及び避難情報伝達マニュアルの作成

村は、土砂災害に関する警戒避難体制を確立するため、避難誘導計画及び避難情報伝達マニュアルを作成し、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定める。

(3) 住民への周知

村は、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるよう、平常時から住民の防災意識の向上を促すため次に掲げる事項について、村ホームページや住民説明会、広報紙及び土砂災害ハザードマップの作成・活用などあらゆる方法により、積極的に住

民に周知する。

ア 土砂災害に関する情報

土砂災害警戒区域ごとに想定される土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害を発生させるおそれのある土石流等の危険箇所、土砂災害警戒区域の範囲等

イ 過去の土砂災害に関する情報

当該地域及びその周辺地域において、過去に発生した土砂災害の種類とそのときの降雨状況並びに被災状況等

ウ 土砂災害の発生のおそれを判断する雨量等に関する情報

土砂災害に関する危険性を推定し、警戒、避難を行う際の目安となる土砂災害に関するメッシュ情報（土砂災害危険度判定）※や土砂災害警戒情報に関する情報の意味とその入手方法及びそれを入手した際にとるべき基本的な行動

※土砂災害警戒判定メッシュ情報：

土砂災害警戒情報及び大雨警報等を補足する情報で、5 km四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害発生危険度を5段階に判定した結果を表示、2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）が発表されたときには、土砂災害警戒判定メッシュ情報により、村内で土砂災害発生危険度が高まっている詳細な領域を把握することができる。

エ 土砂災害の発生するおそれがある場合の避難に関する事項

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令対象区域は土砂災害警戒区域を基本とすること、設定された指定緊急避難場所等の所在、サイレン等の設置位置、電話連絡網等の土石流等のおそれがある場合の住民への情報伝達方法、避難のためのマニュアル等

(4) 要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制

村は、土砂災害防止法第8条第2項の規定に基づき、要配慮者の利用する施設が警戒区域内にある場合には、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

7 土砂災害ハザードマップの作成

村は、土砂災害発生のおそれがある区域を地図で示し、土砂災害への備えや避難時の心得等についてまとめた土砂災害ハザードマップを分かりやすく作成し、住民等に配布し、啓発に努める。

第3節 高潮対策計画

1 高潮災害防止計画

本村の海岸線は美崎地区から熱田地区までにおよび一般住宅地域、公共施設等がある。高潮又は津波被害を軽減するためにも、護岸の整備や海岸保全事業の促進を計るものとする。

また、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、防災上特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。なお、事業の実施にあたっては、自然環境の保護に十分留意するものとする。

2 高潮災害危険地域の把握

村は、住民避難体制の確立、危険箇所監視体制の整備及び住民の防災に対する意識を高めるため、高潮に備えたハザードマップを作成することにより、あらかじめ高潮災害危険地域を把握するものとする。

国土交通省港湾局所管海岸保全地区一覧表

所轄	番号	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	指 定 告示番号	備考
中部土木事務所	64	中城港湾	北中城村渡口	499.8m	昭和61年12月12日	854	
〃	65	〃	〃	979.91m	平成5年1月18日	25	

第4節 建築物等災害予防計画

1 市街地再開発計画

市街地における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の向上を図るため、市街地の再開発を促進する。

2 不燃、耐風耐震性建築物の促進計画

公共物、一般住宅の新築、改築、増改築等における各種制度の説明や、建築物の耐震診断及び耐震補強等に関する相談に応じるとともに、指導・啓発等の促進に努めるものとする。特に、耐風対策強化のため、一般住宅への雨戸設置の推進を図る。

3 公共建築物の耐風、耐震、耐火対策

公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって耐風、耐震、耐火対策をすすめるものとする。

特に、体育館や公民館等災害時の避難所になる公共施設については、開口部への雨戸の設置、屋根への飛散防止等耐風対策や耐震補強工事などを優先的に行うものとする。

4 公共建築物の定期点検及び定期検査

公共建築物について、定期的に点検及び検査を実施するものとする。

第5節 火災予防計画

1 消防力・消防体制等の充実強化

村及び県は、次の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

(1) 消防教育訓練の充実強化

教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

(2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を図る。

(3) 消防体制の充実・指導

消防広域化の促進及び消防団の体制強化を図る。

(4) 消防施設・設備の整備促進

消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

2 火災予防視察・防火診断

火災の発生拡大を防止し避難体制の確実を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水、その他消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

(1) 特殊対象物に対する査察

ア 学校、官公署

夏季休暇、年度末等の時期を利用し、防火構造、消防設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。

イ 宿泊・娯楽施設及びスーパー、商店等

消火設備、避難設備、防火管理体制等について、消防計画に基づき定期的な査察を実行する。

ウ 危険物等関連施設

年間立入検査を通じ施設の構造設備取扱要領等、防火管理体制等を重点的に査察する。

(2) 一般住宅

ア 火災の多発期を控えた11月から12月にわたる秋季及び3月の春季火災予防運動週間を通じ、火を取扱う設備及び器具を重点的に防火診断する。

イ 住宅火災による死傷者の発生を防ぐ目的で、住宅用火災警報器を設置するよう指導する。

3 消防施設の整備拡充

(1) 消防水利の多様化等

防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、溜池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2) 消防救急無線の整備を含む情報収集、伝達系統の整備

4 火災発生の未然防止

(1) 村長は消防法第22条の規定に基づき沖縄気象台長が発表し、知事（防災危機管理課）が通報する火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

(2) 村長が前項の警報を発したときは、当該警報が解除されるまでの間、北中城村の区域にあるものは、村条例で定める火の使用制限に従うよう特に留意するものとする。

第6節 林野火災予防計画

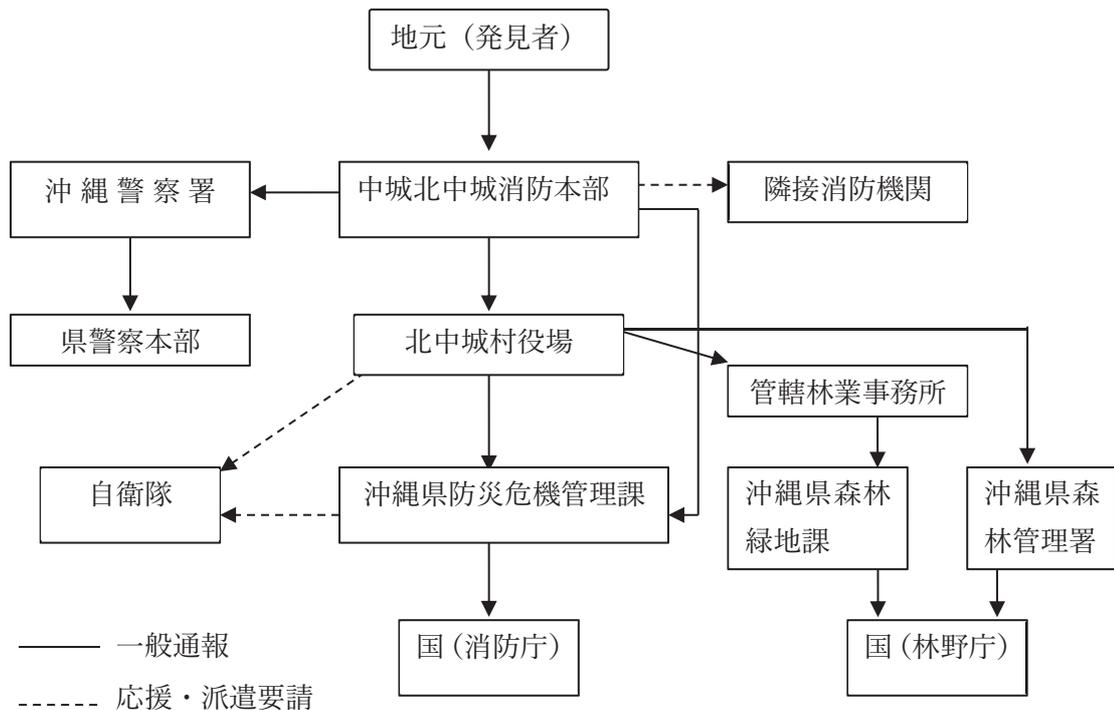
1 林野火災対策の推進

(1) 県に消防機関及び林野行政機関、自衛隊、警察、その他関係機関等で構成する林野火災対策推進協議会を設置して総合的な林野火災対策の調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の計画推進体制を確立する。

(2) 林野火災の通報連絡等

林野火災が発生し、拡大するおそれのある場合における関係機関の通報連絡は次によるものとする。なお、通報連絡は出来る限り火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、とりつつある措置等を明らかにして行うものとする。

〈 通 報 連 絡 系 統 図 〉



(3) 現地対策本部の設置

延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の、消防機関相互間の指揮系統及び情報連絡体制の整備を図るとともに、災害現地である本村において必要があると認めるときは現地対策本部を設置する。

2 出火防止対策

(1) 県及び森林管理署等と調整し、林野火災の防止のため、火災防止の標柱、看板等の

設置に努めるものとする。

- (2) さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発にかんがみ適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の手扱いについての指導を強化する。
- (3) 森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法（昭和26年法律第249号）等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。
- (4) 火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

3 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

県と調整を図りながら、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備促進を図るものとする。

第7節 危険物等災害予防計画

危険物等災害予防計画は、第2編 地震・津波編 第1章 第2節「第4款 危険物等の対策」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第8節 上・下水道施設災害予防計画

上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、ポンプ場等の停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図るものとする。

第1款 上水道施設災害予防計画

(1) 広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するための水道事業者及び水道用水供給事業者間の県内における広域的な応援体制については、「沖縄県水道災害相互応援協定」により整備されている。

また、県内において、必要な人員、資材等が不足する場合には、沖縄県防災危機管理課との調整を図りつつ、速やかに「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく応援の要請を行う。

第2款 下水道施設災害予防計画

(1) 施設の耐震性の強化及びバックアップ施設の整備

自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 広域応援体制の整備

村は、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。

第9節 ガス、電力施設災害予防計画

第1款 高圧ガス災害予防計画

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、市町村、公安委員会及び(一社)沖縄県高圧ガス保安協会等は連携し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

1 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

- (1) 高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。
- (2) 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

2 高圧ガス消費者における保安対策

- (1) (一社)沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。
- (2) 消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。

3 路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

4 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

第2款 電力施設災害予防計画（実施主体:沖縄電力(株)）

沖縄電力(株)は、地震・津波編 第1章 第2節 第1款の14に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害の被害想定及び防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

第10節 食料等備蓄計画

1 食料・飲料水

(1) 食料備蓄の目標

大規模災害が発生した場合の被害を想定し、人口の20分の1の3日分程度を目標に災害対策用食料を備蓄する。また、災害時要援護者に配慮した食料の確保に努めるものとする。

(2) 災害対策用食料の確保

販売業者等と事前に協定を締結するなどして、必要に応じ食料の調達に努めるものとする。

(3) 個人備蓄の推進

インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を3日分程度、個人において備蓄していくよう、住民に広報していくものとする。

(4) 飲料水の確保

災害時には、管路の破損等による一時的な断水は避けられないものと想定されるため飲料水兼用耐震性貯水槽等を整備し、飲料水の備蓄を推進するものとする。

村及び上水道管理者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図るものとする。

2 生活必需物資の備蓄

災害により住宅に損害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・寝具類等の物資を喪失し、又は毀損した者に対し、迅速かつ計画的に配分・供出するため必要な物資を備蓄するものとする。

(1) 備蓄物の整備計画

地震被害予測調査に基づき、必要とされる備蓄物資の種類・数量等具体的な備蓄物資の整備計画を作成するものとする。

(2) 備蓄物資の点検及び補充・整備

備蓄物資について定期的に点検を行い、常に良好な状態に保つよう努めるとともに、災害により備蓄物資を供出した時は速やかに物資の補充・整備に努めるものとする。

3 備蓄倉庫の整備

村は、食料及び生活必需品を備蓄するための場所及び施設における保管倉庫等の整備に努めるものとする。

第11節 災害通信施設整備計画

第1款 通信施設災害予防計画

村、県、医療機関、通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずるなど、万全の措置を期するものとする。

1 県及び村における予防計画

県及び村は、地震・津波編・第2節・第1款に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した防災行政無線等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

2 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

(1) 通信手段の確保

村、県及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

村、県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

3 通信事業者における予防計画

各通信事業者は、地震・津波編 第1章 第2節 第1款の10に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

第2款 通信・放送設備の優先利用等

村、県、信事業者及び放送機関等は、地震・津波編 第1章 第2節 第1款の11に定める地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備及び放送設備の優先利用手続き等を整備しておく。

第12節 不発弾等災害予防計画

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び県民一般に対し不発弾等に関する知識の普及徹底を図る。

1 不発弾の処理体制

不発弾等の処理は、おおむね以下によるものとする。また、処理のながれを図に示す。

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

ア 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。

イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。

ウ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。

エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。

オ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

カ 信管離脱作業は危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

(ア) 発見場所の所轄市町村は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。

(イ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。

(ウ) 市町村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

ア 発見者から通報を受けた第十一管区海上保安本部、県知事、所轄市町村長又は港湾管理者等は、海上自衛隊沖縄基地隊司令に処理要請を行う。

イ 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。

ウ 危険度が少なく移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。

エ 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

オ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

(ア) 発見場所の所轄市町村は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知

徹底する。

- (イ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立入りを規制する。
- (ウ) 村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

2 関係機関の協力体制の確立

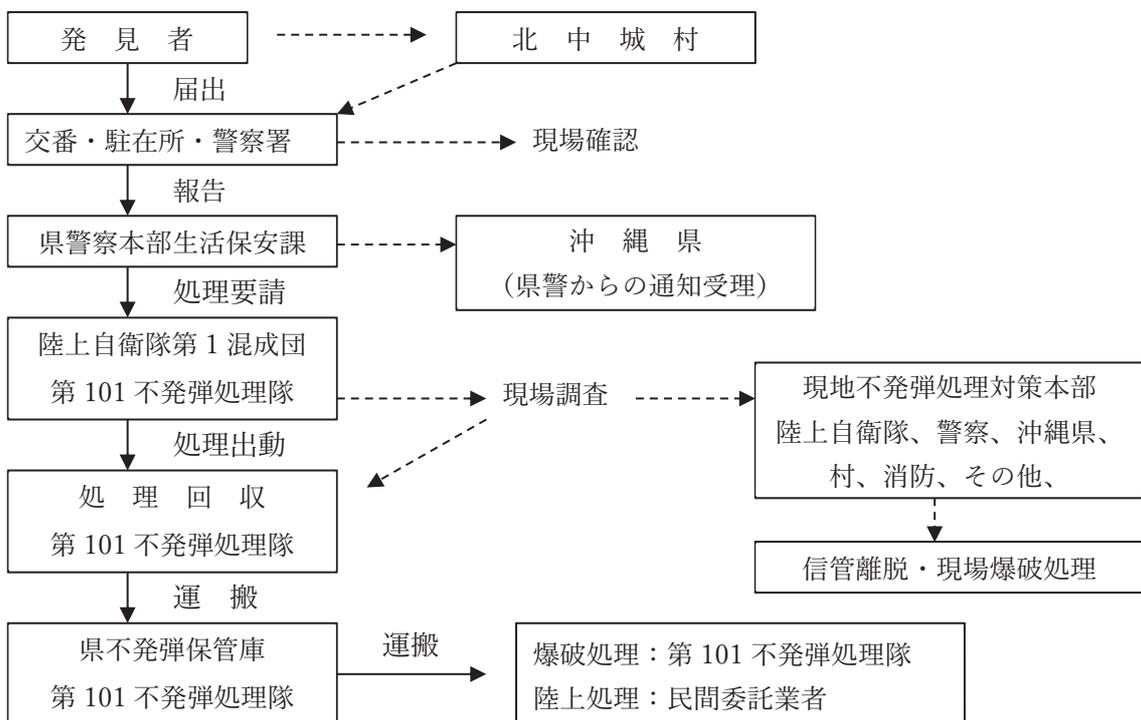
国、県、村その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

3 不発弾に関する防災知識の普及・啓発

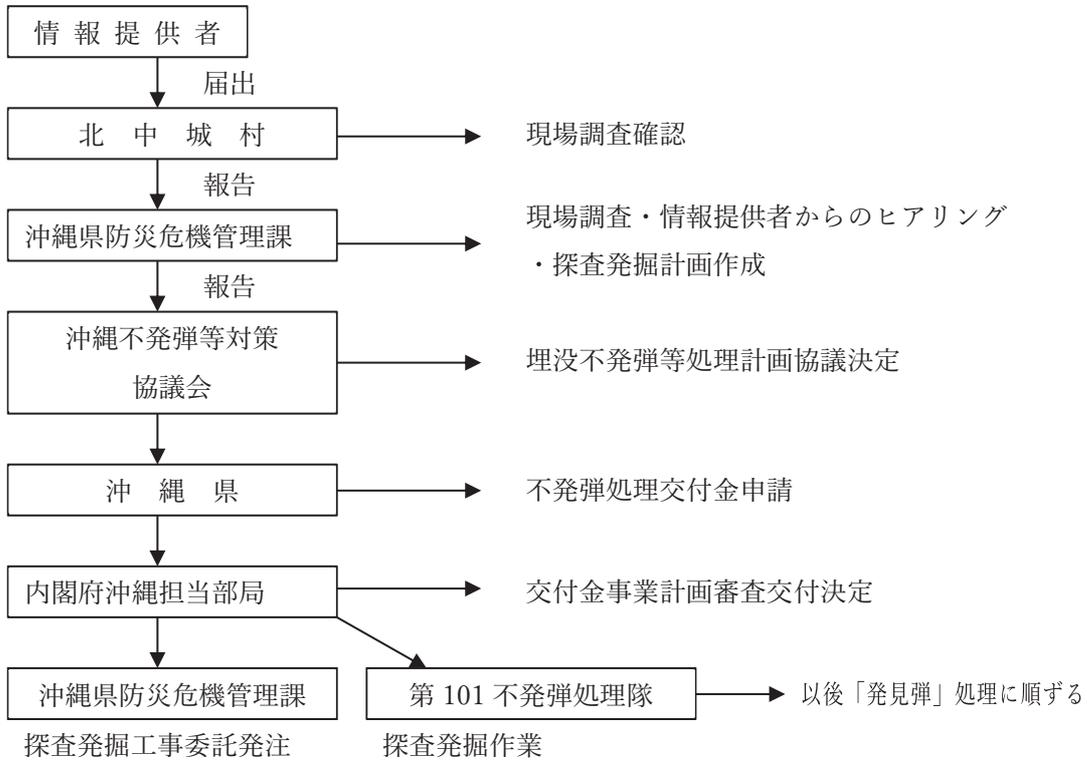
- (1) 不発弾磁気探査事業者、村及び中城北中城消防本部の関係職員に対して不発弾の特性及び火薬類取締法等関係法令に関する知識を修得させるため、必要に応じ講習会を開催する。
- (2) 県民一般に対しても、不発弾の危険性について周知を図るため広報活動を行う。

〈不発弾処理の流れ〉

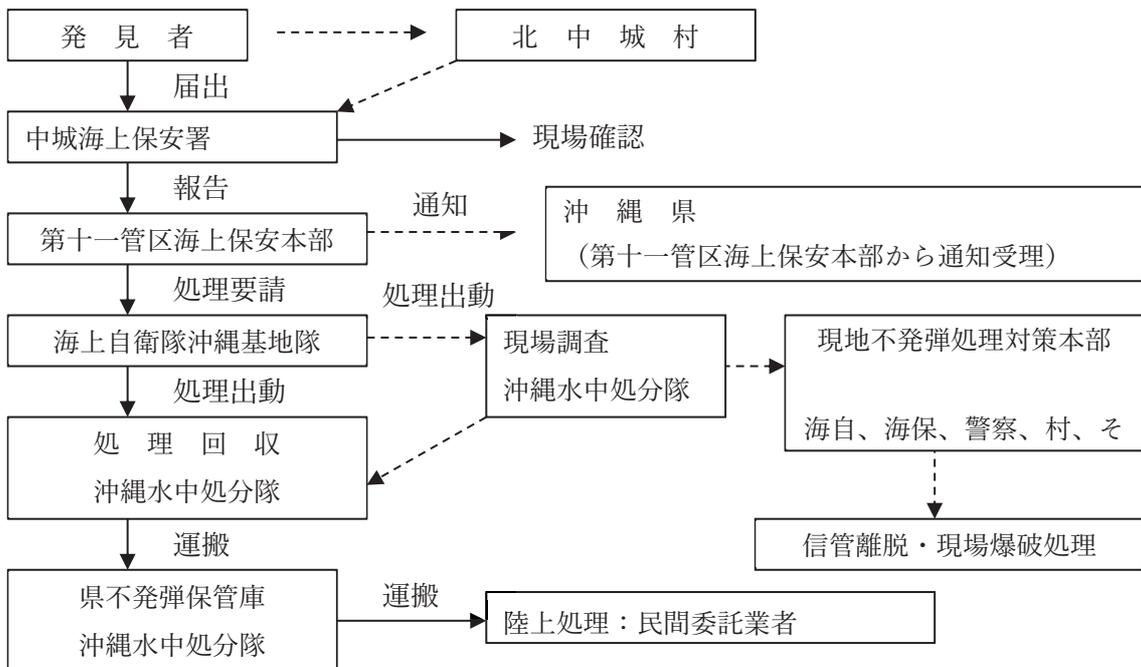
陸上部分（発見弾）



陸上部分（埋没弾）



海上部分（発見弾）



第13節 文化財災害予防計画

村の文化財に対する災害予防対策は次によるものとする。

1 予防体制の確立

村教育委員会において所管の文化財に対する防災計画を策定し、警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を図る。

2 防災意識の啓発

文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災意識を啓発し、環境の整備等を図るよう勧奨する。

3 火気使用制限

文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。

4 防災施設の整備

防災施設の必要な文化財は、補助事業等により防災施設の完備を図るとともに、県指定文化財及び未指定の文化財についても防災施設の設置を促進する。

5 職員の研修

文化財担当者は、県の主催する文化財担当職員講習を受講し、防災措置についての指導を受ける。

6 地震対策

地震による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。

第14節 農業災害予防計画

農業災害予防のため、農地農業用施設の保全及び防災営農の推進は、以下によるものとする。

1 土砂崩壊防止工事等

(1) 土砂崩壊防止工事

農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

(2) かんがい用水施設等整備事業

かんがい用水施設等について、老朽化により提体施設等がそのまま放置すると豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害のおそれのある溜池について緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

(3) 地すべり対策事業

地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業について検討、推進していく。

2 農地保全整備事業

風雨によって侵食を受けやすい性状の特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の侵食、崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

3 防災営農の確立

(1) 指導体制の確立

農業に対する各種の災害を回避克服して、農業生産力、農業所得の向上を図るため、県と調整を図りながら関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

(2) 営農方式の確立

「沖繩振興計画」に沿った県の対応や、亜熱帯農業における防災営農技術並びに、試験研究機関より、病虫害、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術等の指導を受け、防災営農の確立に努める。

第15節 食料等供給計画

県及び市町村は、地震・津波編 第1章 第4節 第2款の(2)に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮した備蓄を行い、大規模な風水害等の直後にも避難者等の食料、飲料水、生活必需品を供給する体制を確保する。

第16節 気象観測体制の整備計画

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

1 沖縄気象台における気象業務体制の整備

沖縄気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

沖縄気象台は、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県及び市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 観測資料等のデータベースの構築

沖縄気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデータベース化を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに村や村民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

2 主要関係機関における気象観測体制の整備

県、村及び関係機関における観測施設の整備は年々充実しているが、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメータ等）及び水位計（自記、テレメータ等）の整備充実を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに村や村民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

第17節 水防、消防及び救助施設等整備計画

水防、消防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

1 水防施設等

水防法の規定により、県及び水防管理団体は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

2 消防施設等

村の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。

県は、国庫補助対象施設以外の施設等について、予算の範囲内で県費補助を行うなど、市町村の支援を行う。

3 救助施設等

救急業務非実施市町村においては、消防法第35条の6の規定による知事要請により、救急業務実施市町村によって行うこととし、県は当該救急業務が円滑に行われるよう、市町村間の相互応援協定の締結を積極的に支援するものとする。

4 流出危険物防除資機材

県、村、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。

- (1) 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- (2) 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- (3) 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- (4) 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

第18節 避難誘導等計画

危険な建物、地域から安全な場所に村民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を、村、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。

1 避難体制の整備

(1) 県の役割

- ア 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設における避難体制の再点検
- イ 社会福祉法人、学校法人、観光施設・ホテル・旅館経営者、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者等に対する避難体制の再点検の指導

(2) 村の役割

- ア 避難所の選定
 - イ 避難所の開設及び運営方法の確立
 - ウ 避難所の安全確保
 - エ 住民への周知
 - オ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
 - カ 避難の勧告等の基準の設定、国及び県等への避難勧告等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
 - キ 高齢者、障害者、外国人のための避難マニュアルの作成
 - ク 避難経路の点検及びマップの作成
 - ケ 避難心得の周知（携帯品、その他心得）
- (3) 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策
- ア 避難計画の作成
 - イ 避難誘導體制の整備

2 避難場所の整備等

(1) 避難所の指定、整備

- 村は、災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。
- ア 避難所は、公・私立の学校、公民館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用するものとする
 - イ 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする
 - ウ 避難場所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮するものとする
 - エ 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する

場所を選定しておくものとする

オ 村内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする

カ 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする

(2) 広域避難場所等の指定

ア 村は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、公園等のスペースを指定しておくものとする。避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。

(ア) 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。

(イ) 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。

(ウ) 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。

(エ) 避難場所ごとの地区割計画の作成に当たっては、町内会、自治会区域を考慮する。

イ 村は、避難路の指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。

第19節 交通確保・緊急輸送計画

地震・津波編 第1章 第4節 第2款の(4)に定める地震・津波対策のほか、村及び関係機関は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等による道路施設の被害を想定した交通の安全、緊急車両の通行を確保する体制を整備し、大規模な風水害等の際にも、交通の安全や緊急輸送を確保する。

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。

また、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。

第20節 要配慮者安全確保体制整備計画

地震・津波編 第1章 第4節 第6款に定める対策のほか、村及び関係機関は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する高齢者、障害者等の避難支援体制を整備し、風水害等時にも要配慮者の安全を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑か

つ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を明記し危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

第21節 台風・大雨等の防災知識普及計画

地震・津波編 第1章 第3節に定める対策のほか、村及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への県民等の防災意識や対応力を維持・向上させる。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられる。このため、過去に本県に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

1 台風教育

(1) 防災教育（総務課、中城北中城消防本部、教育総務課）

村は、県や関係機関と連携して、幼稚園、小・中学校、高等学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

(2) 災害教訓の伝承

ア 台風災害の蓄積と公開

村は、村内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、村民への災害記録や教訓等の周知に努める。また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置に努める。

イ 台風災害の経験・教訓等の伝承

村は、過去の大規模台風災害等の教訓を後世に伝える。

2 消防・防火教育

(1) 消防教育

消防教育は、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行う専門教育、村において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため消防機関等が実施する防火管理者講習会等とする。

ア 専門教育

(ア) 消防職員教育

・初任教育

新規採用職員及び未教育職員に対し消防職員として必要な基礎的教育を行う。

・専科教育

現任の消防職員に対し特定の分野に関する専門的教育を行う。

・幹部教育

幹部及び幹部昇任予定者に対し消防幹部として一般的に必要な教育を行う。

(イ) 消防団員の教育

・基礎教育

消防団員として、必要な基礎的教育を行う。

・幹部教育

主として、班長以上の階級にある者を対象として、消防団幹部に必要な一般的知識技能を行う。

・特別教育

特別の知識技能を修得させるため、必要な教育を行う。

(ウ) その他の教育（1日）

消防学校長が必要と認めた場合に行う。

イ 一般教育

一般教育は、各市町村において、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施するものとする。

(2) 防火講習会等

ア 防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。また、上級講習は春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

イ 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

(3) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。

第22節 防災訓練計画

災害予防計画（基本編）は、災害の発生を未然に防止するために、治山治水事業等の村士の保全、防災に関する教育訓練、災害用食料、物資資材の備蓄整備、気象、水防、消防・救助施設の整備、火災予防、その他の災害について定め、その実施を図るものとする。

第1款 防災知識の普及計画

この計画は、日頃から村民及び防災関係機関・団体職員に対して防災に関する知識の普及・啓発をはかり災害を未然に防ぐとともに、被害を最小限にとどめることを目的とするものである。

1 職員に対する防災知識の普及計画

(1) 防災担当者

本村における防災担当者は、県や防災関係機関・団体が行う防災に関する知識及び活動についての研修会等に参加し、職員の資質向上に努めるものとする。

(2) 防災関係機関職員

本村における防災関係機関は、その所属職員に対し防災に関する教育を計画的に実施し、職員の資質向上に努めるものとする。

(3) 消防教育

消防教育は、消防職員・団員等に対し、消防学校において行う専門教育及び本村が実施する一般教育とする。

2 防災上重要な施設の管理者等の教育

(1) 防火管理者講習

防火管理に関する有識者の拡大を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上開催する。

(2) 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて、火災防御検討会を開催し、防御活動及び予防対策の万全を期するものとする。

3 普及事項

(1) 北中城村地域防災計画の概要

(2) 簡易な気象の知識

(3) 平素の心構え、準備（非常持出品等）

(4) 災害発生時にとるべき応急処置

(5) 災害時の危険箇所

(6) 避難場所の設定及び利用に関すること。

(7) その他必要な防災知識等

4 村民への防災知識の普及

(1) 火災予防週間、防災週間等における防災知識の普及

「防災週間」、「火災予防週間」、「防災とボランティア週間」等において広報「北中城」及び村公式ホームページに防災関係の記事を掲載するほか、各関係機関の協力を得て防災知識の普及を図るものとする。

(2) マスメディアや一般広報紙による普及

新聞、ラジオ、テレビ等の放送、又は一般広報紙やその他の刊行物による防災知識の普及を図る。

(3) 防災マップの配布や標識による普及

防災知識や安全対策のほか避難所や災害危険箇所等の記載された防災情報マップの配布、避難場所等の標識を設置することにより、防災に対する意識の向上を図る。

(4) 教育による普及

ア 学校教育

児童、生徒に対しては、学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努めるものとする。

イ 社会教育

社会教育の拠点である公民館、その他施設を中心として研修、集会等の機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努めるものとする。

第2款 防災訓練実施計画

防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化を図ると共に、予防並びに応急措置に関する技術の向上と活動の効率化を図る。

訓練実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮するものとし、災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 防災訓練

(1) 総合防災訓練

総合防災訓練を次の要領により実施し、防災関係者及び住民に災害時の心構えと防災活動を認識修得させるとともに、防災関係機関の協力体制の確立強化を図るものとする。

ア 実施要領の作成

実施時期や場所、訓練目標を設定した訓練実施要領を作成し、関係機関へ周知する

ものとする。

イ 参加機関

訓練参加機関は村、村内各種団体、県、関係市町村、防災関係機関及び一般住民とする。

ウ 訓練の種目

訓練の種目は概ね次のとおりとする。

- ① 避難訓練
- ② 水防訓練
- ③ 救出・救護訓練
- ④ 炊出し訓練
- ⑤ 感染症対策訓練
- ⑥ 輸送訓練
- ⑦ 通信訓練
- ⑧ 流出油等防除訓練
- ⑨ 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
- ⑩ その他必要に応じて定められた訓練

エ 訓練のための交通規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 職員参集訓練

初動体制の迅速化、非常配備体制を確保するため職員の参集訓練を実施する。

参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

(3) 訓練後の評価

訓練終了後に、訓練の評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等今後の課題を整理し、必要に応じて防災体制等の改善を行うものとする。

第23節 自主防災組織育成計画

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守るという心構えと連帯意識に基づき、地域住民が主体的に防災体制を確立し、防災活動を行うことがより有効な防災対策となるものと考えられる。

これら自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。そのため、村は各地域において自主防災組織の結成を推進し、その育成強化を図るものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及及び自主防災組織結成推進を図るため、パンフレット、ビデオ等、資料の作成及び講演会等の開催を積極的に推進するものとする。

2 組織の編成単位

住民の防災活動推進上、最も適正な規模と地域を単位として編成し、その設置推進は下記事項に留意の上、村が住民と協議して実施するものとする。

- (1) 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏としての一体性を持っている地域であること。

3 組織づくり

既存の自治会等の自治組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

- (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として、防災組織を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って、自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、父母教師会等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

4 活動計画の策定

組織の効果的な活動を推進するため、地域の規模や態様を十分活かした具体的な活動計画を策定するものとする。

5 資機材の整備

村は、消火、救助、救護等に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

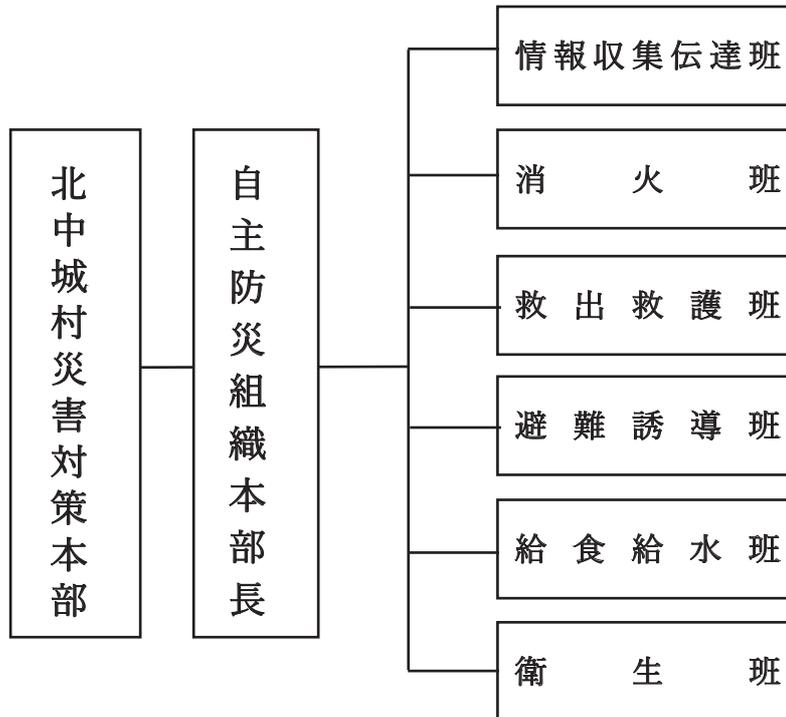
6 活動拠点の整備

村は、平常時は自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るものとする。

7 組織図、自主防災組織の役割分担

自主防災組織は、概ね次のとおりの組織図となる。ただし、地域によってはその態様に応じて作成しても差し支えないものである。

《自主防災組織図》



《自主防災組織の役割分担》

班名	役割	
	平常時	非常時
情報収集 伝達班	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災知識の普及に関する事 ② 情報収集伝達訓練の計画、実施に関する事 ③ 必要資機材の整備、点検に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報収集、伝達に関する事 ② 指揮命令等の伝達に関する事 ③ 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関する事
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の安全点検に関する事 ② 消火訓練の実施、計画に関する事 ③ 必要資機材の整備点検に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ① 出火防止と初期消火に関する事
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の安全点検に関する事 ② 救出救護訓練の実施、計画に関する事 ③ 必要資機材（救出用具、医療品等）の整備点検に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ① 負傷者の救出及び搬送に関する事 ② 負傷者の応急手当に関する事 ③ 仮設救護所の設置に関する事
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の安全点検に関する事 ② 避難路、避難場所の設定訓練に関する事 ③ 必要資機材の整備点検に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ① 安全な避難誘導に関する事 ② 避難場所の設定に関する事
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ① 井戸の状況把握に関する事 ② 給食、給水訓練の実施及び計画に関する事 ③ 必要資機材の整備点検に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ① 炊出しに関する事 ② 食料、飲料水、生活必需品などの配分に関する事 ③ ろ水機の運用に関する事
衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ① 衛生処理訓練の実施、計画に関する事 ② 必要資機材の整備点検に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ① 仮設トイレに関する事 ② ごみ処理及び消毒に関する事

第24節 災害ボランティア計画

大規模災害時には、行政機関とボランティアが共にいかに活動するかが、その後の救援・復興を左右する。そのために、行政、地域社会、そしてボランティア（団体）や企業等が普段から取り組むべき計画等を記載する。

1 ボランティア意識の醸成

(1) 学校教育における取り組み

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

(2) 生涯学習を通じての取り組み

村及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践へのきっかけづくりを図るものとする。

2 地域ボランティアの育成

(1) 地域ボランティアの育成

ボランティアが効果的な活動を実施するには、被災地内ボランティアが必要であり、村や社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努めるものとする。

《地域ボランティアの役割（初動期）》

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 被災地外ボランティアの現地誘導 ② ボランティアの受付 ③ ボランティア組織の形成を支援 |
|--|

(2) 専門ボランティアの登録等

ア 災害時にボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、通訳、無線通信、被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握に努めるものとする。

イ ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対して、その防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修、訓練等に努めるものとする。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

本村は社会福祉協議会及び県の関係機関と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動を行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

3 ボランティア支援対策

- (1) 村は、殺到するボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点について準備検討しておくものとする。
- (2) 災害後のボランティアニーズについて想定しておき、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。
- (3) 村内のボランティア（団体）を登録、把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。また、ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図るものとする。
- (4) 村は、県の推進しているボランティア保険の加入に際して、経済的支援を検討する。

第25節 道路事故災害予防計画

1 道路事故災害予防

(1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

(2) 体制・資機材の整備等

道路管理者及び県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第26節 海上災害予防計画

1 災害応急対策への備え

(1) 情報連絡体制の整備

第十一管区海上保安本部、県及び市町村は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

(2) 消防、救助体制の整備

警察及び村は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、村及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

県及び村等は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、村及び消防機関等は、大規模な海難

事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第2章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

第1節 組織計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、地震・津波編 第2章「第1節 組織計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

1 村本部の設置

この計画は、本村の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、害
応急対策を行うための組織及び編成に関するものである。

(1) 災害対策本部設置に至らない場合の措置

ア 災害対策準備体制

気象台から大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されるなど災害の発生が予想され、警戒を必要とするが、その災害の発生が災害警戒本部を設置するに至らないときは、災害対策準備体制をとる。配備基準、配備内容については本章第2節動員計画による第1配備とし、指揮は総務課長がとる。

イ 災害警戒本部の設置

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、災害警戒本部を設置する。配備基準、配備内容については本章第2節動員計画による第2配備とし、指揮は副村長がとる。

(2) 北中城村災害対策本部

ア 村災害対策本部

村長を本部長として、災害対策基本法第23条及び北中城村災害対策本部条例（昭和52年条例第9号）の規定に基づき組織され、防災会議と緊密な連携のもとに、村防災計画の定めるところにより、村全域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施する。

イ 組織

(ア) 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は村長を、副本部長は副村長、教育長をもって充てる。

(イ) 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、災害対策本部の各班長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

- (ウ) 本部長が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては次の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

- 1 副村長 → 2 教育長 → 3 総務課長 → 4 企画振興課長
 (以下「北中城村長の職務を代理する職員の順序を定める規則」
 (昭和47年規則第4号)による。)

- (エ) 本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。

- ① 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項
- ② その他本部長が必要と認める事項

- (オ) 本部の組織構成及び所掌事務は第2編地震・津波編 第2章 第1節 組織計画のとおりとする。

- (カ) 各班は原則として本部の設置と同時に設置されるものとする。但し、災害の種別等により本部長が指示した班は、設置されないものとする。

(3) 本部の設置及び閉鎖

ア 本部の設置

災害対策本部（以下「本部」という。）は、次のような災害が発生するおそれがあるとき、村長が設置するものとする。

- ① 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- ② 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施が必要と認められるとき。
- ③ 県対策本部が設置された場合において、村対策本部の設置を必要と認めたとき。

イ 本部設置場所

原則として、村役場庁舎に災害対策本部を設置するものとし、村役場庁舎が使用できない場合は、村民体育館を使用するものとする。なお、その他の施設が必要な場合はその使用可能性を調査し、可能な場所に設置する。

ウ 本部の閉鎖

本部の閉鎖について、次の事項に従い村長が閉鎖するものとする。

- ① 災害応急対策を一応終了し、又は災害発生のおそれなくなり本部による対策実施の必要がなくなったとき。
- ② 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。

エ 本部の設置、閉鎖の通知

本部を設置又は閉鎖したとき、県、関係機関及び住民に対し適切かつ迅速な方法により通知公表するものとする。

第2節 動員計画

この計画は、災害時における応急対策を、迅速かつ的確に行うために職員を動員配備するためのものである。

1 配備の指定及び区分

- (1) 本部長は災害の種類、規模及び過程によって配備の規模を指示する。なお、必要がある場合は状況に応じて変更するものとする。
- (2) 配備は、災害の規模に応じ、第1配備から第3配備まで区分する。
- (3) 配備区分は、概ね次の基準による。

【風水害等による配備基準と配備内容】

区 分	配 備 基 準	配 備 内 容
第1配備 (災害対策準備体制) 指揮：総務課長	1 気象業務法に基づく警報が発表される等、災害の発生が予想され、警戒を必要とするとき 2 本村において土砂災害警戒情報が発表された場合	総務課及び関係課の指定職員は配置につく 他の職員は待機態勢をとる
第2配備 (災害警戒本部) 指揮：副村長	1 局地的な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合 2 最大風速 50m 程度の台風の暴風域に入るおそれがある場合	各班の配備要員は配置につく 他の職員は配置につく体制をとる
第3配備 (災害対策本部) 指揮：村長	1 村全域にわたって風水害などにより災害が発生したとき、又は大規模な災害の発生するおそれがある場合	全職員が配置につく

2 配備人員及び氏名

- (1) 各班の配備は前節別表2のとおりとする。ただし、この配備要員は災害の状況により災害対策本部長において増減することができる。
- (2) 各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応じ、配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。
- (3) 各班長は、配備要員名簿を作成し、総務対策班長に提出するものとする。なお、配備要員に異動があった場合は、そのつど修正のうえ総務対策班長に通知するものとする。

3 動員方法

- (1) 本部長は、気象予報及び災害発生の恐れがある異常現象等の通報を受けた場合で大きな災害が発生する恐れがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し災害対策要員の配備指定その他応急対策に必要な事項を決定するものとする。
- (2) 本部会議の招集に関する事務は総務対策班が行う。
- (3) 総務対策班長は本部設置がなされ、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各班長に通知する。
- (4) 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知する。

- (5) 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- (6) 各班長は、あらかじめ班内の非常招集系統を確認しておくものとする。なお、非常招集系統については配備要員名簿に併記し、総務対策班長に提出しておくものとする。

4 非常登庁

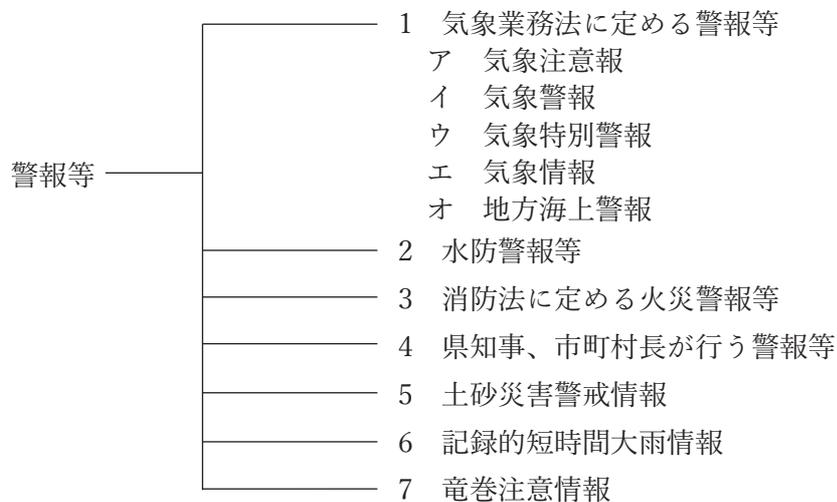
配備要員は、勤務時間外及び休日において災害が発生し、又は災害が発生する恐れがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属長と連絡をとり、又は自らの判断で自主参集するものとする。

また、全職員は、第3 配備に対応する災害の発生または発生するおそれがあることを知ったとき、自らの判断で自主参集するものとする。

第3節 気象警報等の伝達計画

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

1 警報等の種類及び発表基準



(1) 気象業務法に定める警報等

ア 気象注意報

気象によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

イ 気象警報

気象によって重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

ウ 気象特別警報

気象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報。最大級の警戒を呼びかけて行う。

エ 気象情報等

気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する気象情報、大雨に関する気象情報、記録的短時間大雨情報、潮位に関する気象情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ（風速 15m/s 以上の半径）	台風の強さ（最大風速）
大 型 500km 以上 800km 未満	強 い 33m/s 以上 44m/s 未満 非常に強い 44m/s 以上 54m/s 未満
超 大 型 800km 以上	猛 烈 な 54m/s 以上

注：上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

オ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市町村域のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、危険度分布で色分けして表示する。

例えば土砂災害警戒判定メッシュ情報では、特に「極めて危険」（濃い紫色）が出現した場合、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない状況である。

内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」では「土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする」とされている。また、内閣府の

「避難勧告等に関するガイドライン」では、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断として、例えば、水位周知河川においては水防団待機水位を超えた状態で流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達し急激な水位上昇のおそれがある場合、その他河川等においては洪水警報の発表に加えさらに流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合を参考に目安を設定することが考えられている。

なお、警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。

警報の危険度分布等の概要

種類	概要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

カ 警報級の可能性

5日先までに警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。

キ 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24 時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

(ア) 地方海上予報区の範囲と細分名称

- ・ 沖縄気象台担当地方海上予報区
沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）
- ・ 細分名称
沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）
東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）
沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

(イ) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カイジ ヨウケイホウシ 海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カイジ ヨウノウムケイホ 海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が 500m 以下（0.3 カリ以下）
カイジ ヨウカセケイホ 海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が 13.9～17.2m/s （28 ノット以上 34 ノット未満）
カイジ ヨウキヨウフウケイホ 海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 17.2～24.5m/s （34 ノット以上 48 ノット未満）
カイジ ヨウホウフウケイホ 海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が 24.5～32.7m/s （48 ノット以上 64 ノット未満）
カイジ ヨウタイフウケイホ 海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	最大風速が 32.7m/s 以上 （64 ノット以上）

(2) 水防警報等

ア 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行われる水防活動用の警報・注意報は(1)の「ア・イ・ウ」に定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ 水防警報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

ウ 氾濫警戒情報

県は、県指定の水位情報周知河川において氾濫危険水位に達した場合、沖縄県水防計画に基づいて関係市町村等に氾濫警戒情報を伝達する。

村は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。また、市町村地域防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、住民、要配慮者利用施設の管理者等への氾濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

(3) 消防法に定める火災警報等

ア 火災警報

村の区域を対象として、村長が消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。この場合、警報を発する具体的な基準は、地域的特性を加味して北中城村の火災予防条例施行規則においてこれを定める。

イ 火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに沖縄気象台が沖縄県知事に対して通報し、沖縄県を通じて北中城村や中城北中城消防組合に伝達される。

(4) 県知事、村長が行う警報等

知事は、気象台その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について関係機関に対し必要な通知又は要請を行うものとする。

また、村長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、村長は、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行うものとする。

(5) 土砂災害警戒情報

県と気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村毎に土砂災害警戒情報を発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で確認できる。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

村長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

また、村地域防災計画において、土砂災害警戒区域・危険箇所ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定する。

(6) 記録的短時間大雨情報

気象台は、県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害

発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で確認できる。

(7) 竜巻注意情報

気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を各気象台が受け持つ一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

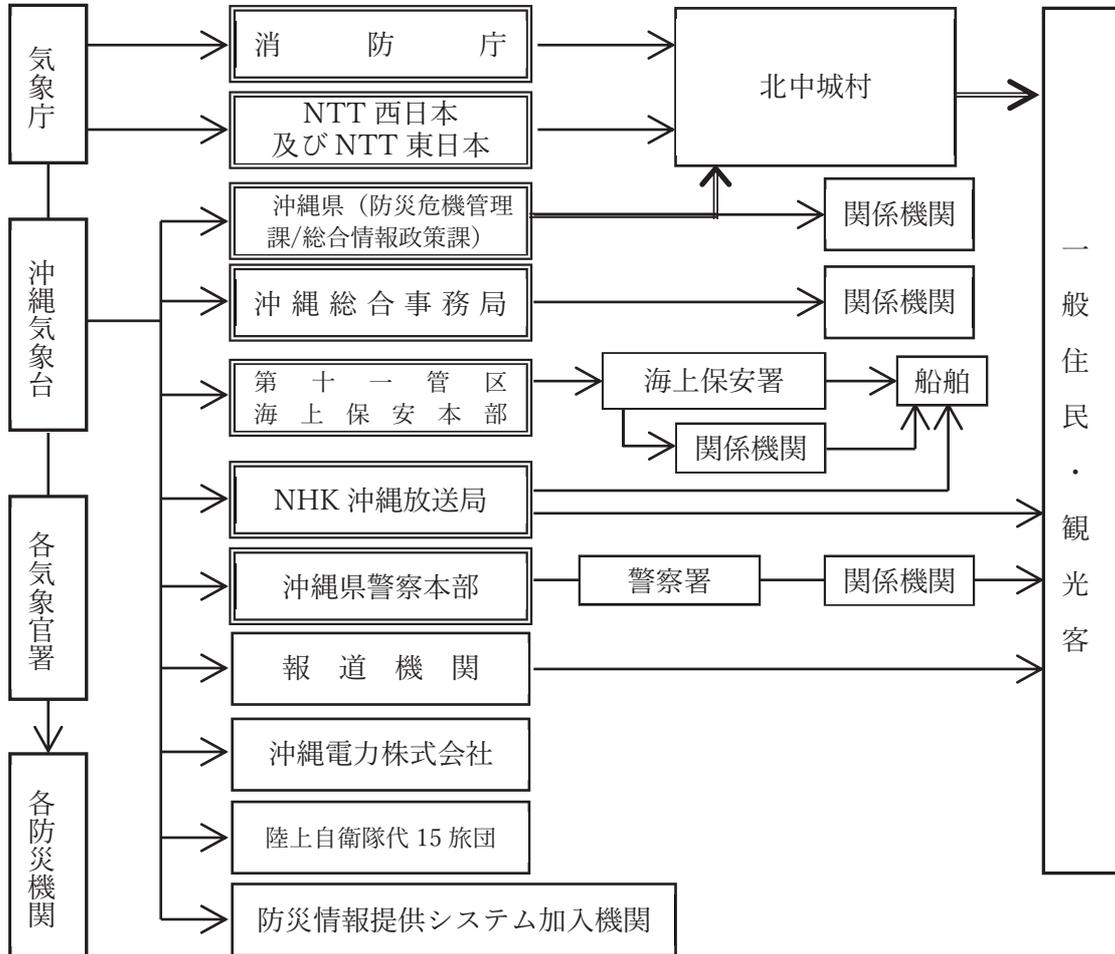
2 警報等の発表及び解除等の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関で行うものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 洪水 〃 強風 〃 波浪 〃 高潮 〃 濃霧 〃 雷 〃 乾燥 〃 霜 〃 低温 〃	沖縄気象台	沖縄本島及び久米島 (周辺離島を含む)
	南大東島地方気象台	南大東村及び北大東村
	宮古島地方気象台	沖縄県宮古事務所管内
大雨警報(土砂災害、浸水害) 洪水 〃 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 大雨特別警報 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 記録的短時間大雨情報 竜巻注意情報	石垣島地方気象台	沖縄県八重山事務所管内
火災警報	各市町村長	各市町村別
水防警報	県知事	河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び気象台(南大東島地方気象台を除く)	各市町村別(伊是名村、粟国村、渡名喜村、多良間村、南大東村、北大東村を除く)

3 気象警報等の伝達

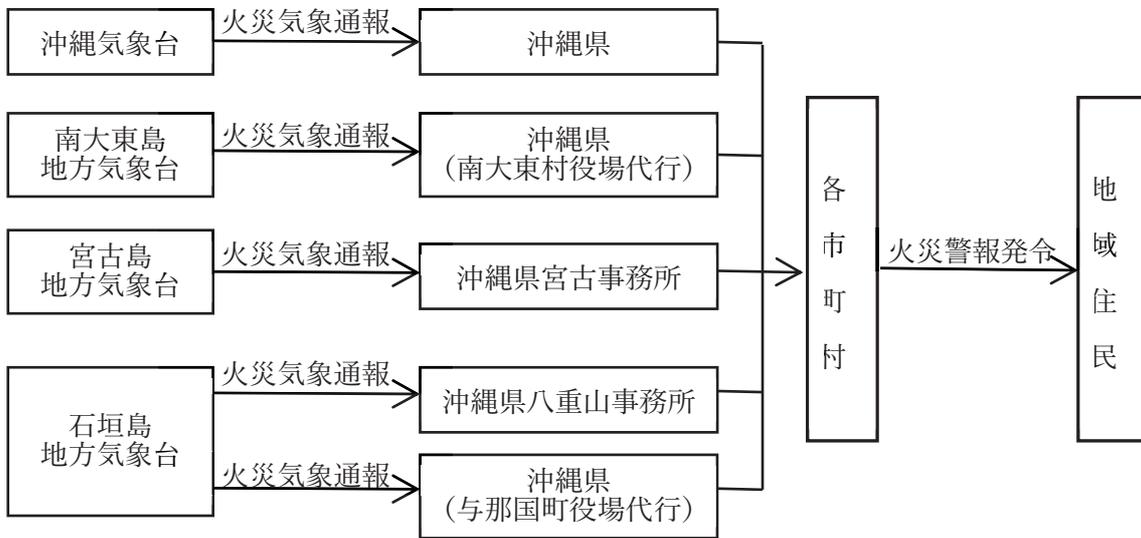
(1) 気象警報等の伝達系統図



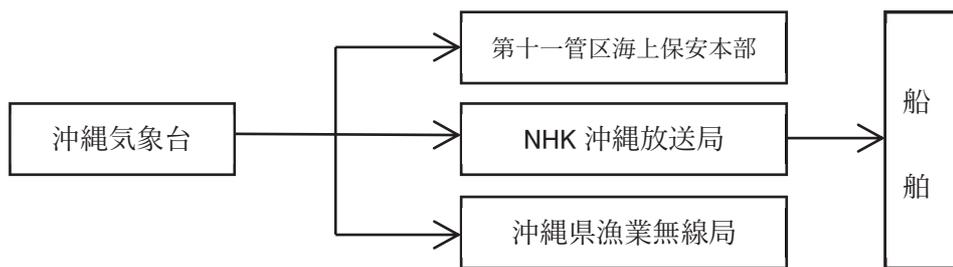
※二重線の経路は、気象業法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※二重線で囲まれている機関は、気象業法施行例第8条第1号の規定に基づく法廷伝達先。

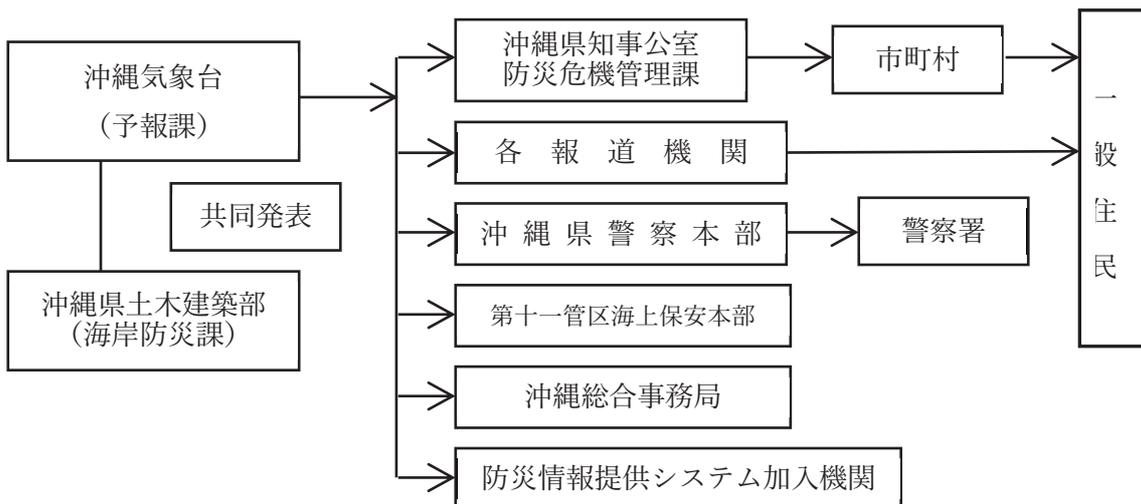
(2) 火災警報等の伝達系統図



(3) 地方海上警報等の伝達系統図



(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統図



(5) 「NTT西日本及びNTT東日本」に通知する警報等

ア 警報の種類

沖縄気象台、宮古島地方気象台、石垣島地方気象台及び南大東島地方気象台が「N

「T T西日本及びN T T東日本」に通知する警報の種類は、暴風警報、暴風特別警報、大雨警報、大雨特別警報、高潮警報、高潮特別警報、波浪警報、波浪特別警報及び洪水警報とする。

イ 通知の方法

気象庁と「N T T西日本及びN T T東日本」をオンライン接続することにより、沖縄気象台、宮古島地方気象台、石垣島地方気象台及び南大東島地方気象台が発表する警報事項をN T T西日本及びN T T東日本に通知する。

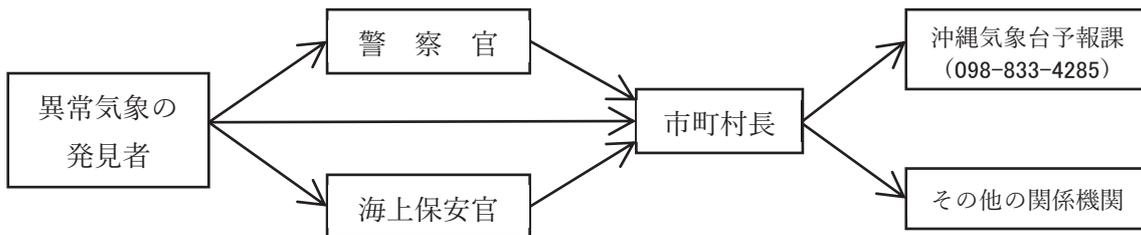
4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下により速やかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事 項	現 象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等	
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

(2) 異常現象発見者の通報系統図



(3) 異常現象発見時の通報要領

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市町村長、各担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市町村長に通報する。

ウ 通報を受けた市町村長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

第4節 災害通信計画

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、地震・津波編 第2章「第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第5節 災害状況等の収集・伝達計画

定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、村（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

ア 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから、適宜、報告するものとする。

イ 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

ウ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

エ 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第6節 災害広報計画

災害時における情報及び被害状況等の広報は、地震・津波編 第2章「第5節 災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、村における災害広報については、村防災計画の定めるところにより行う。具体的には、段階に応じて以下のような広報を行う。

ア 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）

(ア) 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置

(イ) 台風・気象情報

(ウ) 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）

(エ) 警報

(オ) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）

(カ) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）

(キ) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）

(ク) 公共交通機関の運行状況

(ケ) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）

- (コ) 避難情報（準備情報）
 - イ 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）
 - (ア) 避難情報（避難勧告・指示とその理由、避難所等）
 - ウ 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）
 - (ア) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
 - (イ) 医療機関の状況
 - (ウ) 感染症対策活動の実施状況
 - (エ) 食料、生活必需品の供給予定
 - (オ) 災害相談窓口の設置状況
 - (カ) その他住民や事業所のとるべき措置

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請は、地震・津波編 第2章「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第8節 広域応援要請計画

大規模災害発生時において本県単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、地震・津波編 第2章「第7節 広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて行う。

第9節 避難計画

第1款 避難の原則

避難の原則は、地震・津波編 第1章 第8節「第1款 避難の原則」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第2款 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。
なお、避難勧告・避難指示（緊急）、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、地震・津波編 第2章 第8節 第1款「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難勧告・避難指示（緊急）等の発令

避難勧告・避難指示（緊急）等の運用については、地震・津波編 第2章 第8節 第1款「2 避難勧告等の運用」のとおりとする。

村は、村風水害避難計画の定めにより、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難勧告・避難指示（緊急）等の発令に当たる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第60条に基づき、居住者等に対して屋内安全確保の安全確保措置を指示することができる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、氾濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- (2) 避難勧告等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。
- (3) 県、气象台、沖縄総合事務局開発建設部は、市町村から求めがあった場合、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

	発令時の状況	住民に求める行動	判断基準
避難準備・ 高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【浸水想定区域】 ・氾濫注意水位を超えるとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 ・災害の前兆がある場合 【浸水想定区域】 ・避難判断水位を超えるとき 【土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 ・切迫した災害の前兆があるとき 【浸水想定区域】 ・氾濫危険水位を超えるとき

※具体的な判断基準は、風水害を対象とした避難勧告等判断・伝達マニュアルを参考とする。

- (4) 警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る
- (5) 避難情報の伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民等の積極的な避難を喚起するように努める。
- (6) 災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危険区域近傍の支所長等が勧告等を行えるように権限を委譲しておく。

3 避難場所

避難先は、村風水害避難計画で定められた、浸水想定区域や土砂災害警戒区域・危険箇所以外の安全な場所とする。

4 避難誘導

(1) 住民等の避難誘導

村風水害避難計画で定められた方法による。

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び市町村職員など、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想される氾濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

5 船舶等の避難（第十一管区海上保安本部）

第十一管区海上保安本部等は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

6 避難所の開設・収容保護

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、地震・津波編 第2章 第8節「第1款 避難の原則」のとおりとする。

第3款 広域一時滞在

災害時の広域一時滞在は、地震・津波編 第2章 第8節「第3款 広域一時滞在」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第10節 観光客等対策計画

災害時における観光客等の対策は、地震・津波編 第2章「第9節 観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第11節 要配慮者対策計画

災害時における災害時要援護対策は、地震・津波編 第2章「第10節 要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第12節 水防計画

水防計画については沖縄県水防計画の定めるところによるものとし、その概要は以下のとおりである。

なお、水防計画の策定に当たっては、災害時における水防活動従事者の安全確保に配慮するとともに、必要に応じて河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報提供等水防と河川管理の連携強化に努めるものとする。

1 水防管理団体の水防組織

水防管理者（村長）は、村内の河川、海岸等で水防を必要とするところを、警戒、防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防機関、水防団及びその他必要な機関を組織しておくものとする。

第13節 消防計画

災害時における消防活動は、地震・津波編 第2章「第11節 消防計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第14節 救出計画

災害時における救出活動は、地震・津波編 第2章「第12節 救出計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第15節 医療救護計画

災害時における医療救護は、地震・津波編 第2章「第13節 医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第16節 交通輸送計画

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、地震・津波編 第2章「第15節 交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行うものとする。

(1) 各道路管理者及び県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難勧告等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市町村に伝達する。

(2) 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

第17節 治安警備計画

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、地震・津波編 第2章「第16節 治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第18節 災害救助法適用計画

救助法に基づく被災者の救助は、地震・津波編 第2章「第17節 災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第19節 給水計画

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、地震・津波編 第2章「第18節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第20節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、地震・津波編 第2章「第19節 食料供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第21節 生活必需品供給計画

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、地震・津波編 第2章「第20節 生活必需品供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第22節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び食品衛生監視は、地震・津波編 第2章「第14節 感染症対策計画」、地震・津波編 第2章「第21節 し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第23節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画

災害により死亡したと推定される者の捜索、遺体の処理及び埋葬は、地震・津波編 第2章「第22節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第24節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、地震・津波編 第2章「第23節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第25節 住宅応急対策計画

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、地震・津波編 第2章「第24節 住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第26節 二次災害の防止計画

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、地震・津波編 第2章「第25節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第27節 教育対策計画

災害時における応急教育対策は、地震・津波編 第2章「第26節 教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第28節 危険物等災害応急対策計画

危険物等による災害については、地震・津波編 第2章「第27節 危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性を踏まえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

第29節 海上災害応急対策計画

船舶の事故や船舶からの大量の石油類等の危険物が海域へ流出し、海上火災その他の海上災害が発生した場合において、人命及び財産の保護、流出油等の防除及び危険物の特性に応じた消火等の措置を講じる。

1 連絡調整本部の設置

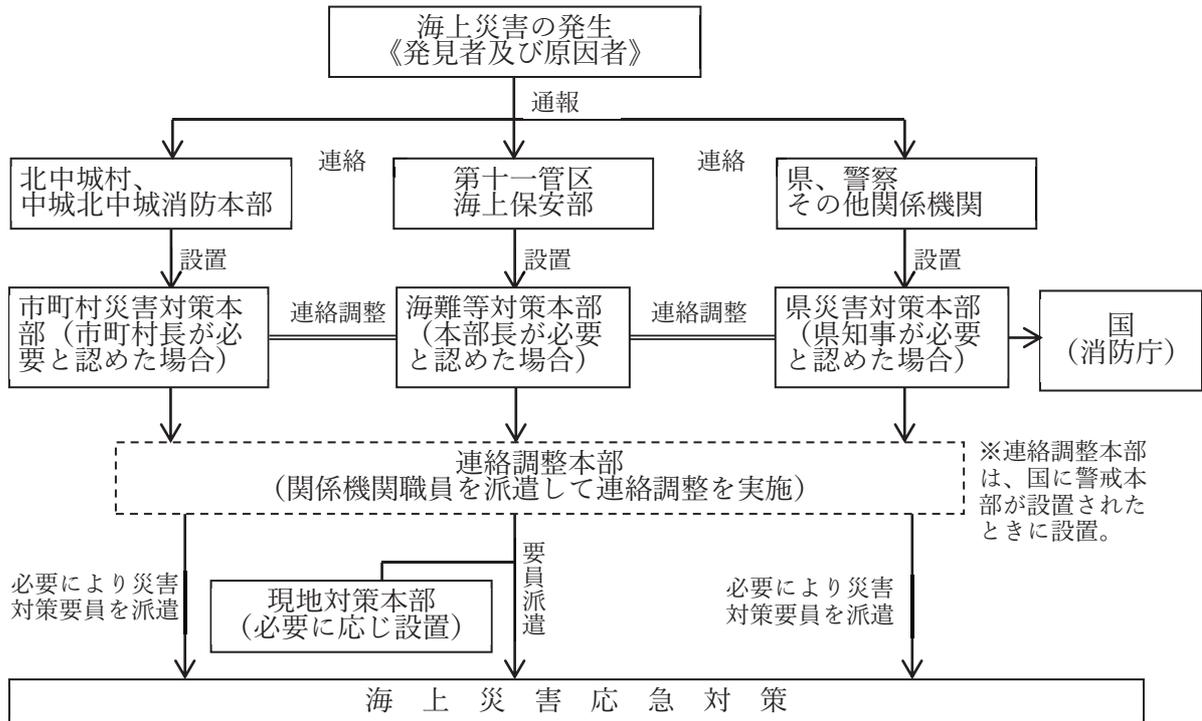
海上事故により油等の危険物等が大量流出し、事故の規模や予想される被害の広域性等から応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があると認められるときは、国に海上保安庁長官を本部長とする警戒本部が設置される。また、警戒本部が設置された場合は、現地に連絡調整本部が設置される。

連絡調整本部は、被害防止のためにとられた措置の概要、応急対策の状況把握及びこれらに関する関係機関と警戒本部との連絡調整等を行う。なお、連絡調整本部及びその事務局は、管区海上保安本部内に設置される。

2 実施機関

- (1) 第十一管区海上保安本部
- (2) 沖縄総合事務局
- (3) 沖縄気象台
- (4) 陸上自衛隊第15旅団
- (5) 海上自衛隊沖縄木地帯
- (6) 沖縄県
- (7) 沖縄県警察
- (8) 関係市町村、消防署
- (9) 日本赤十字社沖縄県支部
- (10) 事故関係企業等
- (11) 指定海上防災機関
- (12) その他関係機関及び団体

3 海上災害発生時の通報系統



(1) 村及び消防署の役割

- ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- イ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- ウ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
- エ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- オ 沿岸及び地先海面の警戒
- カ 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
- キ 消火作業及び延焼防止作業
- ク その他海上保安官署等の行う応急対策への協力
- コ 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導
- サ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導

4 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、関係機関・団体等と連携を図りつつ、次に掲げる対策を講ずる。

(1) 海洋環境の汚染防止

地震災害等により発生したがれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然

防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。

(2) 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。

イ 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等及び事故防止に必要な指導を行う。

第30節 在港船舶対策計画

災害時の在港船舶の安全確保は、地震・津波編 第2章「第28節 在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえて実施する。

第31節 労務供給計画

災害時における労務者及び職員等の確保は、地震・津波編 第2章「第29節 労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第32節 民間団体の活用計画

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、地震・津波編 第2章「第30節 民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第33節 ボランティア受入計画

災害ボランティアの募集、受入れ等は、地震・津波編 第2章「第31節 ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第34節 公共土木施設応急対策計画

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、地震・津波編 第2章「第32節 公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第35節 ライフライン等施設応急対策計画

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、地震・津波編 第2章「第33節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第36節 農林水産物応急対策計画

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、地震・津波編 第2章「第35節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、県は台風等により、農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれのあるときは、直ちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて、周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市町村を通じて事前対策について指導を行う。

第37節 道路事故災害応急対策計画

(実施主体：村、県、県警察、沖縄総合事務局、西日本高速道路株)

(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 村は人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

ウ 県は村から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、総務省消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。

エ 県警察本部は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ 関係機関は、第2章「第1節 組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制を取る。

(3) 救助・応急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ 県及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市町村は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

エ 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

(5) その他

ア 災害復旧への備え道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第38節 林野火災対策計画

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1 県の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、市町村等からの情報提供に加え、速やかにヘリコプターによる偵察を関係機関等に要請する。
- (2) 地元市町村からの要請に応じて、空中消火等を行うヘリコプターを自衛隊に要請する。
- (3) 林野火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、消防庁に対し緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等を要請する。
- (4) 島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて第十一管区海上保安本部へ消火及び救助・救急活動の応援を要請する。

2 村の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく村で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県

に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。

- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

3 県警本部の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、必要に応じて県警ヘリコプター等を活用し、火災状況や被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。
- (2) 必要に応じて、立入禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導等を行う。
- (3) 死傷者が発生した場合は関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、地震・津波編 第3章「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業あっせん等は、地震・津波編 第3章「第2節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第3節 中小企業者等への支援計画

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、地震・津波編 第3章「第3節 中小企業者等への支援計画」に定める対策のほか、風水害等の被害特性をふまえるものとする。

特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進するものとする。

村は、県と連携して、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行う。

第4節 復興の基本方針等

復興計画やまちづくりは、地震・津波編 第3章「第4節 復興の基本方針等」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

資料編

(1) 北中城村防災会議条例

(昭和 52 年 10 月 13 日条例第 8 号)

改正 昭和 61 年 12 月 22 日条例第 19 号 平成 11 年 6 月 30 日条例第 16 号
平成 12 年 3 月 31 日条例第 12 号 平成 17 年 3 月 25 日条例第 4 号
平成 19 年 3 月 14 日条例第 1 号 平成 28 年 9 月 13 日条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき北中城村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北中城村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて本村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 同項第 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織等)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱し、または任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 沖縄県の知事の部内の職員
 - (3) 沖縄県警察の警察官
 - (4) 副村長、教育長、各課長及び局長
 - (5) 中城北中城消防本部消防長
 - (6) 本村議会の議員
 - (7) 本村社会福祉協議会の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、村長が防災上必要と認める者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、及び第 9 号の委員の定数は、それぞれ 1 人とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、村の職員、関係指定公共機関の

職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が委嘱し、または任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 12 月 22 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 6 月 30 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日条例第 12 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 14 日条例第 1 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 13 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 北中城村防災会議委員一覧

	分野名	氏名	所属・役職
1	会長	新垣 邦男	北中城村長
2	委員	徳廣 貴之	沖縄气象台 業務課長
3	委員	上原 孝夫	沖縄知事公室防災危機管理課 課長
4	委員	殿内 孝志	沖縄警察署警備課 課長
5	委員	比嘉 聰	北中城村 副村長
6	委員	砂川 恵重	北中城村教育委員会 教育長
7	委員	城間 昌彦	中城北中城消防本部 消防長
8	委員	上間 堅治	北中城村議会 議員
9	委員	大城 健	北中城村社会福祉協議会 業務係長
10	委員	安里 秀己	渡口自治会自主防災会 防災委員
11	委員	石渡 一義	北中城村 企画振興課長
12	委員	仲本 正一	北中城村 総務課
13	委員	奥間 かほる	北中城村 税務課長
14	委員	名幸 芳徳	北中城村 住民生活課長
15	委員	喜納 啓二	北中城村 福祉課長
16	委員	安里 直彦	北中城村 健康保険課長
17	委員	楚南 兼二	北中城村 農林水産課長
18	委員	鹿島 直昭	北中城村 農林水産課参事
19	委員	瀬上 恒星	北中城村 建設課長
20	委員	米須 清喜	北中城村 会計課長
21	委員	安次嶺 正春	北中城村 上下水道課長
22	委員	喜納 克彦	北中城村 教育総務課長
23	委員	與儀 光敏	北中城村 生涯学習課長
24	委員	比嘉 直也	北中城村 議会事務局長

(3) 指定避難所一覧

NO	施設名称	所在地	電話番号	福祉避難所
1	北中城小学校	喜舎場 1 番地	935-3980	
2	島袋小学校	島袋 1234 番地	933-9863	
3	北中城中学校	喜舎場 306 番地	935-3979	
4	北中城幼稚園	喜舎場 255 番地 1	935-4554	
5	中央公民館	仲順 435 番地	935-3773	
6	仲順児童館	仲順 60 番地	935-3237	○
7	島袋児童館	島袋 215 番地	933-8066	○
8	北中城村老人デイサービスセンターしおさい	美崎 262 番地	935-5190	○
9	喜舎場保育所	喜舎場 253 番地	935-2510	○
10	社会福祉センター	仲順 451 番地	935-4520	○
11	北中城村民体育館	ライカム地区	932-5060	
12	喜舎場公民館	喜舎場 75 番地	935-3923	
13	仲順公民館	仲順 60 番地	935-5556	
14	熱田公民館	熱田 68 番地	935-2350	
15	和仁屋公民館	和仁屋 174 番地	935-0139	
16	渡口公民館	渡口 55 番地	988-7168	
17	島袋公民館	島袋 102 番地	932-6822	
18	屋宜原公民館	屋宜原 601 番地	930-0195	
19	瑞慶覧公民館	瑞慶覧 416 番地	932-0921	
20	石平公民館	安谷屋 2151 番地	935-2280	
21	安谷屋公民館	安谷屋 223 番地	935-3238	
22	荻道公民館	荻道 79 番地	-	
23	大城公民館	大城 86 番地	935-1311	
24	県営北中城団地集会所	熱田 2070 番地 3	935-4423	
25	美崎集会所	美崎 266 番地	-	
26	あやかりの杜	喜舎場 1214 番地	983-8060	

(4) 指定緊急避難場所一覧

NO	施設名称	所在地	電話番号	対象とする異常な現象の種類						
				洪水	崖崩れ、土石流及び地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫
1	北中城小学校	喜舎場 1 番地	935-3980	○		○	○	○	○	○
2	島袋小学校	島袋 1234 番地	933-9863	○		○	○	○	○	○
3	北中城中学校	喜舎場 306 番地	935-3979	○	○	○	○	○	○	○
4	北中城幼稚園	喜舎場 255 番地 1	935-4554	○	○	○	○	○	○	○
5	中央公民館	仲順 435 番地	935-3773	○		○	○	○	○	○
6	仲順児童館	仲順 60 番地	935-3237	○	○	○	○	○	○	○
7	島袋児童館	島袋 215 番地	933-8066	○	○	○	○	○	○	○
8	北中城村老人デイサービスセンターしおさい	美崎 262 番地	935-5190	○	○		○		○	○
9	喜舎場保育所	喜舎場 253 番地	935-2510	○	○	○	○	○	○	○
10	喜舎場児童公園	喜舎場 192 番地	935-2233	○		○	○	○	○	○
11	仲順公園	仲順 85 番地	935-2233	○	○	○	○	○	○	○
12	熱田公園	熱田 304 番地	935-2233	○		○	○	○	○	○
13	熱田緑地公園	熱田 2070 番地 4	935-2233	○	○		○		○	○
14	しおさい公苑	熱田 2070 番地 7	935-3773	○	○		○		○	○
15	渡口みどり公園	渡口 362 番地	935-2233	○	○	○	○	○	○	○
16	渡口多目的広場	渡口 475 番地 1	935-2233	○	○		○		○	○
17	島袋中央公園	島袋 100 番地	935-2233	○	○	○	○	○	○	○
18	ロカイ公園	島袋 261 番地	935-2233	○	○	○	○	○	○	○
19	あおい公園	島袋 600 番地 9	935-2233	○	○	○	○	○	○	○
20	ゆうな公園	島袋 606 番地	935-2233	○	○	○	○	○	○	○
21	屋宜原公園	屋宜原 794 番地	935-2233	○	○	○	○	○	○	○
22	若松公園	安谷屋 131 番地	935-2233	○		○	○	○	○	○
23	イームイ公園	安谷屋 223 番地	935-2233	○	○	○	○	○	○	○
24	農村広場	荻道 185 番地	935-2233	○	○	○	○	○	○	○
25	兄弟広場	大城 140 番地 1	935-2233	○	○	○	○	○	○	○
26	大城広場	大城 70 番地	935-2233	○	○	○	○	○	○	○
27	北中城中央広場	喜舎場 253 番地	935-2233	○		○	○	○	○	○
28	美崎広場	美崎 265 番地	935-2233	○	○		○		○	○
29	イオンモール沖縄ライカム 駐車場	ライカム地区		○	○	○	○	○	○	○
30	沖縄県総合運動公園	沖縄市比屋根 5-3-1	932-5114	○	○	○	○	○	○	○

(5) 重要水防区域及び災害危険区域

①重要水防区域内で危険と予測される区域

■重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

(平成30年4月1日現在)

所属土木事務所	水防管理団体名	水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
				流路延長	区域	流路延長	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)
中部土木事務所	北谷町 北中城村 中城村 宜野湾市	普天間川	普天間川	4.9	中城村 新垣 ～河口	2.0	北中城村 北谷町 安谷屋 中城村 宜野湾市	溢水	659	21.7	2,470	42.2

■重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）

(平成30年4月1日現在)

所属土木事務所	水防管理団体名	沿岸名	海岸名	延長(m)	区域	危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
						延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
中部土木事務所	北中城村	琉球諸島沿岸	中城湾港海岸	585	熱田地区	585	熱田地区	越波	3	0	4.5

②土砂災害危険溪流

■土砂災害危険溪流（I）

土砂災害危険区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。）ある場合の当該地区に流入する溪流。

(平成30年4月1日現在)

所属土木事務所	水防管理団体名	溪流番号	所在地	流域概要			保全対象		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
				溪流長(km)	流域面積(k㎡)	平均溪流勾配(°)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
中部土木事務所	北中城村	327-A27-03	和仁屋	0.13	0.04	6	16	-	和仁屋 372-A27-03	H26.11.25	第601号		

■土石流危険溪流に準ずる溪流（III）

土砂災害危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流。

(平成30年4月1日現在)

所属土木事務所	水防管理団体名	溪流番号	水系名(所在地)	流域概要			保全対象		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
				溪流長(km)	流域面積(k㎡)	平均溪流勾配(°)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
中部土木事務所	北中城村	327-C27-09	白比川(屋宜原)	0.35	0.10	10	-	-	屋宜原 327-C27-09	H26.11.25	第601号		

③地すべりによる危険が予想される箇所

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

所属土木事務所	水防管理団体名	区域名	面積 (ha)	地すべりの指定の有無	区域内の保全対象				土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域			
					河川への影響 (㎡)	人家 (戸)	耕地 (h㎡)	公共的建物施設の種類の数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
									指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
中部土木事務所	北中城村	屋宜原	89.0	無	161,000	280	1.2	国道 480m 村道 2960m 公館 2	H27.12.1	第 621 号		
		喜舎場		有		126	0.2	村道 720m 公館 1	H26.11.25	第 601 号		
		仲 順		有		24	1.3	村道 500m 公館 1 幼稚園 1	H26.11.25	第 601 号		
		熱 田		無		396	49.2	国道 730m 村道 6960m 公館 1	H26.11.25	第 601 号		
		安谷屋	42.4	有		181	3.2	高速 800m 県道 1100m 村道 350m 公園 1	H26.11.25	第 601 号		

④急傾斜危険箇所

■急傾斜崩壊危険箇所 (I)

被害想定区域内に人家が 5 戸以上 (5 戸未満であっても官公署、学校、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等の有る場合を含む。) ある箇所。

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

所属土木事務所	水防管理団体名	区域名		地形			保全対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
		大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共的建物	公共施設		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
											指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
中部土木事務所	北中城村	島袋 (3)	東新真川原	40	85	18.1	5			道路 (70m)	無	H26.11.25	第 601 号		
		屋宜原 (1)	西原	31	110	11.5	0	ろう学校	1		無	H26.11.25	第 601 号		
		喜舎場 (2)	東前原	45	180	14.6	10	小学校 郵便局	2		無	H26.11.25	第 601 号		
		荻堂 (2)	樋川原	39	89	19.4	8				無	H26.11.25	第 601 号		
		安谷屋 (2)	上原	32	60	15.2	7			村道 (30m) 道路 (10m)	無	H26.11.25	第 601 号		

■急傾斜崩壊危険箇所（Ⅱ）

被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。

（平成30年4月1日現在）

所属土木事務所	水防管理団体名	区域名		地形			保全対象		急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域			
		大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
										指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
中部土木事務所	北中城村	島袋(2)	西新真川原	83	37	23.8	2		無	H26.11.25	第601号		
		屋宜原(2)	屋宜原	30	79	8.3	1	河川(10m)	無	H26.11.25	第601号		
		渡口(2)	中原	130	37	16.4	4	道路(80m)、河川(30m)	無	H26.11.25	第601号		
		渡口(1)	下内尾原	50	31	6.7	2	河川(10m)	無	H26.11.25	第601号		
		安谷屋(3)	亀甲原	60	32	9.4	3		無	H26.11.25	第601号		

(6) 民間団体等との協定等一覧

	協定名	協定先団体
1	水難救助活動に関する協定	中城北中城消防組合 佐敷中城漁業協同組合
2	大規模災害時における地域防際協定	イオンモール株式会社 医療法人沖縄徳洲会病院 イオン琉球株式会社 株式会社プログレッシブエナジー 株式会社ルネサンス
3	災害時における応急対策等の災害支援に関する協定	中部電気工事業協同組合
4	地域における協力協定	日本郵便株式会社 北中城郵便局 日本郵便株式会社 宜野湾郵便局
5	災害用特設電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社沖縄支店
6	重要凶悪事件発生時における防災行政無線の活用に関する覚書	沖縄警察署
7	自然災害における避難施設の指定について (沖縄県総合運動公園)	(財) 沖縄県公園・スポーツ振興協会
8	災害時の情報交換及び応援に関する協定 (リエゾン協定)	内閣府沖縄総合事務局
9	北中城村における災害時応急対策支援活動に関する協定	北中城村商工会
10	備蓄食料保管及び搬出に関する協定	沖縄県知事公室防災危機管理課
11	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定 (県営北中城団地)	沖縄県

※総務課が主管する。

(7) 村有車両の状況

種別	議会	総務	企画	税務	住民	福祉	建設	健保	上下水	会計	農林	農委	教総	生涯	調理	計
小型貨物		2	1					1	2		1					7
小型乗用		1	1	1	1	3	1		1					1		10
普通貨物					3		1						1		2	7
普通乗用	1	4				2	1				1	1	2			12
普通特殊						1		2						2		5
普通乗合		1				1							4	1		7
大型特殊																0
軽貨物		1			4				2		2			2		11
軽乗用		1				7	1	2							1	12
建設機械等					1											1
計	1	10	2	1	9	14	4	5	5	0	4	1	7	6	3	72

*平成30年4月時点

*リース車両、貸与車両含む